

3. 里山が育む村並みにみる歴史的風致

□はじめに

内子町の中心部は在郷町として形成されてきた。その過程において山間部・農村部の営みとの関係は深く、農林業による産物という恵みを受けて発展してきた。

内子の中心部においては、昭和 57 年(1982)に、八日市護国地区が重伝建地区に選定されるなど、全国的にも早い段階から歴史的な町並みを保存する運動が続いている。

平成 7 年(1995)頃からは、山間部・農村部における「村並み保存」という地域づくりの取り組みも行ってきた。これは、日本の原風景ともいえる里山の自然的、歴史的に、あるいは住民の生業から生まれる文化を含めて彩られる地域性の総体を「村並み」とし、その村並みの美しい景観の保全だけでなく、その土地独特の農村文化を保全しながら環境保全型農業の振興を図るものでもある。そして現在もなお、内子には農業の営みが生み出した美しい村並みが全町的に広がっている。

平坦地が少なく面積の約 8 割を山林が占める内子町において、農山村や里山における風景とその営みは、大切な歴史・文化の蓄積であり、次代へ継ぐべきものである。

特に、町の北西部に位置する「1 麓川流域」、南西部に位置する「2 御祓地区泉谷の棚田」、南東部に位置する「3 立石地区^{おくび}尾首のため池」、ほぼ中央に位置する「4 和田地区」については、「村並み」の象徴的な風致を形成しているといえる。

1 麓川流域の谷筋にみる村並み

内子町の西側を南北に流れる麓川。伊予市^{ふた}双海町との境界から地質の傾きに^みしたがって流下し、集落としては石畳地区、^{かわのうち}河内地区、論田地区を流れて内子地区で中山川や小田川と合流する。流域の上流部は中～大起伏山地に属し、下



石畳清流園(水車小屋)

流部は川によって地形が侵食されてできた丘陵地帯となっている。

麓川流域の谷筋集落には独自の気候と地理的条件を生かし、丘陵斜面や丘頂部ではシイタケ、炭づくり、栗などの果樹栽培が、谷底の沖積低地やその周辺の小段丘面などには棚田、水田が見られるなど、農林業の生業が今に続く。またその営みを支える屋根付き橋や堰群をはじめとした建造物、自然が変わらない農村景観は、まさに「村並み」を形成している。

この村並み保存に最初に取り組んだのが麓川の最上流にあたる石畳地区である。昭和初期まで、石畳地区には約 30 基の水車が存在し、精米や製材に利用されていた。水車は時代とともに減少したが、平成 2 年(1990)に結成された地域住民による「石畳を思う会」が、自らの手で復元した。この活動により村並み保存の運動が動き出した。水車が復元された場所は「石畳清流園」となり、新たな祭「石畳水車祭り」を生んだ。また築 80 年の農家が移築され農村体験宿泊施設「石畳の宿」の運営を地元女性たちが担うようになったり、麓川の蜚の保全活動が始まったりした。さらに麓川の近自然工法による護岸工事や河岸の照葉樹の植栽などといった



弓削神社



屋根付きの太鼓橋（弓削神社）



上 _ 農家民家を移築した宿泊施設「石畳の宿」 左下 _ 地域の女性たちが用意してくれる石畳の食材を使った晩御飯

麓川流域の景観に配慮した活動にも影響を与えるなど、失われかけた麓川流域の歴史的風致を今につなぐ役割も担ってきた。

(1) 関連する建造物

①弓削神社

石畳東地区の標高約 410m に位置する。創建は応永 3 年 (1396) と伝えられ天照大神を主祭神とし、他に七神を祀る。境内には椎などの大木が生い茂る。境内への入口にはため池があり、屋根付きの太鼓橋が架かっている。ため池は石畳東地区を中心に田畑を潤す貴重な水源としての役割も担っている。現在の社殿は、平成 2 年 (1990) 『内子の寺社・仏閣』によると明治 30 年 (1897) に改築され瓦葺となった。境内は昭和 37 年 (1962)、町の記念物（名勝）に指定。

②屋根付きの太鼓橋（弓削神社）

弓削神社を囲むため池に架かる橋で、建築年代は不明だが、昭和 26 年 (1951) に修繕した記録があることから、少なくとも戦前から架けられていたことが分かる。屋根は杉皮葺き、棟は孟宗竹、橋脚は栗の丸太で造られている。

③石畳の宿

平成 6 年、「村並み保存」の一環として農家民宿の「石畳の宿」がオープンした。平成 8 年 (1996) 『内子町町勢要覧』によると、オープン当時築約 80 年の麓川上流にあった農家を町が移築し、創建当時の間取りを残しながらも現代的な設備を充実させて改築した。木造 2 階建、間口が 8 間、奥行き 4 間で越し屋根を載せる。この地域の典型的な農家。マツの大黒柱や竹の野地板、壁や柱の煤け具合などから大正期前後の建築であることは類推できる。宿の運営は地元の女性グループが担う。

④上田家石垣

石畳地区は、急峻な地形を効率的に利用するため棚田や宅地の多くが石積みで形成されている。特に、石畳地区の南端部の谷集落は、農家や田畑の石垣の美しさが特徴で、中でも「上田家石垣」は平成 18 年 (2006)、登録有形文化財に登録されている。

石垣は傾斜地にある敷地の南東辺に位置し、高さ約 6 m、長さは上辺約 28 m、下辺約 31m。細長く割った青石を末広状に空積みしている。奥にもう一列石垣を重ねた二重構造となっており、また中央部分に 7 つの巨大な青石を並べて埋め込んである点が特徴的。平成 27 年 (2015)『内子町誌うちこ時草紙 I「文化編」』によると登録の際の所有者聞き取りにより江戸後期の築造とされ、当時の建築技術の高さを伝えるとともに歴史的景観を形成している。



上田家石垣

⑤田丸橋

麓川中流の河内地区にあり、昭和 19 年 (1944) に建築。かつて麓川流域には 10 箇所屋根付き橋が架かっていたが、同 18 年 (1943) の水害によりその多くが流失。田丸橋は翌年に再建され現在に至る。橋長 14.1m、幅 2.1m、再建の際、水害で流されにくい方杖式構造（橋脚を設けず、護岸側から斜めに支える構造）とした。木造杉皮葺きで地元大工の手による。集落の生活道で、時には炭俵などの農業用倉庫として使われた。昭和 57 年 (1982)、町の有形民俗文化財に指定。



田丸橋

⑥西井出堰

現在、麓川には約 10km の間に 22 の堰があり、そのうちの下流から数えて 7 つめにある西井出堰は論田・松ノ木地区の水田の取水をまかなっている。管理は松ノ木水利組合 (25 戸)。平成 18 年 (2006) に登録有形文



西井出堰 (論田)



ヨケ堰（袋口）



栗の木と石積み



正体下堰（袋口）



松取堰（河内）

化財に登録されており、平成 27 年 (2015) 『内子町誌うちこ時草紙Ⅰ「文化編」』によるとその伝統的な工法から江戸後期の築造とされる。岩盤の上に胴木となるマツの丸太を敷設し、その上に空石積みを行い、上部表面はコンクリート（練り石積み）で処理を施した斜堰（箕の手堰）である。左岸にある取水口は高さ約 1.6m の石積みの樋門が設けられており、かつてはこの樋門で水量調節を行っていた。麓川堰群の中でも古い時代のものであり、地域の農耕の歴史を語る遺産として貴重である。

⑦堰群

先述のとおり、現在、麓川には約 10km の間に 22 の堰がある。いずれも、直下流部に位置する水田の灌漑用水を取水するために設けられた。築造の時期は聞き取りから明治以前と伝えられているものが多く、今から 4～500 年程前、麓川下流部の水田の開発と共に

築造されはじめ、その後、江戸、明治と新田が開発されるにつれて徐々に上流に築造されたと考えられている。明治 44 年 (1911) 『満穂村郷土誌』にも麓川には約 200～300m ごとに井堰が設けられ灌漑に使われていたとある。平成 4 年 (1992) 『麓川堰堤周辺整備計画策定業務報告書』によると、袋口地区のヨケ堰は明治以前の築造で、その他の堰についても昭和 18 年 (1943) の災害復旧時の修理歴が記載されている。

麓川における堰の構造は、斜堰（箕の手堰）が主体で、全 22 堰のうち、^{しょうたいした}正体下堰や^{まつとり}松取堰など 17 堰が占め、残りの 5 堰は直堰（一文字堰）である。近年多くの地方では、小規模な堰は水害対策の一つとして、統合されコンクリート製の大規模な設備に改修されてきている。麓川流域では一部改修されたものもあるが、現在なお旧来の井堰の様相をとどめている。

⑧農林産物に関する建造物

イ．栗畑の石積み

傾斜地に石を積み築かれ拓かれた段畑。栗栽培が盛んになった昭和 30 年代、栗へと転作する農家も多かった。石積みは、麓川流域に多い、地元では青石と呼ばれる緑



シイタケ乾燥小屋（阿部家）



屋根付き橋の修理

泥片岩を使用した野づら積み（石のそのままの形を生かして積む）が大半。昭和41年（1966）の国土地理院の空中写真にも段畑と石積みを見ることができる。

ロ．シイタケ乾燥小屋

原木シイタケは、大半が乾シイタケとして出荷される。乾燥は近年では灯油を燃料とした機械によるものが主であるが、満穂地区には現在も薪で乾燥しているところがある。その一つ、阿部家の乾燥小屋は昭和42年（1967）築で、2間四方の土壁の空間内に煙の通る管を通し、その上部に八角柱状の鉄製の棚が回る仕組み。その棚に「えびら」と呼ばれる網にシイタケを並べて乾燥させる。

(2) 関連する活動

①弓削神社の信仰

イ．屋根付き橋の管理

弓削神社の参道にもなっている屋根付き橋は弓削神社の氏子である地域住民によって管理されている。杉皮葺きの屋根は8～10年、栗の丸太などから作られた橋脚は数十年に1回交換されるなどの改修が行われている。



弓削神社の日参まいり

屋根付き橋の修理の記録は昭和26年（1951）のものから残っており、最近では平成17年（2005）に橋脚の一部付け替えと屋根の葺き替えを、平成25年（2013）に屋根の葺き替えを行っている。

ロ．日参まいり

弓削神社では神社の氏子が地域の五穀豊穡と家内安全を祈る「日参まいり」が古くから続いている。これは、各家に日参旗につさんという旗が回ってきたら、その旗を持って弓削神社にお参りし、終わったら次の家に旗を回してお参りをつなぐ習俗。郷土史をまとめた平成20年（2008）の『満穂の昔』に第二次世界大戦中は武運長久や出征兵の安全が祈願されたとあり、各時代ごとの願いをもつなぎながら続けられてきている。



上 _ 弓削神社の屋根付き橋を渡る神輿
右 _ 合祀された河内神社の昭和40年頃の秋祭り

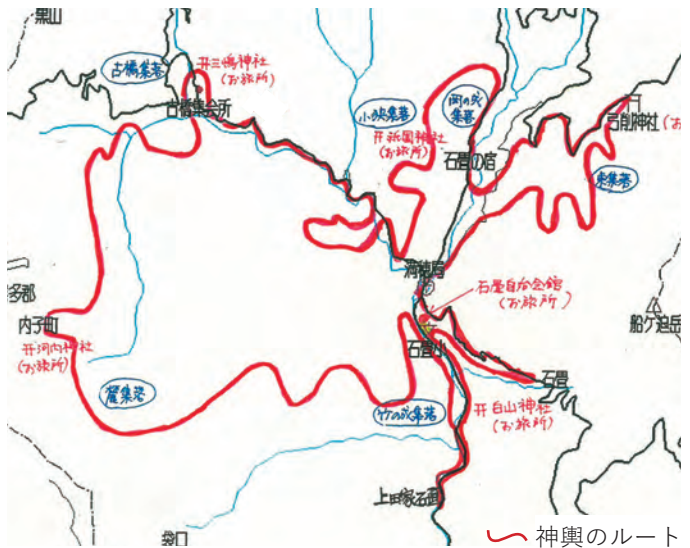
ハ. 秋祭り

石畳地区は、かつて山を挟んだ北側の双海村（現伊予市）に属していた。そのため氏神は双海の三島神社であり、弓削神社を含む石畳地区の秋祭りの神事はこの三島神社の神主によって執り行われる。

人口減少などによって弓削神社の秋祭りは昭和40年（1965）前後に一時中断されたが、明治43年（1910）に合祀された河内神社の秋祭りは続いており、その様子は昭和40年（1965）頃の写真にみることができる。

その後弓削神社の秋祭りは昭和61年（1986）に再開。現在は10月の第2日曜日に行っている。当日の朝、双海の三島神社へ神輿2基をお迎えに行き、最初の御旅所の石畳自治会館で神事を行う。その後、2基が分かれて氏子を回り、石畳の宿での門付けや弓削神社などの御旅所での神事を行う。神輿は、上田家の石垣をはじめとする麓川流域の石積みなどの風景の中で巡行する。

■弓削神社秋祭り神輿（門付け）のルート（2基が分かれて回る）



②田丸橋の管理・保全活動

かつて麓川には多くの土橋や屋根付き橋が架かっていましたが、昭和18年（1943）の水害により大半が流出。田丸橋も同様に流された。しかし翌年、地域住民の手で木造の屋根付き橋を再建。その後も通行のための生活道としてはもとより、炭俵の一時置き場としてや農業資材のための倉庫としてなど、屋根付きであることを活かし、維持管理されながら使われてきた。同40年（1965）にはトタン屋根に改修、同57年（1982）に元の杉皮葺に替え、失っていた風景を取り戻し、同年町の有形民俗文化財に指定。翌58年（1983）に田丸橋保存会（久保義雄代表）が正式に発足。以後、地域住民による屋根の葺き替えや梁の交換等、管理・保全活動が続いている。（年代等は平成27年『内子町誌うちこ時草紙Ⅰ「文化編」』による。）

③堰・水路の管理

灌漑技術の未発達な時代では、小さな谷の底にある狭い平地は水田耕作に適する地形であったため、麓川流域においても曲流部に水田が発達し、その周辺の丘陵緩斜面に棚田が



平成 25 年の田丸橋の屋根の葺き替え。概ね 8 年ごとに実施



上 _ 利用者たちが堰や水路を清掃・管理
右 _ 昭和 27 年の改修記念碑



開かれた。

慶安元年(1648)『伊予国知行高郷村数帳』によると麓川流域の当時の農産物は米や大豆が主で、特に米の生産は藩への年貢完納のため谷間のわずかな平地まで開田していった。明治期に入っても、米の増産のため灌漑設備としてこれら堰群が整備され、棚田も増えていった。

麓川に築造されている西井出堰やヨケ堰、正体下堰などはいずれも灌漑用水を供給する井堰である。麓川流域に点在した水田は小規模で、かつその個々の水田の集団ごとに井堰があるため、1つの井堰が受け持つ灌漑面積はごく小さい。各堰の利用期間は水利組合ごとに定められており、水稻の栽培期間である5月初めから9月末頃までが取水期間である。取水開始日には、水利組合に属する各戸が共同して井出(用水路)の清掃を行う。また老朽化した堰の補修なども行う。西井出堰を管理するのは「松ノ木水利組合」で、昭和27年(1952)に水路を改修した際の碑が現地にあることから、長く営みが続くことがわかる。



上：傾斜地での栗栽培
右：より大きくておいしい栗づくりを目指して



④栗の栽培

同地区の栗生産の起源は隣市の伊予市中山栗の歴史にみることができる。昭和59年(1984)『愛媛県史 地誌Ⅱ(中予)』によると、寛永年間(1624～1645)頃に大洲藩主が参勤交代の際に中山の栗を献上して称賛されたことに始まるとされ、明治以降、換金化されるにつれて園地栽培が進み、戦後になって肱川水系を中心とする中山間地域の基幹作物

序
1
2
3
4
5
6
7
8

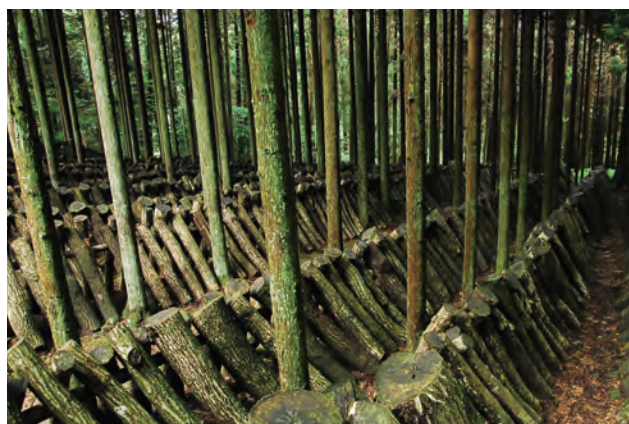
となった。麓川において栗生産は現在も続く特徴的な生業である。

麓川流域の河内、石畳地区では平成 29 年 (2017) の愛媛たいき農協集荷分だけで約 120t、全体の出荷量となると約 150t を見込む。その規模は、農林水産省の作物統計によると、愛媛県（栗の収穫量では茅城、熊本に次ぎ全国 3 位）の約 10% を占める。

中山間地域の急傾斜地帯では、草刈防除な

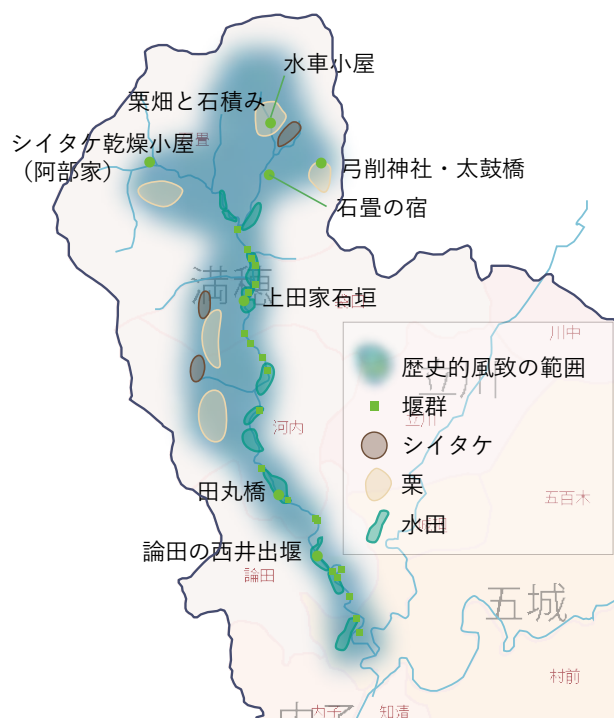
ど栽培管理面では困難な反面、多雨でありながら水はけがよく、大玉で味が良いとされる。品種は筑波、銀寄、石鎚、岸根、利平などが主である。斜面の石積みの栗畑には栗の木が茂り、花の咲く春にはその香りが里山一帯に広がる。

現在は村並み保存の取り組みの中で、生産量の強みを活かして無農薬栽培や品質向上等によるブランド化や、加工品開発などで収益と雇用の向上を目指している。



シイタケの圃場

■麓川流域の分布図



⑤原木シイタケ栽培

シイタケは、平成 4 年 (1992) 『内子町産業経済誌』によると、内子地方でも江戸末期頃から栽培されていたとされる。シイタケ栽培は雑木を原木とし、麓川流域においてもクヌギを原木としてシイタケ栽培が盛んに行われている。戦後、昭和 25 年 (1950) 頃から本格的に取り組まれるようになり、昭和 36 年 (1961) 頃には木炭の不況により、木炭に使われていたクヌギのシイタケ栽培への転換が急激に進展した。従事者は昭和 48 年 (1973) を最高に減少を続けているが、クヌギの原木を用いての栽培が続いている。

収穫されたシイタケは、各家で乾燥・出荷される。乾燥機は近代化され灯油が使われるものが主流となっているが、現在も阿部家など薪で乾燥する乾燥小屋が使われている。

肱川流域は薪炭林としてクヌギの育成が古く行われてきた地域であり、その歴史は元和9年(1623)に伊予大洲藩主であった加藤泰興がクヌギの植林奨励をしたことにまでさかのぼる。現在でも日本有数のクヌギ林が広がる地域であり、その支流である麓川流域においても貴重なクヌギ林が今なお残されている。

同地区では江戸初期より藩政の支援を受け炭の生産量が増えたが、明治末から戦前にかけて内子町の越智良一氏らが尽力し、昭和3年(1928)の全国木炭品評会で農林大臣(当時)より感謝状を受け、「伊予の切炭」として全国に名を馳せるに至った。そのことから流域の山々はクヌギを中心とする二次林がかなりの面積を占めていたことが予想される。

その後プロパンガス等の代替燃料の普及により、木炭生産は衰退したが、同27年(1952)に燃料炭の生産を開始した内子町の大木一氏が、その後、同39年(1964)に茶道炭専門の生産へと切り替え、新たな販路を開拓した。大木氏の茶道炭は菊炭という



石畳の菊炭

切り口が菊の花のように見える繊細なもので、作るのに高度な技術を要する。この炭づくりを受け継ごうと平成22年(2010)には「^{あいたん}愛炭企業組合」が発足した。この茶道炭は見た目の美しさだけでなく、火付き、火持ち、香りの良さが特徴であり、その質は高く評価されている。こうした炭焼きの継承は、スギ・ヒノキ植林が多く占めるようになった地域にクヌギ林の二次林を保全し、谷間に開かれた水田への肥料補給、常緑の単調な山に四季の変化をもたらしている。



95 枚の水田が広がる泉谷の棚田

2 泉谷地区の棚田にみる村並み

(1) 泉谷の棚田

内子町の美しい農村景観の一つに棚田の風景がある。全町的に棚田や段畑、屋敷の石垣には偏平な緑泥片岩を斜めに組み上げたり、あるいは小さな石に巨礫を組み合わせたりするなど、巧みな石組工法が駆使されこの地域独特の文化的景観を形成している。江戸後期の築造とされるものが多い。

内子町の中でも多数がまとまって残る棚田は、御祓地区にある「泉谷の棚田」が挙げられる。ここは町の南部に位置し、標高 470m の急峻な山間に 95 枚の水田を有する。平成 11 年 (1999) には農林水産省から「日本の棚田百選」に認定されている。

泉谷の棚田の特徴は急な斜面地に造成されたことで、農水省の定める棚田の認定基準は勾配の傾斜度が 20 分の 1 以上であるのに対し、泉谷の棚田の傾斜度は 3 分の 1 で、これは棚田百選に選ばれた棚田の中でも 1、2 を争う急勾配である。全国の棚田の法面をみると土と石積みの 2 種類があるが、泉谷の棚田は川を挟んで土と石積み両方の法面が見られ

る。築造年代は定かではないが、所有者の聞き取りから少なくとも戦前に造られ始めたとされる。昭和 41 年 (1966) の国土地理院の空中写真にも現在とほぼ同じ棚田を見ることができる。また、日本全国の棚田には耕作放棄地の目立つものもあるが、泉谷の棚田は 95 枚の田んぼの管理が行き届いている。水は地元で「大清水」と呼ばれる水量と水質に恵まれた湧き水を利用している。

(2) 泉谷の棚田での営み

現在営農している 2 軒の農家はいずれも先



地元小学生たちも毎年田植えをお手伝い



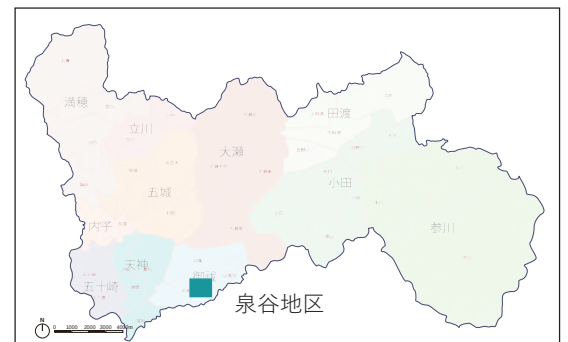
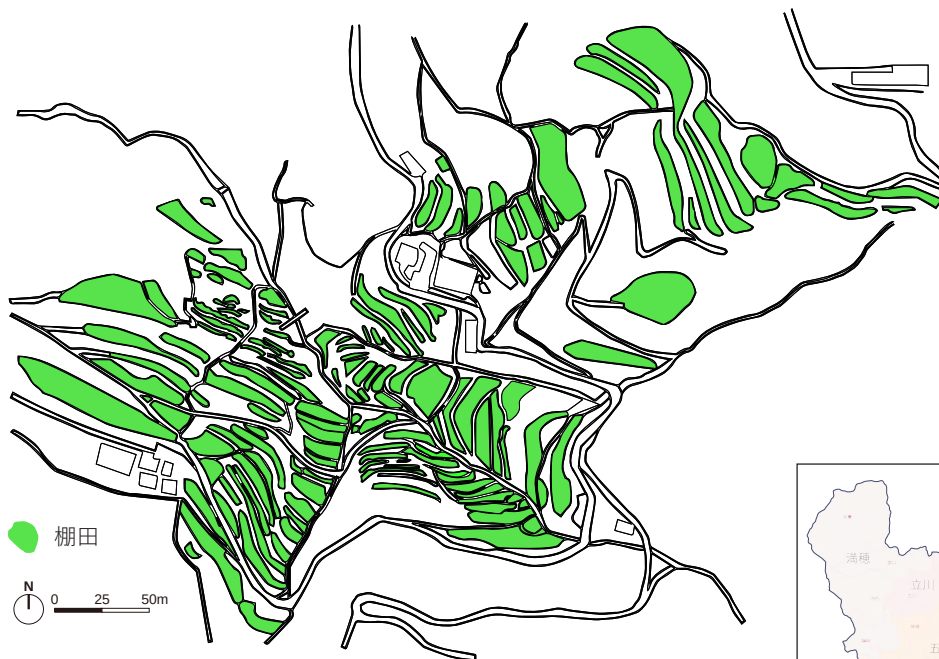
棚田の石積み管理のための草取り

代から耕作を続けている。最も広範囲を所有する上岡満榮氏によると、明治38年(1905)生まれの父が農業を継ぎ、子どもが生まれるたびに近所の農家と競って田を開墾していったとのことである。現在も残る棚田の石垣は、その際に父が築いたものが多い。戦後、上岡氏が小学生だった頃も広げていた記憶がある。上岡氏自身も中学生のころから手伝って

いた。平成10年(1998)の『改訂五十崎町誌』によると棚田として開墾され、昭和25年(1950)当時の御祓村(現御祓地区)における稲作の記録が掲載されている。

このように元々は泉谷地区にいた住民らによって明治期から開発された水田で、以降、脈々と営農活動が継承されている。近年では、平成11年(1999)に地域住民によって「泉谷地区棚田を守る会」が発足し、棚田をどのように維持管理していくかを考え実行している。棚田米のブランド化にも取り組んでおり、良質な水質の湧水を利用していることや減農薬農法などを付加価値としている。また同16年(2004)より、「棚田オーナー制度」を導入し、体験を通して多くの支援者を得ている。このようにシステムづくりやイベントを行い、資金・担い手不足の解消、コミュニティの活性化などに努めている。

■ 泉谷地区の棚田分布図(※内子町景観農業振興地域整備計画より)





尾首のため池



尾首のため池からの眺め

3 おくび 尾首のため池にみる村並み

立石地区尾首は、山腹に農地が開け、昔ながらの農家が点在し、田畑が耕作されてきた。谷筋がないため農業にはため池が欠かせず、江戸末期に設置されたとされるため池が多く残り、今なお現役のため池も多い。

特に町内最大規模の尾首のため池からは眺望もよく、遠くは石鎚の山々、眼下には小田地区の中心部まで見渡せるが、谷筋のない山頂部に位置する集落においてため池は命の水であり、圃場整備が及ばなかったことによって残された農山村の原風景を今に見ることができる。

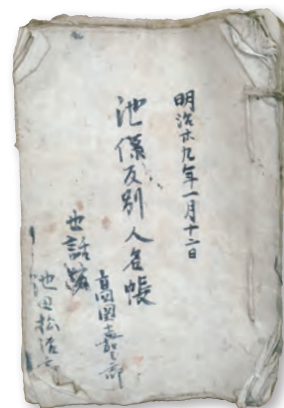
(1) 尾首のため池

立石地区尾首にある、町内最大規模の尾首のため池。周辺農地の灌漑用水を賄う。愛媛県の管理するため池台帳には、現在小田地区だけで31のため池が記載されており、8割が立石地区にある。同台帳によるとそのほとんどが江戸末期の築造で、尾首のため池も江戸期とされる。管理は水利組合で、ため池周辺は土地所有者はもとより地元有志の会「愛

鱗会」による管理等がなされ、農業利用としてだけでなく地域の拠り所となっている。

(2) 尾首のため池での営み

立石尾首のため池は江戸期の藩政においては年貢のための耕作地として田畑を拓き、その灌漑のためにため池を造ったとされる。現在でも周辺地域において稲作が行われており、ため池からの取水は欠かせず、関係する地域住民によって管理・利用が行われてきている。明治29年(1896)の『池係反別人名帳』が残っており、負担金や積立金、その使途として池の見回り代、池のほとりに立つお地蔵



明治29年の
『池係反別人名帳』

様へのお酒代などが記載されている。この台帳は大正、昭和と残っており、地域で協力して管理・利用等を続けてきたことがわかる。

現在も水門の開閉や見回りなど基本的な管理は利用者が行っているが、稲作を行う農家は減少している。そこで尾首のため池周辺の環境整備や、集落の活性化のためのイベント開催など、平成 19 年 (2007) に発足した地元有志からなる「愛鱗会」が様々な取り組みを行っている。尾首のため池では昭和 30 年代に養鯉をしていた記録も残っており、そこにちなんで「鱗」を名前に入れたという。同会は花見や月をめでの会なども催し、現代の尾首のため池は農業利用のみならず地域の拠り所となっている。

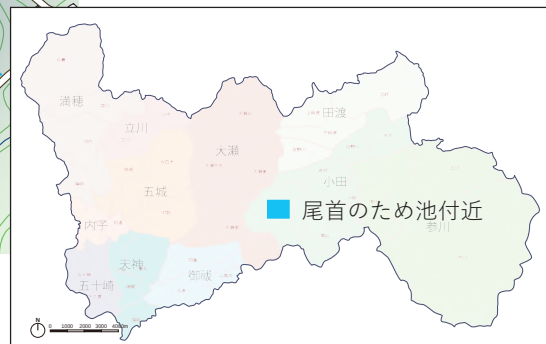
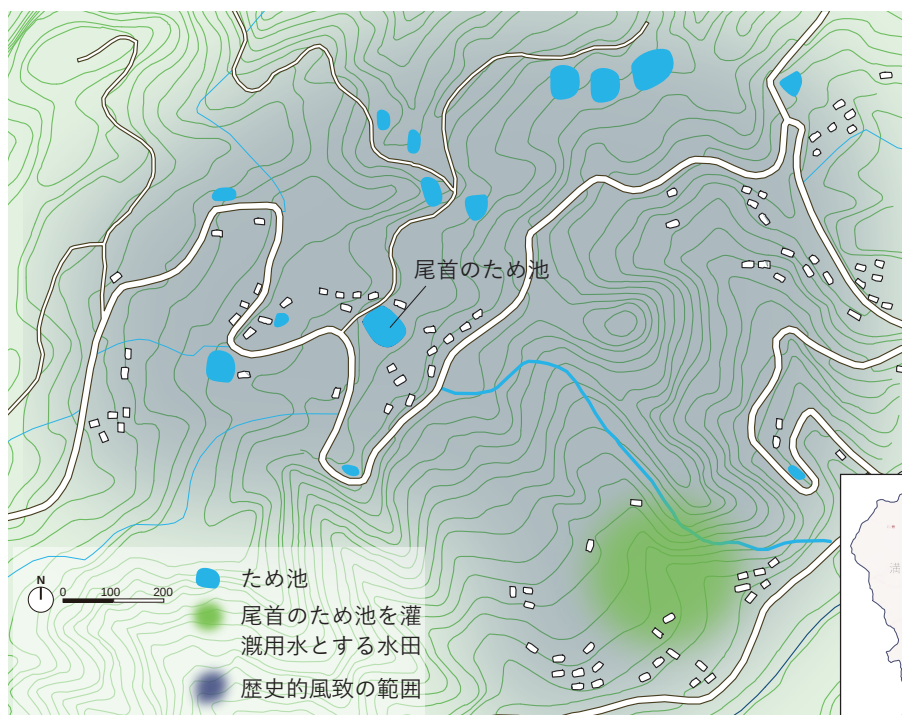


尾首のため池からの水を田へ引く



尾首の月をめでの会

■立石地区尾首のため池分布図（※ため池台帳より作成）





大瀬川登地区の秋に色づく柿畑と小田川



冬支度の一つ干し柿

4 和田地区にみる村並み

内子町における果樹栽培は、温暖な気候や肥沃な土壌など恵まれた自然環境により好適地であったこともあり、先駆者によって点的に導入され、それが徐々に広がり、地域的・組織的に産地化してきた。

昭和46年(1971)『内子町誌』によると、内子町での柿栽培は昭和10年頃、大瀬・上和田地区の篤農家^{ふゆがき}が富有柿の栽培を始めたとされる。このほか、始まりに関しては諸記録あるがいずれも昭和初期に、大瀬地区もしくは和田地区で導入され、現在まで続いている。

(1) 関連する建造物

① 和田地区の果樹畑、石積み

現在の柿畑は、主に戦後から現在まで徐々に大規模に整備されたものが多く、古くから開墾された傾斜地の石積みで組まれた畑も小田川流域には見られる。開墾の記録などはないが、和田地区においても、昭和41年(1966)の国土地理院の空中写真に写る段畑からも、すでに長く使われていることがわかる。



昭和30年代の柿の競り



傾斜地の石積みの畑で栽培される柿

②宇都宮神社

境内は約 200 段の急な勾配の階段を上ったところに位置する。仁平 3 年 (1153) に下総国 (千葉県) から勧請されたと伝えられている。主祭神は大国主命、建御名方命を祀る。本殿は流造銅板葺、幣殿・拝殿は入母屋造瓦葺で、平成 2 年 (1990) 『内子の神社・仏閣』によると、棟札から文政 11 年 (1827) に造営されたことがわかる。



宇都宮神社

(2) 関連する活動

①和田地区の果樹栽培

内子町の基幹産業である農業において、現在、柿、栗、梨、ブドウなどの果樹栽培は、農林生産物総販売額の約 3 分の 1 を占める。中でも柿は販売量・販売額ともに最も多く、町全体で約 100ha、2,000t ほど生産され、約 250 戸が携わっている。

平成 4 年 (1992) 『内子町産業経済誌』によると、和田地区においては、昭和初期から柿栽培が導入され、気候、土質、日照時間などの自然条件が富有柿に適し、高い評価を受けるようになった。耕作地は広がり、小田川沿いの傾斜地の石積みの畑や山間部に整備された農地で栽培されている。昭和 33 年 (1958) には流通の安定化を図るため、和田地区に柿の共同選果場が設置され、柿栽培の拠点として現在まで続く。

品種としては富有柿が最も多く、渋柿の刀根柿、愛宕が次いで多い。気温が下がり始めると、農家の軒下に干し柿がつるされるのも季節の風物詩となっている。

柿以外にも、栗、梨、桃なども栽培され、夏から秋にかけての味覚はもとより、春の新芽、開花、秋の紅葉と、小田川流域で季節ごとに目を楽しませてくれる。



柿の収穫

②宇都宮神社の秋祭り

10 月 18 日に和田地区の氏子 (約 70 戸) によって行われ、神輿と子ども神輿、お供 20 人が宇都宮神社の階段を下りて、ふもとの御旅所で神事を行ったのち巡行する。特徴的なのが牛鬼で、和田地区の中の掛木地区にある掛木天満宮に納められており、宇都宮神社の秋祭りのときに神輿を先導する。現在神輿は他の 2 地区と交代で巡行しており、3 年に 1 回和田地区を巡行する。牛鬼は毎年、和田地区の氏子を門付けして回っている。

和田の牛鬼は、明治初期に和田地区を訪れた鬼瓦職人が型を作成し、地区内の様々な「お札」を集めて張り合わせて作ったと語り伝えられている。牛鬼の顔面は赤褐色

で、その形相は類を見ないほど凄まじい迫力がある。牛鬼の制作年代からも当時から秋祭りは続いており、また昭和 35 年 (1960) の写真にも見ることができる。



牛鬼の先導で 200 段の階段を下りて御旅所へ

平成 23 年 (2011) の愛媛県歴史文化博物館大本敬久学芸員の「伊予銀行地域文化活動助成制度 20 周年記念 特別寄稿『愛媛県の祭りと芸能を知る』」によると牛鬼は愛媛県南予地方に限定されたローカル色豊かな伝統芸能であり、その中でも「和田の牛鬼」は、古い様式を残す貴重な伝統文化である、としている。

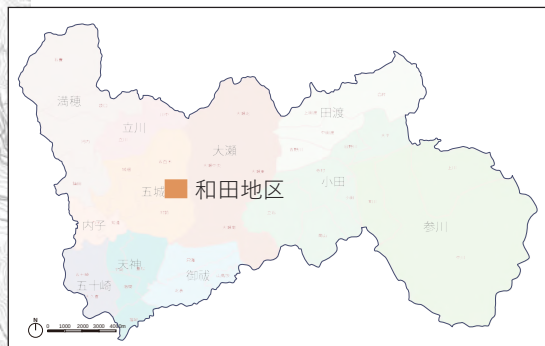
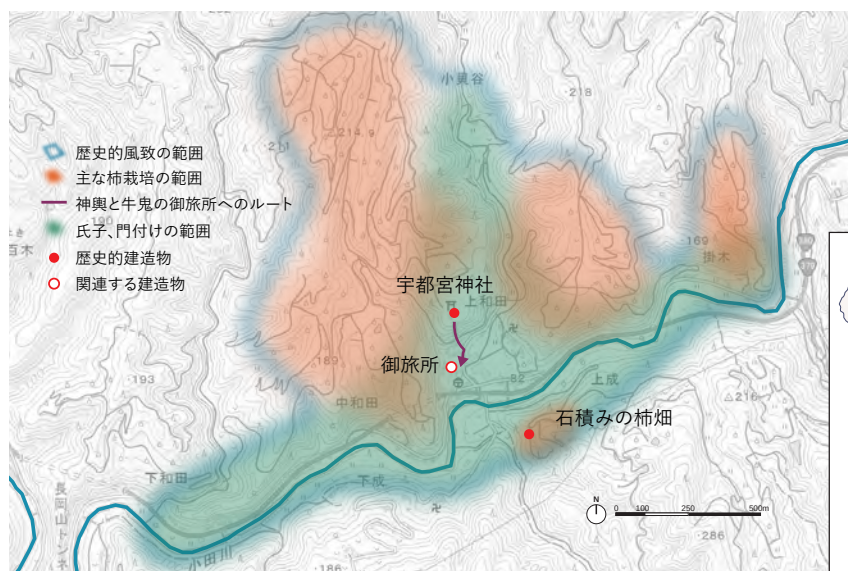
掛木天満宮に、牛鬼を中心にして掛木地区の壮年が写る昭和初期の写真が掛けられている。背景は内子の商店街であり、何かの祝典にこの牛鬼が練り歩いたものと推察されている。長く、和田の牛鬼は地域の誇るべき文化となっている。



上_御旅所での神事
右_昭和 35 年の秋祭り

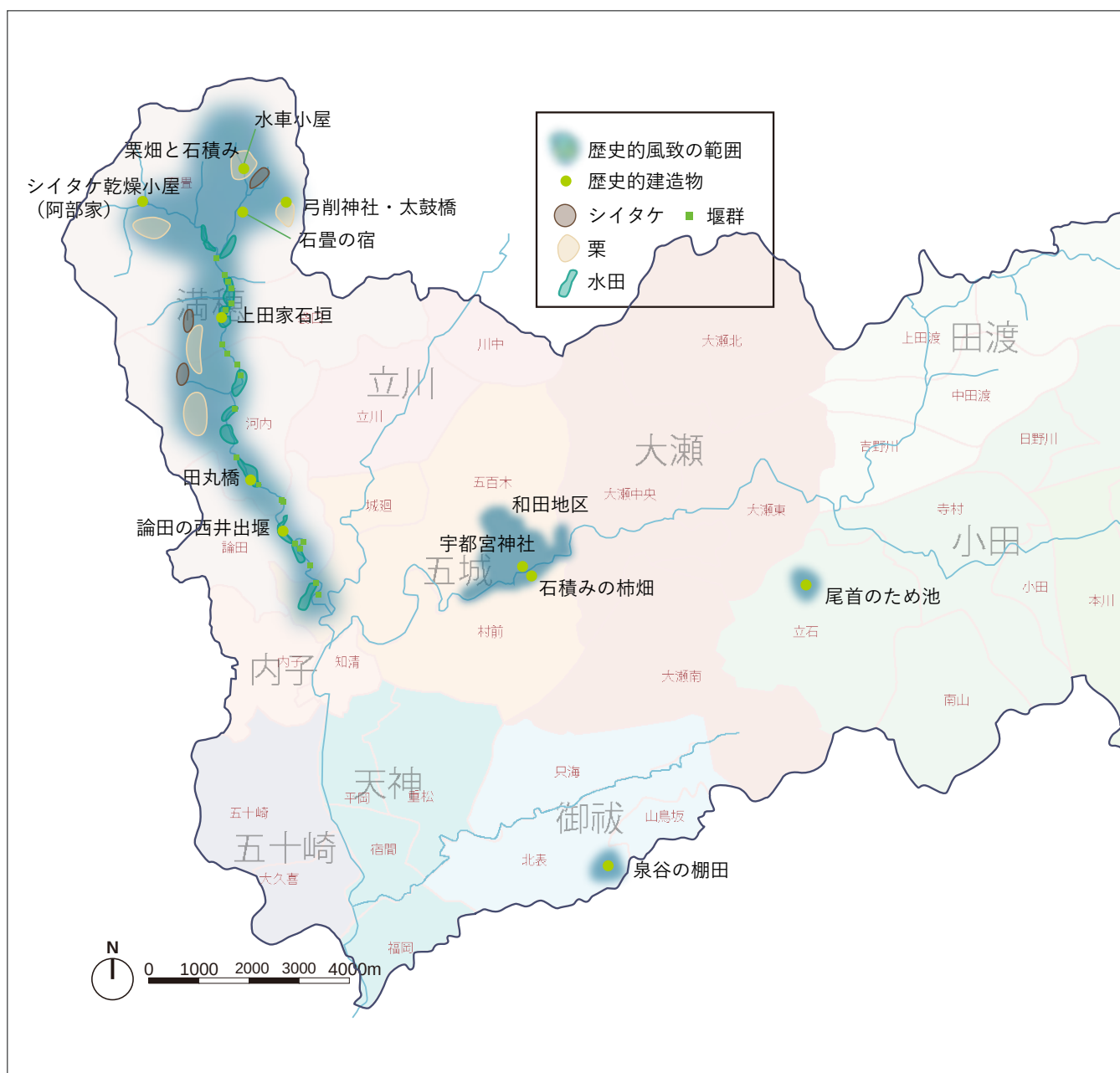


■和田地区の位置図



□まとめ

内子町のような中山間地域における農山村部では、人々がその地に生きるために田畑を耕し、農作物をつくってきた。現代において、その生業や営みの現れが農村景観として評価され、重要視されている。そこには風景としての美しさはもとより、そのつくられた過程における先人の知恵や工夫、さらに苦労や喜びなどの思いまでも見ることができる。今残る屋根付き橋や石垣・石積み、棚田、堰やため池などは、そこで営まれる農業や林業などとともに、将来へつなぐべきものである。在郷町としての賑わいの再興を目指す中心部と、営みの持続可能性を追求する農山村部は内子町における維持向上すべき歴史的風致の両輪といえる。



4. 大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致

□はじめに

大瀬地区には、とぼしが森三島神社、明應寺をはじめ集落の人々の暮らしに根付く神社仏閣などの歴史的建築物や、小田川や樹木等の自然環境が残るとともに、地域の祭りや風習、生業と一体となった大瀬らしさが今に続く。

ノーベル賞作家の大江健三郎氏はこの地に生まれ育った。自身の経験や祖母や母の語った「土地独自の民話＝神話」など、大瀬の面影をその小説にみることができる。この地が「森のなかの谷間の村」として描かれ、それは今も大瀬地区に根付き、続く営みや生活、自然や建物であり、この地域の自律性を構築する欠くことのできない資産となっている。この小さな「森のなかの谷間の村」は、地元住民にとってもここならではの独特な空間を意味しており、その個性を維持向上させながら後世に継承しようとしている。

1 大瀬と大江健三郎氏

大瀬地区は内子町のほぼ中央に位置する山間の小集落である。その北東方面には石鎚山脈、南方は四国山地が屹立する。

大江健三郎氏は昭和 10 年 (1935)、ここに生まれ、高校に入るまでの幼少年期をこの地で

過ごした。生家は成留屋地区という大瀬地区の中心地にあり、当時大瀬地区で盛んであった三桮、楮、栗など山産物の集散を行っていた。

昭和 15 ～ 20 年 (1940 ～ 1945) 頃の成留屋地区は大瀬村役場、駐在所、郵便局などの公共施設や宿屋、呉服屋、精米所、和傘、竹細工屋、日用雑貨、肥料販売など、多岐にわたる生業で活気を呈していた。

大江氏は学生時代 (昭和 39 年 (1964))、実家に住む兄に宛てた手紙の中で、「とある瞬間に大瀬の空気、大瀬の若葉にうずもれる谷のことなどを思い出したものだ。」と書いており、その後の講演などでも子ども時代のここでの思い出が大切であり、頼りとなったことに触れている。

2 大瀬が描かれる大江作品

大江氏は『芽むしり仔撃ち』(講談社、1958 年)、『万延元年のフットボール』(講談社、1967 年)、『同時代ゲーム』(新潮社、1979 年)、『M/T と森のフシギの物語』(岩波書店、1986 年)、『懐かしい年への手紙』(講談社、1987 年)をはじめとした多くの作品において、大瀬の



昭和 35 年頃の成留屋

◆「森のなかの谷間の村」

『M/T と森のフシギの物語』より

僕の絵はまず画用紙の中央に、森に包み込まれた谷間を描きこんでいました。谷間の中央を流れる川と、そのこちら側の盆地の県道ぞいの集落と田畑に、川向うの、栗をはじめとする果樹の林。山壁に沿って斜めに登る「在」への道。それらすべての高みをおおって輪をとじる森。

歴史および自らの幼少年期の体験を通底させた「森の谷間」の物語を描いてきた。特に大江氏の祖母―「ぼくの最初の教師」でもあった―が少年大江氏に直接語った大瀬のさまざまな伝承は、のちに青年大江氏の想像力の下で物語として屹立し、初期大江文学の根幹を形成していると言われている。

3 関連する建造物

(1) 寺社

①とぼしが森三島神社

神社所有の『三島本宮略縁誌』（江戸前期、昭和48年（1973）町指定有形文化財）によると、永禄11年（1568）、曾根城の城主曾根宣高が大三島（現今治市）の大山祇神社から分祀し、創立。祭神は大山積命、高示龍神、雷神姫大神。明治8年（1875）に郷社に列格された。当時の広瀬郷大瀬村他8カ村の総鎮守であり、本殿及び拝殿が平成8年（1996）、町の有形文化財に指定されている。平成2年（1990）『内子の神社・仏閣』によると、現在の社殿は明治33年（1900）、棟梁の大本新五郎によって改築されたもの。華麗な彫刻が数多くほどこされており、本殿右奥の脇障子の裏面には長州大工・門井友祐の銘がある。脇障子は左右一対の作品で、左は「張良」、右は「黄石公」にまつわる故事を表していると考えられている。正面御拝の龍の彫刻は、天



とぼしが森三島神社

神村平岡（現内子町平岡）の城崎豊が彫ったものである。

同社では毎年4月に春神楽、7月に夏越の祓^{はらえ}、10月15日には秋の大祭などが行われている。氏子数はおおよそ500戸。大江作品の『同時代ゲーム』、『M/Tと森のフシギの物語』、『懐かしい年の手紙』などに登場する。

②星中山（星中神社、庚申堂）

大瀬中学校の手前に星中山と呼ばれる小高い丘（標高110m）がある。頂上の開かれた平地には星中神社が祀られている。平成24年（2012）『大瀬・くらしのこみち』によると、昭和21年（1946）にここにとぼしが森三島神社の末社として創設された。木造で屋根は銅板葺。

また星中山の中腹には庚申堂（平成6年（1994年）に再建）があり、「失せ物の神様」



星中山の星中神社



庚申堂

として知られる。ここは大江氏の母が毎日お参りしたとされ、現在、大江氏の筆による扁額が掛かり、大江氏の母の奉納した昭和40年(1965)の銘の入った手水鉢と石灯籠が残されている。以上の理由から大江文学で描かれている「庚申山」や「お庚申山」は、星中山のことと推察される。



明應寺

◆地獄絵

『M/Tと森のフシギの物語』より

村の建設され方を話してくれながら、祖母は、一番初めの村の眺めは、お寺の屏風に地獄絵として描いてあるから見せてもらいに行け、と住職に口ぞえしてくれたのです。そこで花祭りとかお盆とかいうのではない、時期はずれの1日、ひとりで地獄絵を見に行つての、その強い印象が記憶をかたちづくっているのです。

③明應寺

成留屋地区にある寺院。山号は仏徳山、宗派は曹洞宗。曾根家による開祖に始まり、大洲市の法華寺4世の龍雲寺門大和尚によって宝永5年(1708)年12月6日に開山されたとされる(棟板に記載)。大瀬地区一帯の菩提寺。平成2年(1990)『内子の神社・仏閣』によると、現在の本堂は明治13年(1880)にこの地に移された。木造、銅板葺き。地獄絵が所蔵されており、3月15日の涅槃まつり(ねはんさん)のときに公開されている。

『万延元年のフットボール』、『遅れてきた青年』、『同時代ゲーム』、『M/Tと森のフシギの物語』、などの中に、この地獄絵がモチーフとして取り上げられている。また、同境内にはモミの木があり、大江氏が幼い頃木の下にゴザを敷いて読書をしたと伝えられている。



明治40年の箱書きがある明應寺の地獄絵
(左2幅が極楽、右2幅が地獄)

(2) 成留屋の家並み

①大瀬の館

平成 24 年 (2012) の郷土誌『大瀬・くらしのこみち』によると、大瀬地区で初めての医院として明治中期に建てられたもの。それを旧大瀬村が譲り受け、昭和 30 年 (1955) に内子町に合併するまで大瀬村役場として使用されていた。その後は森林組合事務所として使用されるなど、常に地域の中心地的機能を果たしていた。

一時期使われていない時期があったが、地元住民からのもう一度ここを地域活性化の拠点にしたいという意向を受けて町は平成 11 年 (1999) に改修。木造 2 階建て、トラス構造の小屋組みなどは残し、外観も村役場時代のものと同様に修復し、かつての繁栄をとどめている。現在は「大瀬の館」として 1 階がラウンジ、2 階が宿泊施設として活用されている。



大瀬村役場時代



現在 (宿泊施設「大瀬の館」)

②大瀬の米蔵

平成 24 年 (2012) の郷土誌『大瀬・くらしのこみち』によると、昭和 10 年 (1935) 頃、大瀬農業協同組合の前身である大瀬信用購買組合の米倉庫として建てられた。大壁造の土蔵で、平成 15 年 (2003) 頃までは愛媛たいき農業協同組合の米蔵として使われていた。

大瀬の館同様、地域の拠点として住民のかかわりが深い場所・建物であり続け、地元住民から保存活用を望む声が挙がっていた。それを受けて平成 15 年 (2003)、文化振興の拠点として「大瀬の米蔵」が整備された。現在は地元の方などの作品展や、子どもたちの集う場 (放課後子ども教室) などとして使われ、変わらず多くの人々の交流拠点になっている。



大瀬の米蔵



昭和 31 年成留屋地区遠景



成留屋橋は大江作品の『M/T と森のフシギの物語』に「谷間の中央の橋」として登場する



明智酒店



明智醸造

③成留屋橋

成留屋地区の中央、小田川に架かる鉄筋コンクリート造の橋。大正9年(1920)造の木製の吊り橋の老朽化により、昭和12年(1937)に架け替えられた。現在は川下に車両通行の可能な新成屋橋が設置されているが、取り壊されることなく、今も昔も暮らしを支えている。大瀬の館から米蔵を通して成留屋橋を渡るまでの風景は、往時の中心地としての面影を感じさせる。橋のたもとは大江氏の母が大事に世話をしていた延命地蔵が立つ。

④明智酒店

明智家は明治後期頃から酒造りを行っていたが、昭和18年(1943)に当時の蔵などが水害を受け、成留屋橋近くの現在地へ移って継続した。酒の銘柄は「男山」。酒蔵は、同51年(1976)に大瀬公民館(現大瀬自治センター)がその場所に建築されることになり解体。現在は同18年(1943)築の店舗や杜氏が泊まった建物残り、同33年(1958)撮影の写真にも見ることができる。道路に面して2軒並んで建ち、両建物とも間口が5間、奥行き(梁間)5間の切り妻造の主屋となっている。現在東側の建物が明智酒店として酒の販売を続けている。

⑤明智醸造の主屋・土蔵

先述の明智酒店が現在地へ移転の後、弟がこの地で醸造業を継続し、戦後、醤油醸造を始めた。現在の主屋は明治期に、醸造の土蔵は大正期に、酒造等を行っていた芳我家(屋号:大瀬芳我、内子の本芳我家の分家の一つ)が建設。主屋は入母屋造の木造3階建、土蔵は梁間6間、桁行7間で、それを明智家が購入して現在に至る。昭和31年(1956)撮影の写真にも特徴的な主屋の2階屋根や大きな蔵を見ることができる。

4 関連する営み

(1) とぼしが森三島神社の例大祭

秋の大祭は10月15日に行われる。昭和11年(1936)『郷土誌大瀬村』にも当神社の秋の例大祭が10月15日に行われていた記録があり、当時から変わらず開催されている。

当時は、神社に大瀬地区全体から氏子たちが午前10時に集合する。牛鬼と獅子舞は朝から各戸を回っており、この時間に、神輿(3基)、獅子舞(2体)、牛鬼(1体)、ダイバン(3人)、毛槍、旗、しゃぎりが集結し五穀豊穰、家内安全を祈願する。

神事が始まると境内で獅子舞が披露される。神事が終わると、宮出しが行われ、しゃぎりの行列にあわせるように、神輿3基や牛鬼、毛槍、旗などが続いて、大瀬中学校前にある御旅所の星中山へ向けての行列が続く。

御旅所では神事と獅子舞を行う。その後、3基の神輿は、鬼1体(大久保地区住民限定、お賽銭を管理する役目等)が神輿に付き、御旅所周辺の人家を門付けして回った後、それぞれ3基が分かれて担ぎ手の地元へ移動し、各戸を回る。地元の後は、隣の集落も一部回り、最後に

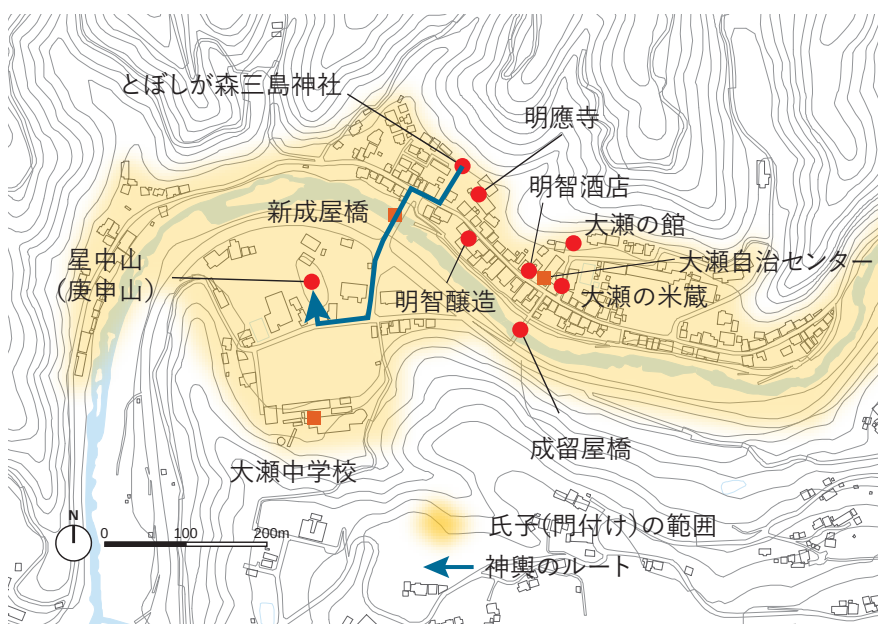


神輿巡行。露払いをしながら神輿を先導するのがダイバン

◆祭

『恐怖にさからう道化』(『大江健三郎全作品第Ⅱ期6書きおろしエッセイ』より)

恐怖と笑いこそが、村祭りの昂奮を支えるふたつの構造材だった。ふたつがからみあうことによって昂奮は躍動した。(略)祭りの日のみ出現する、村の舗道の雑踏。それ自体がめずらしいものである雑踏を押しわけ押しわけ、巨きい頭を突き出しつつ、牛鬼^{ウシオニ}が走る。いったん牛鬼が去った後の人びとの渦の、大人をもふくみこんだどよめきにあきらかな恐怖のなごりと、それとからみあっている大笑い。(略)



例大祭神輿のルートと氏子(門付け)の範囲



上_獅子舞 下_牛鬼



子どもたちが笛や太鼓を鳴らしながら行列を先導するしゃぎり



燈しあげ



現在の成留屋の家並み

成留屋地区の各家を門付けし、午後10時頃に宮入りをする。神輿は2年に一度担ぎ手の集落が交替する。

このように秋の例大祭には、「谷間の村」の成留屋地区を囲む山間部の地域から神輿の担ぎ手たちが集まり、神輿3基が各地域はもとより成留屋地区の家並みも行幸する。大瀬の館や米蔵、成留屋橋や明智酒店、明智醸造などの昔から変わらない風景の中を巡行する様は、まさに「森のなかの谷間の村」を象徴する、賑やかでもあり、厳かでもある独特な風致となっている。

(2) 燈^{とぼ}しあげ

毎年8月30日に、小田川の河原、成留屋橋の下で行われる新仏の御霊をお見送りする行事。午後6時前から、各家でお祀りしていた灯籠を持ち寄って集まり、区長の進行で明應寺住職のお経の中、灯籠を焼いてお見送りする。

昭和46年(1971)の『内子町誌』(編さん時点は昭和40年度)にも「とぼしあげ」が記載されており風習として昔から続くものである。成留屋地区では合同で営まれ、小田川と成留屋橋を背景に、地区内の多くの人が集まり、夏の終わりの厳かなひとときとなっている。

(3) 成留屋の家並みにおける長く続く営み

成留屋地区のまちの形成は、内子・五十崎の中心部同様に、物資の集散地として核となったことが挙げられる。江戸後期頃から、大瀬地区全域に広がる農村部や小田川上流の小田地区の村々から物資が集まり、小田川の中流域における都市的機能を持った。村役場などの公共機関が置かれ、通りは魚屋、豆腐屋、酒屋、醤油屋、米屋、傘屋、履物屋、宿屋など多様な生業の家が軒を連ねていた。現在もその賑わいを伝える営み続いており、またその佇まいを後世に伝えようと、修景事業も実施されている。

①醤油醸造

戦後の昭和21年(1946)頃に醤油醸造を始めた明智家。大正期に建てられた土蔵で現在も醤油づくりを行っている。6尺の木製の樽にもろみを仕込み、昔ながらの方法で搾る。創業時から変わらない「キッコー鶴」の銘柄で親しまれ、搾りの作業が行われる際には成留屋の家並みに醤油の香りがただよう。



醤油づくり

②川漁

小田川ではアユ、ウナギ、カジカ、ハヤ、モクズガニなどが生息し、古くから川漁が行われてきた。大正9年(1920)『内子町勢要覧』にもアユやウナギ、カジカなどの漁獲高が掲載されており、平成4年(1992)『内子町産業経済誌』によると、竹の仕掛けを張って網でとる「瀬張り漁」という漁法は藩政期から行われていた。

川での漁業は肱川漁業協同組合（以下「肱川漁協」という。）の許可が必要で、大瀬地区には昭和36年(1961)以後の鑑札がいくつも残っている。

成留屋地区では、成留屋橋の下など家のすぐ裏側の小田川でよく川漁が行われている。大江氏も、学生時代(昭和39年(1964))、実家に住む兄に宛てた手紙の中で「7才の時、生まれてはじめて魚を釣ったのは橋の上から竹竿をおろしてだった。」と川魚のきらめきなどの思い出を書いている。

春には肱川漁協がアユの稚魚を保育園児らとともに成留屋橋の下の河原で放流する。漁は「瀬張り漁」など昔ながらの方法で行われ、その姿は森の谷間の集落と小田川、そこに架かる成留屋橋、明智醸造の土蔵など歴史的建造物と相まって、季節の訪れや川魚の旬を伝えてくれる。川で育った若鮎・落ち鮎の塩焼き、鮎飯、モクズガニの甲羅で飲む美酒など、関連する食文化も今に続いている。



川漁(「瀬張り漁」という方法。割竹を打ち込んで柵をつくり産卵のため河口へ下る落ち鮎を止めて網などでとる)



網を投げるところ。成留屋の人たちにとって小田川の河原は庭のようなもの。多くの住民が家の裏の河原で鮎漁を行う

昭和36年と37年の漁業鑑札(肱川漁協)。その頃から盛んに行われていた。(川登地区「いかだや」蔵)



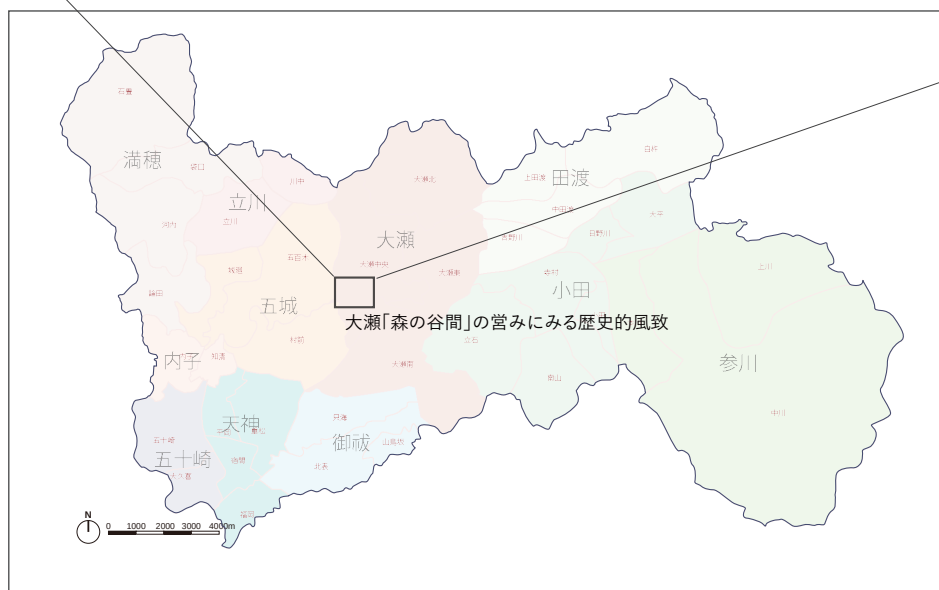
□まとめ

内子町にとって大瀬成留屋地区は、内子地区と小田地区をつなぐ往還道、また集散地としてかつての付まいを残す家並みが今に継承されている貴重な「森のなかの谷間の村」の地区である。8月の小田川での燈しあげや、神輿、獅子舞、牛鬼が「谷間」を巡行する秋の例大祭などは往事と変わらない。また周囲の山腹や丘陵地には柿畑と農家住宅が点在しており、秋には山あいが絵画のように色づく。初夏から秋にかけてはアユなどの川漁が小田川で見られるようになる。

同地区は「森なかの谷間の村」に続く暮らしの営みや伝統的な祭り・風習と、地域の想いや声によって残された建造物とが一体となって受け継がれている。大江氏は平成4年(1992)の大瀬小学校での講演で「『この風景に社会が表れる、風景に自然の願望や悲しみが表れる』という言葉覚えておくといい」と児童生徒たちへ向けて伝えている。故郷を遠く離れた人々が、ふとした瞬間に思い出し勇気づけられる場所としても、大瀬・成留屋地区は独自の歴史的風致が残されている。

(参考文献)

- 『芽むしり仔撃ち』(講談社、1958年6月)
- 『万延元年のフットボール』(講談社、1967年9月)
- 『大江健三郎全作品6(第Ⅱ期)』(新潮社、1977年12月)
- 『同時代ゲーム』(新潮社、1979年11月)
- 『M/Tと森のフシギの物語』(岩波書店、1986年)
- 『懐かしい年への手紙』(講談社、1987年10月)
- 『大江健三郎・再発見』大江健三郎、すばる編集部編(集英社2001年7月)
- 講演録『大瀬の子供だった頃』(1988年11月、大瀬中学校にて)
- 講演録『自然の呼吸ー建築・音楽・文学ー』(1992年10月、大瀬小学校にて)
- 講演録『生きていく上での表現』(1993年10月、大瀬小学校にて)
- 兄・大江昭太郎氏への手紙『大瀬の子』(1964年)



《大瀬村の会》

昭和 63 年 (1988)11 月 18 日、NHK 教育テレビの番組「授業」に出演のため、大江健三郎氏が母校である大瀬中学校を訪れ、中学 1 年生を対象に「わたしの村 わたしの川 わたしの町」という「授業」の収録が行われた。この帰郷を契機にその晩、町衆と大江氏による「小田川で捕った鮎や川蟹などを肴に酒を酌み交わしながら」食談が行われ、「行政や政治の力を借りないで我々の出来ることから始めましょう。まずは、わたしの友人の音楽家による音楽会をやってはどうですか。」との大江氏の提案をよりどころに「大瀬・村の会」（大江健三郎氏の兄で歌人の大江昭太郎氏の命名）という住民団体がつくられた。メンバーは成留屋を中心に会社員、商店主、農家、造園業、公務員などの 12 人が集った。当初は「村おこしや地域おこしが目的ではなく、文化に触れること」が目指されたとされる。

- 第 1 回音楽会 平成元年 (1989)11 月 11 日
音楽会「大江健三郎・荘村清志 in 大瀬村」
講演会「小説や音楽は人生に役立つか」
- 第 2 回音楽会 平成 3 年 (1991)3 月 30 日
音楽会「語らいと音楽会」
講演会「僕にとっての大瀬」
- 第 3 回音楽会 平成 4 年 (1992)10 月 8 日
音楽会「鎮守の森 音楽会」
講演会「自然の呼吸ー建築・音楽・文学ー」
- 第 4 回音楽会 平成 5 年 (1993)10 月 11 日
音楽会「谷間の村 音楽会」
講演会「生きてゆく上での表現」

《大瀬中学校》

「原広司＋アトリエ・ファイ建築研究所」が設計し平成 4 年 (1992) に竣工。日本建築学会作品選奨、BCS 賞受賞。完成後は先述の音楽会も新しい音楽ホールで開催された。



大瀬中学校

□はじめに

内子町は面積の約8割を山林が占める典型的な中山間地域であり、内子・五十崎地区のわずかな平地、内山盆地に中心市街地が、山間部においては各所に集落が形成されてきた。このような地理的環境の内子町では、「道」がその発展に重要な役割を果たしてきた。主に大洲から松山へ向かう「大洲（松山）街道」、信仰の道である「金毘羅街道」・「遍路道」は、人々の往来により様々なものや情報をもたらしてきた。

信仰とともに現代へ受け継がれる「道」としては、特に四国八十八カ所霊場を巡る「四国遍路」における道、「遍路道」がある。現在も歩いて巡る「お遍路さん」が絶えず、古くからあるお堂や道標を頼りに回り、また地域では「お接待」の風習も続き、宿や食事などのお世話をしている。

また特徴的なのが「新四国八十八カ所」である。これは、かつて巡礼をしたいと願っても容易でなく、誰もが巡礼できるようにと主に明治期頃に各地に設けられた。地域内の88カ所に石仏などを納め、四国遍路の札所に見立てる。地域で石仏のお世話をしたり、地域によってはお大師詣でや一日巡礼、お接待などを行ったりしているところがある。

「道」や「信仰」による交流は、他地域からの情報や文化の伝播など「外」とのつながりを生むと同時に、特に現代では、各地域や集落における「内」のコミュニケーションツールの役割も担っている。

1 四国遍路

四国遍路とは、そもそもは弘法大師（空海：774～835年）の足跡をたどって巡拝することとされた。今につながる遍路が確立されたのは、

貞享4年(1687)に真念^{しんねん}が著した『四国辺路道指南』によってであるとされる。20余回の遍路を行った真念は、自ら道標や庵を建てた。

四国遍路の行程は、徳島県の1番札所霊山寺から、高知県、愛媛県を回り、香川県の88番札所大窪寺まで四国1周約1,400kmに及ぶ。札所間の距離が近い所がある一方、次の札所まで数10kmもあるといった所も少なくない。その八十八カ所の霊場を歩いて巡る道を遍路道という。遍路道は、本来、巡礼専用を設定されたものではなく、地域の人々の生活道や農道・林道などが利用されてきた。そのため時代とともにルートの変遷もあるが、その時々地域の社会の中で維持管理され守られており、札所を巡るお遍路を迷うことなく導いてきた道標や丁石が現在も各地に残っている。

巡礼者は大洲市から内子町へ入り、内子地区を通して大瀬地区方面へ東へ向かう。突合（小田地区）からは臼杵（同）を経て下坂場峠へ出る道と、船戸^{ふなと}（同）を経て真弓峠やほうじが峠へ至る道があった。江戸期には巡礼者の多くが遍路日記を書いており、その中には、内子・五百木・大瀬・中田渡・臼杵村での宿泊記録が見られるものもある。



山中を行く四国遍路



寛政 9 年の道標(臼杵)



寛政 10 年の神徳橋の石標



黒内坊の大師堂

(1) 関連する建造物

① 遍路道道標

町内の遍路道では 18 基の道標が確認されている。元水戸森峠にあった元禄 2 年 (1689) 銘の道標は、県内で 2 番目に古いものである (現在は「商いとくらし博物館」に保管)。遍路道整備に貢献した朝倉上村 (現今治市) 武田徳右衛門の道標は、黒内坊、石浦、大瀬本町、大瀬石積、中田渡、臼杵倉谷、臼杵上畦々に 7 基も残り、寛政 9 年 (1797) の銘を刻むものもある。

② 神徳橋の石標

太森神社の参道入口にある石標。遍路道沿いに位置する。寛政 10 年 (1798) の銘があり、参道整備を記念して造られたもの。中川境、大川境からの距離も記されており、遍路道標としての役割も担っていたものと考えられる。

③ 遍路道沿いの主な大師堂等

内子町内には数多くの大師堂が存在する。これら大師堂のうち、遍路道沿いに設けられた大師堂は番外霊場として遍路巡礼の立ち寄り所となっているほか、地域の人々によるお

接待の場、時に雨露をしのぐ休憩所、宿泊所として利用されている。

また、日常は地域住民がお念仏やおこもり (お酒と肴をもって集まって数時間お堂にこもる。地域により方法は若干異なる。) で使ったり、周辺の清掃を行ったりするなど、地域の拠り所にもなっている。

※以下、㉑昭和 57 年 (1982)『小田町の文化財』、㉒平成 2 年 (1990)『内子の神社・仏閣』、㉓平成 14 年 (2002)『五十崎のお堂巡り』、㉔平成 24 年 (2012)『内子町の民間信仰と大師信仰』による。

イ. 黒内坊大師堂

内子町で最も西に位置する大師堂。昭和 40 年 (1965)、国道 56 号改良工事のため、現在地に移築した (㉓による)。元は明治 37 年 (1904) 頃に建てられていた。間口 2 間、奥行 2 間の木造で、木造の弘法大師像が安置されている。

毎年 8 月 15 日には念仏を唱え、終了後お供え物をいただき、夏病除けとする。また、毎月 20 日にも念仏を唱え、終了後に集会所において小宴を行っている。

ロ. 思案堂

弘法大師が当地に来た時、野宿をしようか久万方面に行こうか、あるいはどこに札所をおいたらよいかと思案した場所であるとの言い伝えがある。内子の入り口にあたり、かつては四国遍路の休み処として賑わった。建物は木造で、昭和 30 年 (1955) に修繕されている。かつてはお堂の近くに「番外さん」と呼ばれる庵があり、高野山から直接ここに出張所が設置されていたとも伝わる。

天保 4 年 (1833) 造の遍路道道標、明治 16 年 (1883) 造、昭和 10 年 (1935) 造の遍路石柱がある。



思案堂

ハ. 福岡大師堂

お堂の創建は定かではないが、江戸初期と推定される (⑥による)。建物は木造銅板葺きで近年改修を行っている。現在も地区の住人が日参まいりの旗を回し、当番はろうそくと線香を持参してお参りしている。毎年 4 月 21 日と 8 月 21 日の縁日には念仏祈禱を行い、おこもりやお接待が行われている。



福岡大師堂

ニ. 西光寺大師堂

昔、光明真言宗の西光寺があった場所とされており、同寺廃寺の後大師堂が建立された。万延元年 (1860) の建て替えに関する記録が残っており、それ以前の建築であることが分かる。また境内には「天保十己亥」(1839 年) と刻まれた手水鉢などが残っている。

現在も 4 月と 8 月の 21 日には信徒が集まっておこもりを行い、信仰と親睦を深めている。昭和 59 年 (1984) 町の有形文化財に指定。



西光寺大師堂



京の森大師堂



四国遍路巡礼

ホ. 京の森（堂山）大師堂

木造で、大正期（1912 - 1926）の建築と伝わる（㉔による）。大師堂の完成と同時に新四国八十八カ所がつくられた。かつて縁日には餅撒きがあり、露店が並び、相撲大会が催されるなど多くの人で賑わった。堂内には台所、トイレ、寝具などが備えられており、現在も巡礼者の宿泊がある。

(2) 四国遍路に関する活動

①四国遍路

四国八十八カ所霊場は、讃岐（香川県）に生まれた弘法大師（空海）が修行を行った地として伝えられる寺々のことで、弘法大師信仰に基づき、大師の足跡を訪ねて88カ所を巡礼することを四国遍路という。四国遍路の起源は平安時代の修行僧といわれ、室町から江戸初めにかけて一般庶民にも広がり、現在に至るまで絶えることなく続いている。また地域の人々がお茶や果物等でお遍路をもてなし応援する「お接待」と呼ばれる風習が今も受け継がれている。

四国遍路は、長い歴史を超えて地域と共存し継承されてきた、四国が世界に誇る生きた文化遺産である。平成27年（2015）には文化庁より日本遺産として認定されている。

内子町内においても、ほぼ毎日歩いて回る「お遍路さん」を見ることができる。時候のよい春や秋には多く、逆に荒天の雨や雪の日でも見かけることもある。現代ではバスなどの団体ツアーで霊場を回る方法もとられている。札所のない内子町においてはこのような団体を見かけることは多くないが、遍路道をたどるバスもあり、白装束の一行を見ることがもある。

遍路道沿いには遍路道を示す道標が立てられており、内子町にも江戸期の年代が刻まれている臼杵地区の道標や、神徳橋の石標などが残る。現在も道しるべとしてお遍路さんを導いている。町内では、次の札所へ向かうルートが3つあるとされており、㉔大瀬地区と小田地区の境の地点、突合から臼杵地区を抜けるルート、㉕小田地区から真弓峠を越えるルート、さらには㉖東端の上川地区を抜けてほうじが峠を越えるルートがある。

また弘法大師を祀った大師堂も遍路道沿いに多く、五十崎地区には黒内坊大師堂、内子の護国地区には福岡大師堂、大瀬地区に向かう途中、五百木地区には西光寺大師堂、さらに進んで小田地区には京の森（堂山）大師堂などが点在し、また内子・甘日市地区には、弘法大師が野宿をするか次の札所へ向かう



お接待として整備された休憩所、シャワー



お遍路さんが泊まれる千人宿記念大師堂

か思案した、と伝わる思案堂などもあり、お遍路さんたちは手を合わせながら巡礼している。中にはお堂やその付近で宿泊する人もいる。お堂の管理は、ほとんどが近隣の住民によって管理されている。近年では巡礼後に大師堂の修理を買って出たお遍路さんもあり、札所のない内子町においても信仰の場となっている。

②お接待

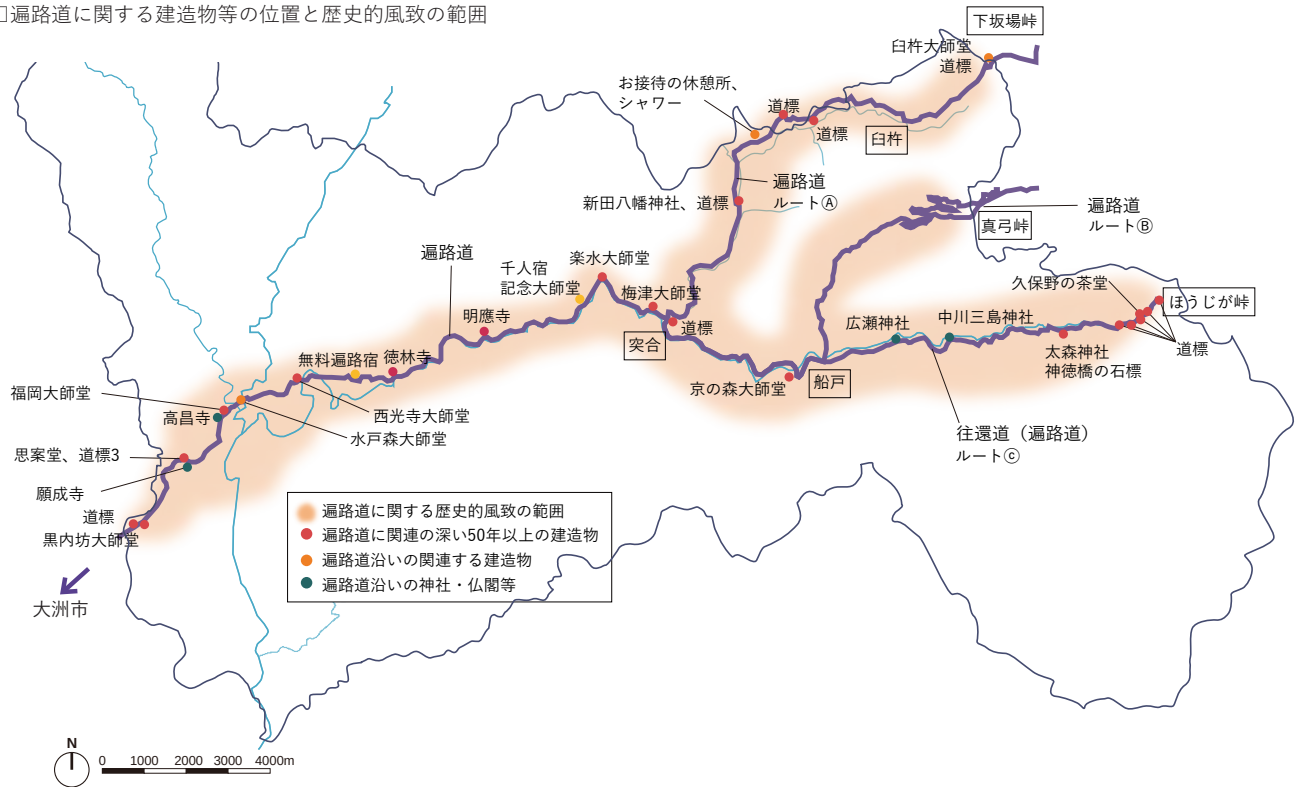
遍路には、故郷に居場所のない不治の病の人や、極貧の民なども多く見られ、彼らを包み込む四国は救済の場所であったとされる。四国には地元の人々が遍路者を弘法大師とみなし（弘法大師とともにある「同行二人」の精神）、大師に供する意味で遍路者に対しての「お接待」が古くから行われてきた。食べ物や飲み物などを無償で積極的に援助したり、あるいは宿泊所を無料で提供したりする「お接待」によって遍路者たちは救われ、かつ地元の人々もまた救われてきた。これは単なる信仰心だけでなく、地域に根付いている人々の温かさ・優しさの表れともいえる。お接待が始まった時期は明確ではないが、江戸初期の澄禅の『四国辺路日記』にお接待を受けたことが書かれており、四国遍路の普及と

ともにお接待の文化も浸透していったと考えられている。

内子町においても、遍路道沿いには無料で使えるお堂が地域の住民により整備され、宿泊も可能である。大瀬川登地区の「千人宿記念大師堂」は、同地区の山本氏が昭和2年(1927)に自宅の六畳間を開放して始めた無料で泊まれる「善根宿^{ぜんこんやど}」で、お遍路さんの宿泊が千人になったことを記念して昭和5年(1930)に建てたお堂。昭和61年(1986)に建て替えたが、親子三代にわたって温かいお接待を続けいている。

また近年ではトイレや湧水を使った簡易シャワーなどを地域の人が整備するなど、地域づくりの一環としてお接待を行っている地区もある。常設ではなくても、道すがら出会ったお遍路さんに食べ物や飲み物を提供する人も多い。道の草刈りなども地域で行っている。また四国全体ではNPOなどによるトイレの調査やマップ、表示物等の整備が行われている。

□遍路道に関する建造物等の位置と歴史的風致の範囲



2 新四国八十八カ所

かつて巡礼の旅に出ることは容易でなく、誰もが巡礼できるように主に明治期、各地に設けられた「新四国八十八カ所」。集落など一定のエリア内に 88 カ所を定めてお堂や石仏を設置し巡礼する。石仏は 1 枚の石に本尊と大師像が同座する珍しい形式である。

現在、各地域に石仏やお堂が残っており、日常的に近隣の住民がお参りをしたり、管理をしたりしている。しかし 88 カ所ほぼ全てが手入れされ、かつ巡礼が行われている地区は限られており、中でも内子・城廻地区や立川地区、御祓地区は巡礼が今も続いている。お接待については個人の気持ちや精神で行われるものであるが、中には日を決めてお料理などをつくり、地域を上げて「お接待」しているところもある。

途絶えたり荒廃したりしている地区において

は、石仏を探したり札所を復活させたりすることを自治会活動として行う動きも見られ、根底に信仰心がありながらも、地域を見直すきっかけという役目も果たしている。

(1) 内子・城廻地区の新四国八十八カ所

①関連する建造物

平成 7 年 (1995)『新編内子町誌』によると、明治 27 年 (1894) に地元有志者が石仏などを設置。出資者の多くが町内の旦那衆であり、当時最盛期を迎えていた製蠟業者の名前も多く見られる。1 番札所の東町大師堂から 88 番札所の火防地蔵堂まで全長約 14 km の巡拝路になっており、願成寺や高昌寺、三嶋神社、思案堂、福岡大師堂などに石仏が置かれ札所となっている。

イ. 1 番札所：東町大師堂

五百木村庄屋であった高橋家より寄進された弘法大師座像を祀る大師堂。寛政11年(1799)『寺社御改帳』に記載があり、この頃には建立されていたものと考えられる。現在のお堂の建築年代は不明だが、平成2年(1990)『内子の神社・仏閣』によると、昭和36年(1961)の改築の記録がある。また明治43年(1910)の銘のある手水鉢が奉納されている。



東町大師堂

ロ. 88 番札所：火防地藏堂

宝暦6年(1756)建立されたと伝わるが定かではない。『六日市永久録』によると宝暦12年(1762)と寛政2年(1790)の間に2度も大火に見舞われており、これ以上火事が起こらないようにと火防地藏尊として祀られたと伝わる。文政8年(1825)の銘のある常夜灯が2基奉納されている。



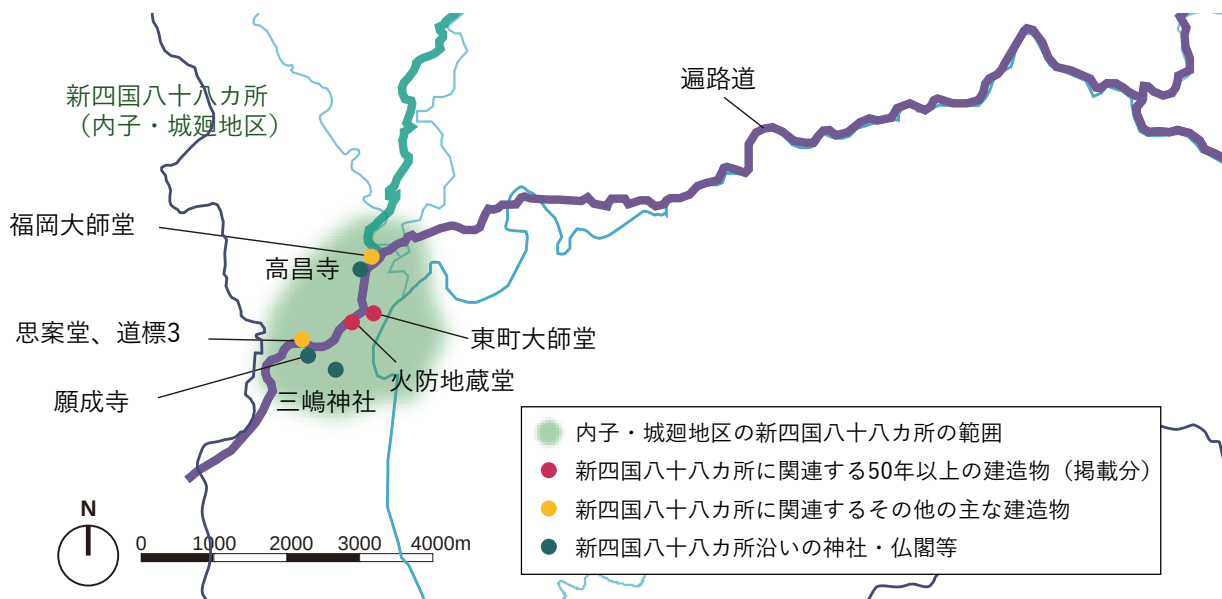
火防地藏堂

②関連する活動

内子・城廻地区の新四国八十八カ所は、現在も普段の巡礼や参拝が個人で行われている。昭和33年(1958)にまとめられた『内子四国八十八カ所巡拝しおり』によると、戦争などでいったん途絶えかけた新四国八十八カ所を再興しようと、各札所近隣の住民たちが清掃などを行い、札所の再整備と併せてこのしおりを発行した。1 番札所の東町大師堂や88 番札所の火防地藏堂をはじめ各札所の清掃や管理は、現在も近所の住民によって行われている。近年ではこの巡礼の文化を後世へつなぐと内子自治センターと内子東自治センターの共催で「遍路道ウォーク」として広く呼びかけ巡礼が行われている。



内子地区の新四国八十八カ所巡礼



(2) 立川地区の新四国八十八カ所

①関連する建造物

立川地区の新四国八十八カ所は、平成2年(1990)『内子の神社・仏閣』によると、大正初めに地区の有志が寄附を募り、立川地区及び長田地区・宿茂地区の一部に開いたのが始まりである。

これは、大藤茂三郎という人物が明治末期に償いのために四国遍路に旅立ち、道中苦難に遭遇するもお大師様の加護を受け、無事結願することができ、その恩に報いるため地域の有志によって開かれたと伝わる。



上 _ 修行大師堂内部
左 _ 大正2年の銘のある手水鉢



茶谷大師堂

イ. 1 番札所：修行大師堂

平成2年(1990)『内子の神社・仏閣』によると、大正初期に大藤茂三郎が建立したと伝わる。旧堂は大師堂と礼拝所が別棟に建てられた立派なものだったが、老朽化したので昭和46年(1971)に地区の有志により改築された。大正2年(1913)の銘の入った手水鉢が残る。

ロ. 3, 4 番札所：茶谷大師堂

文久年間(1861～1863)に周桑郡香園寺より御神体をお迎えしたと伝わる。平成2



立川新四国八十八カ所巡礼



札所でお接待にミカンや柿をいただく

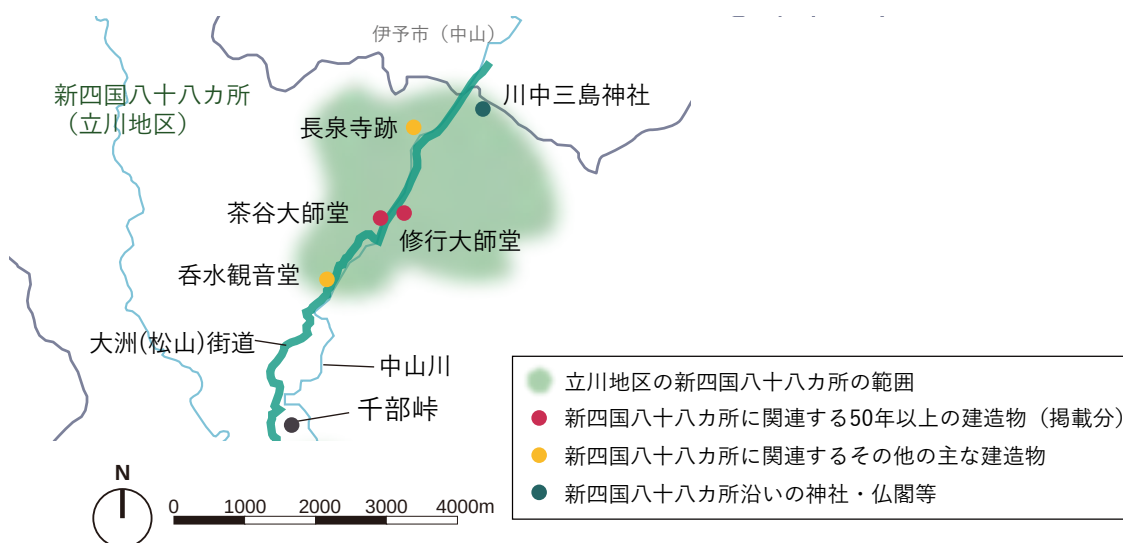
年(1990)『内子の神社・仏閣』によると、創建時のお堂は18㎡ほどあったが、昭和40年(1965)に解体され、同時期にその厨子に銅板葺の屋根を付けて現在の大師堂(約2㎡)が再建されている。昔は旧街道に面しており、参詣者も多く大師堂横にあったエノキの下には饅頭屋があり賑わっていた。

②関連する活動

先述のとおり、立川地区の新四国八十八カ所は大正初めに始まった。その後地域住民が巡礼を続け、昭和16年(1941)頃からは立川老人会が主となって行っている。昭和46年(1971)『内子町誌』(編さん時点は昭和40年度)

にも当地区での新四国八十八カ所の記載がある。

1番札所の修行大師堂から始まり、3、4番札所の茶谷大師堂、25番札所の香水観音堂などを経て、88番札所の長泉寺跡までの巡拝路は山にまたがる。非常に広範であるため難関である。現在は2年に1回、2日に分けて行っている。巡礼を行う日には地元の人による飲み物や果物、菓子などのお接待が両日とも10カ所ほどある。1番札所の修行大師堂では、4月にもおこもり、お接待を行い、また3、4番札所の茶谷大師堂では、8月のお盆過ぎの土日におこもりを行うなど、地域住民の集う場にもなっている。



(3) 御祓地区の新四国八十八カ所

成立年代は不明だが、平成 10 年 (1998) 『五十崎町誌』によると、只海村と北表村の庄屋同士の話し合いによって始まったと伝わる。供養塔には明治 14 年 (1881) と刻印されているため、明治初期に完成したものと考えられる。

①関連する建造物

イ. 1 番札所：常久寺^{じょうきゅうじ}

平成 10 年 (1998) 『改訂五十崎町誌』によると、天文 3 年 (1534) 開山。元は川上にあったが、天保 5 年 (1834) 庄屋・富永家の住居に移転。昭和 42 年 (1967) に位牌堂、本堂の改築を行った。平成 5 年 (1993)、檀家一同の念願であった鐘楼を新築している。



常久寺

ロ. 88 番札所：海蔵寺^{かいぞうじ}

平成 10 年 (1998) 『五十崎町誌』によると、年代は定かではないものの、寛永 2 年 (1625) 頃が起源であると考えられている。本堂は寛延 3 年 (1750)、山号を改めた際に新築された。当初は草葺屋根の宝玉造だったが、大正 6 年 (1917) 瓦葺に改修。昭和 40 年 (1965) に位牌堂を兼ねた本堂に改築。内山地区唯一の真言密寺である。



海蔵寺

②関連する活動

1 番札所の常久寺から 88 番札所の海蔵寺までの全長 10 km の巡礼路になっている。かつては春・秋 (4 月 21 日と 8 月 21 日) の 2 回巡礼の日があったが、現在は地区主催で春のみ巡礼している。

御祓地区は特にお接待が盛んで、常久寺や海蔵寺、川上大師堂や新田地蔵堂など 6 カ所で施される。明治 44 年 (1911) の『大師様施』という接待記録帳が残っており、1 カ所のお接待で使った米が 3 斗 (1 斗 = 10 升) という



御祓地区の新四国八十八カ所巡礼

記録がある。現在お接待で振る舞われるのはお寿司や赤飯、そうめん、季節のおかずなど。新田の地蔵堂では、秋の祭日にも小豆ご飯を炊いて地域の人がお堂に集まり、おこもりを行っている。

平成10年(1998)『改訂五十崎町誌』によ

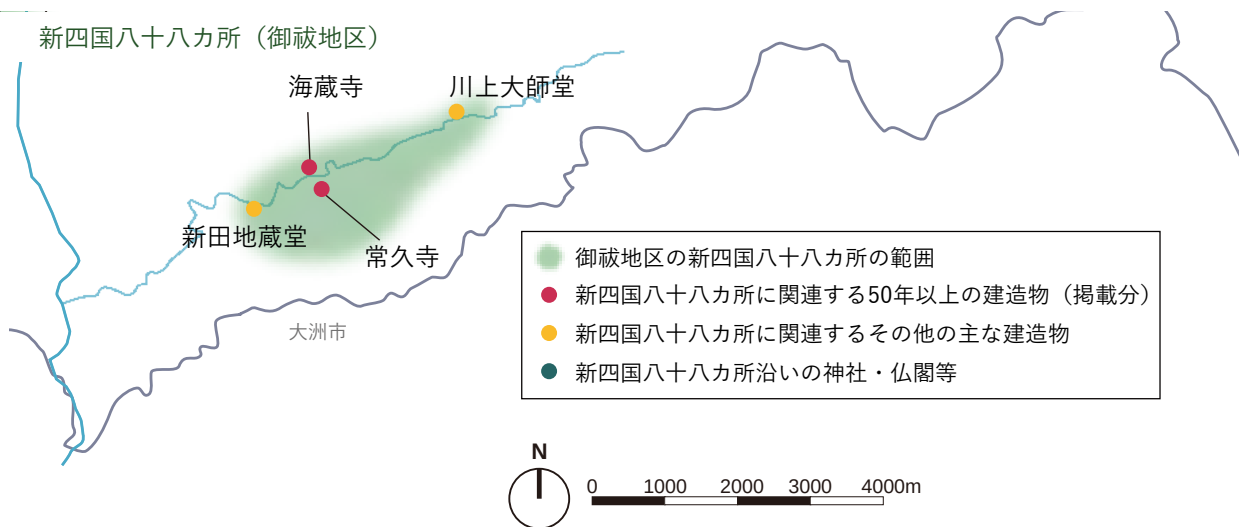
ると、昭和30年(1955)頃まではこの日に「みそぎお市・お祭り」を併せて行い賑わっていた。現在もお接待に併せてお念仏を行うところもあり、お接待は、地域の人が集う場としてもてなすという一面もある。



川上大師堂でのお接待



新田地蔵堂でのお接待

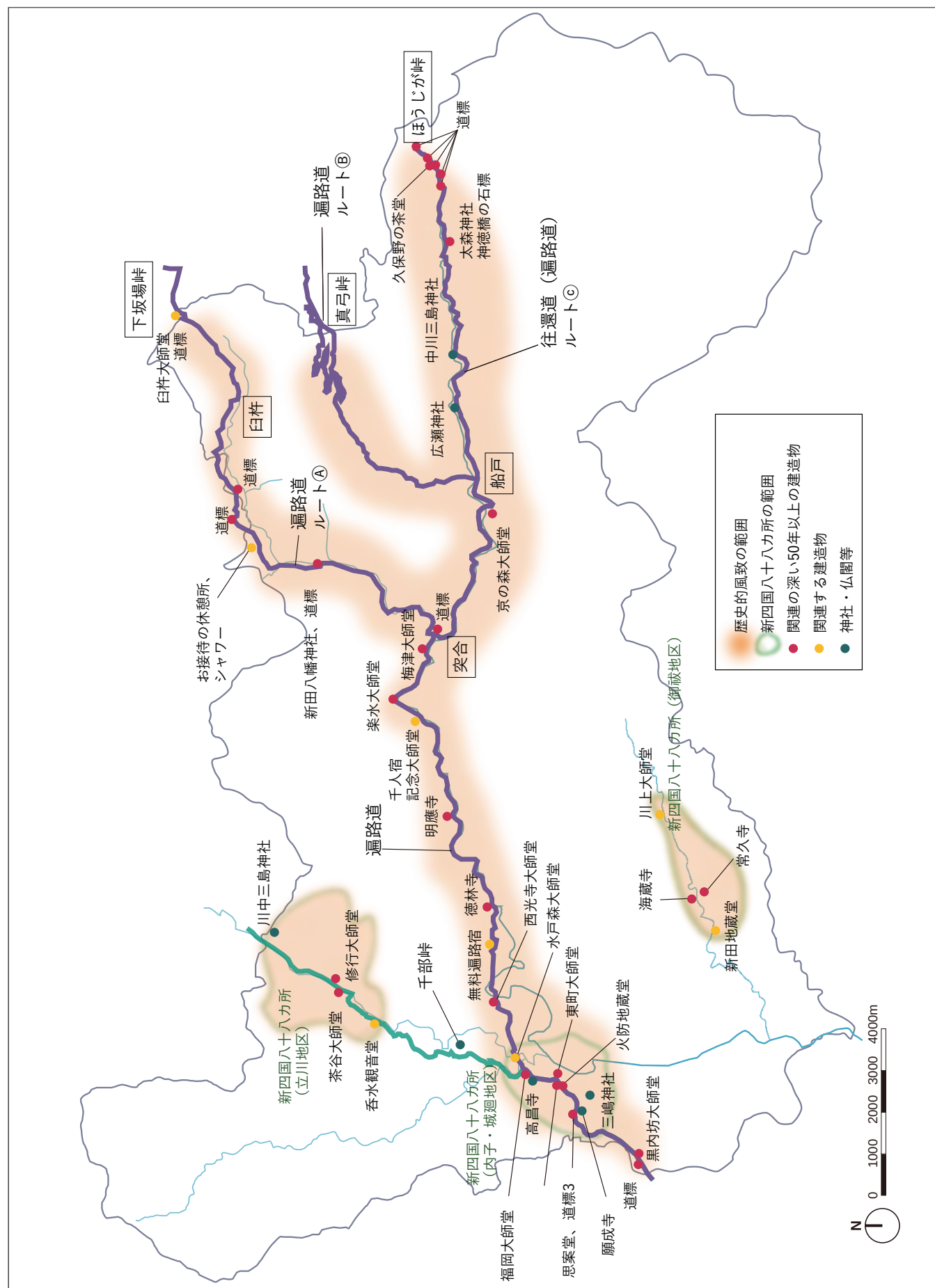


□まとめ

山間部に位置する内子町においては、急峻な山道を上がるといくつも集落が現れる。その集落ごとに文化や風習があり発達し、また寂れていった。

このような歴史の中で、「道」は時代時代において重要な役割を果たしてきた。集落をつなぎ、物を運び、人の交流を生み、新たな文化を創り、現在の内子町を形作ってきた。遍路道もその一つであり、信仰心によることだけでなく、内外の交流や刺激を求めた結果が「お接待」につながっているともいわれている。

現代の高度・高速な情報社会において、ヒューマンスケールである歴史的な「道」を見つめ直すことは、これからのまちを考えるときに欠かせない歴史的風致であるといえる。



第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

町内には、八日市護国の重伝建地区以外にも文化財の指定等を受けていない歴史的建造物が残っている。それらについては、詳細な建物調査や歴史的背景等の調査が行われていなかったり、外観が看板やトタンで覆われるなど本来の意匠が隠されていたりするものがあり、また空き家となっている物件もあり、今後取り壊しや建て替えが進むことが予想される。さらに所有者の高齢化や、相続等による町外所有者の増加が予測されるなどのことが懸念される。一方で修理や活用がなされようとした場合にも、建築基準法等法令への適用の際、その保存すべき特徴や意匠が損なわれる可能性も生じる。

また本町の重伝建地区は昭和57年(1982)の選定で、全国でも18番目と、比較的早い時期に選定されている。平成21年度(2009)に見直し調査を行い、伝統的建造物の構造や歴史的価値などの実態把握はできたが、地区拡大や今後の防災対策、伝統工法等に関する職人の育成などの課題は積み残されたままで



傷みの進む歴史的建造物



町産材利用促進も課題の一つ

ある。

これら歴史的建造物の修理等には木材が欠かせないが、林業の振興を推進する内子町において、山間部と中心市街地との歴史的なつながりを意識した、歴史的建造物の修理等における町産材の利用促進など、横断的な連携が図れていない。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する課題

本町の重伝建地区は、面積が3.5haと全国でも小規模であり、歴史的建造物を活かしたまちづくりのフィールドが限られている。また、景観まちづくりを進めているが、景観コントロールが行き届かない場面もあり、各地域において、歴史的環境との調和がとれていない景観が見受けられる。

また、都市計画行政と歴史まちづくり行政における連携が不十分であり、例えば重伝建地区と隣接する六日市地区の内子本町通りには電柱が連立しており、防災面からみても改善の余地がある。また交通量も多く、買い物客・観光客などの歩行者にとって危険も少なくない。空き店舗も少しではあるが見られるようになっている。こういった観点からも、歴史まちづくりによる観光振興や商業活性化等への深まりが途上段階にある。



歴史的建造物も多く残る
内子本町商店街

序
1
2
3
4
5
6
7
8

さらに「村並み保存」「山並み保存」にも取り組んで行く中で、小田川や麓川、棚田やため池などの農村景観の保全についても今後の担い手不足が懸念されている。

(3) 伝統産業や伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動の継承に関する課題

先述の今後予想される歴史的建造物の取り壊し等は、本町における建物の伝統工法等の技術者の減少へつながり、その継承が困難となる。現在、重伝建地区における伝統的な技術を必要とする左官工事を請け負える職人は、本町を含む県内近隣地域においても限られており、全体的な高齢化は避けて通れない。伝統産業である五十崎の手漉き和紙の技術継承も同様である。

また各地域の祭礼行事の後継者も限られており、例えば五十崎大風合戦の大風づくりや風文字など、各地域独自の技法の継承や、行事の後継の意思があったとしても人口減少などの理由から伝承が厳しい地域が多い。



減少している左官職人

(4) 歴史的資源の調査研究、周知・啓発に関する課題

本町においては、全国でも先駆的に「町並み保存運動」により歴史的資源を活かしたまちづくりに取り組んできた。しかし、今後の歴史的風致の維持向上においては、その基礎となる調査研究、公開活用、講座開催などの学芸活動が人員不足により十分でないのが現状である。町職員としての学芸員は1名（平成30年度現在）であり、地域住民の協力を

学芸サポーターによる
古文書の整理



得ながら学芸活動を行っているものの、専門性や継続性に課題が残る。

また学校教育や社会教育において、歴史的資源についての教材・題材としての認識が学校や地域によって差があり、かつその一方で、要求があった場合に提供できる資料や環境（場）が少ない。併せて歴史的資源についての興味・関心の啓発やその活用について、対外的な周知・発信が限られているのが実情である。

(5) 住民参加の歴史まちづくりに関する課題

歴史まちづくりへの住民参加は、具体的な施策が見えづらく、偏りが見られる。自治センターや自治会などで行われている活動の中に、「歴史まちづくり」と関連する取り組みも実施されているが、町全体としての「歴史まちづくり」という一体的な意識はなく、またその意識醸成や参加のための拠点（プラットフォーム）はない。

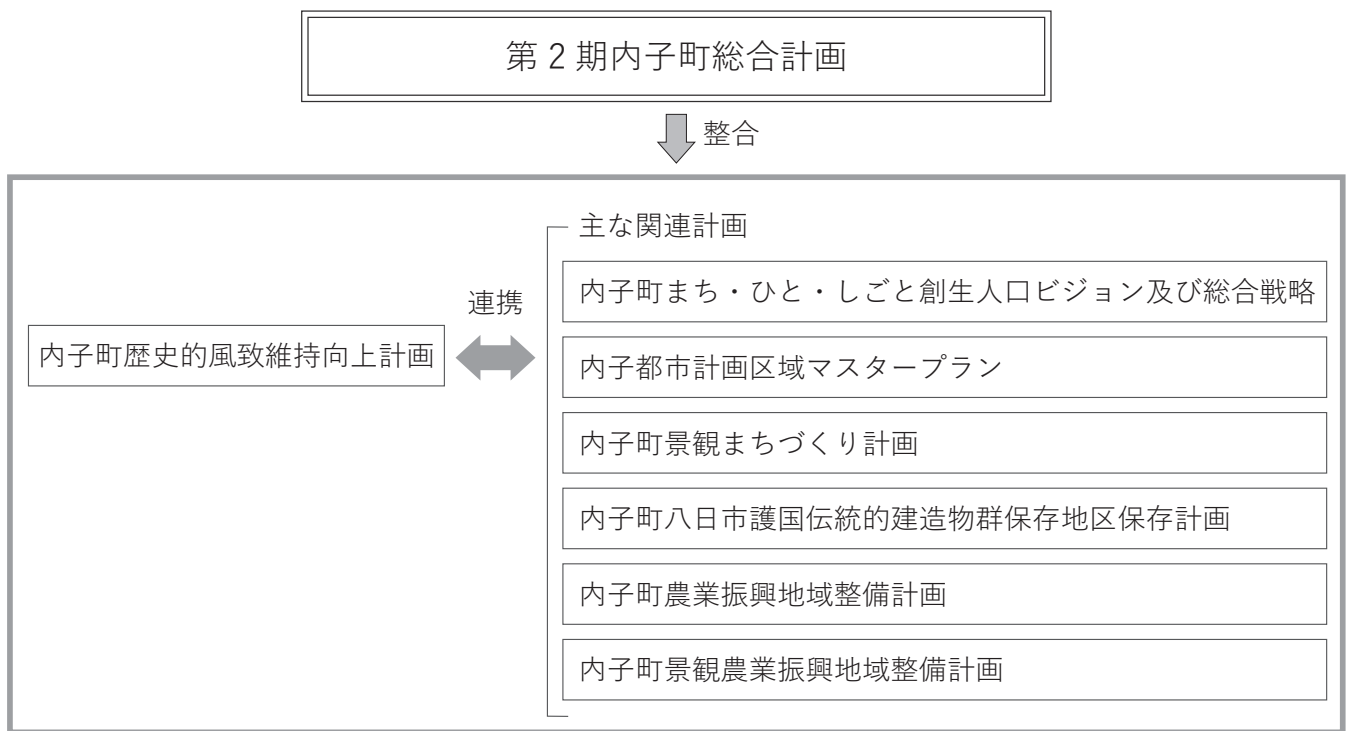
また学芸活動に取り組んでいるものの、住民が主体的に歴史的環境や空間の価値を実感したり恩恵を享受したりする場所・機会が少ない。

町並保存センター以外にも
新たな歴史まちづくりの
拠点の必要性は高い



2. 既存計画との関係性

内子町では、「第2期内子町総合計画（平成26年3月）」に基づくまちづくりが進められており、歴史的風致の維持向上にあたっては、総合計画、都市計画、景観、観光等関連施策との連携が重要であることから、これら関連分野の諸計画とも整合した計画とする。



各計画と本計画の関係性

(1) 第2期内子町総合計画「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」

本町では、平成17年（2005）1月の内子町、五十崎町、小田町の3町合併後の一体的なまちづくりを総合的・計画的に進めていくことを目的として、内子町総合計画が策定された。合併から10年後、平成27年度（2015）から令和6年度（2024）までを計画期間とする「第2期内子町総合計画」を作成し、目指す将来の姿「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」の実現に向け、様々な施

策を推進している。

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されており、基本構想では、様々な分野での課題解決への早急な取り組みへの対応や、豊かな地域資源と育んできた伝統・文化を活かしながら、目指す将来の姿を実現するため、まちづくりの施策の大綱を定めている。

その取り組みは、内子の市街地にある歴史

的町並みの保存だけにとどまらず農村風景や小田深山をはじめとした山あいの風景も保存するという方向性を示している。中でも効果的かつ効果的な役割を果たす施策を「プロジェクト10」として掲げ、10の重点施策を定めている。重点施策の中でも「まちなかりバイバル・プロジェクト」では、文化的財産価値を尊重しながら中心市街地の再生を図る事業の推進を、「美しい内子プロジェクト」では、地域の自然や町並みの景観を意識した事業の推進を、「いかざきワンダーランド・プロジェクト」では五十崎市街地を中心とした資源の利活用を、「小田流ライフスタイル・プロジェクト」では、小田川を活かした住民の生活の事業を、「着地型観光プロジェクト」では、外国人観光客の誘致や地域資源・人材の活用を中心とした事業などを掲げており、本計画における歴史的風致との関わりの深い項目が並べられている。

重点施策「プロジェクト10」

- 1 まちなかりバイバル・プロジェクト ★
- 2 いかざきワンダーランド・プロジェクト ★
- 3 小田流ライフスタイル・プロジェクト ★
- 4 うちこ森業プロジェクト
- 5 安全・安心まちづくりプロジェクト
- 6 美しい内子プロジェクト ★
- 7 着地型観光プロジェクト ★
- 8 子育て応援プロジェクト
- 9 情報推進化プロジェクト
- 10 地域エネルギー・プロジェクト

★：本計画との関連が深いプロジェクト

(2) 内子町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略

本町では、人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある町づくりを目指して、人口動態の現状や地域の特性を整理・分析し、平成27年(2015)までの人口予想を示した「内子町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と、平成27年度(2015)を初年度とする同31年度(2019)までの5年間の基本目標や目指すべき将来の方向性と具体的な施策をまとめた「内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を同28年(2016)3月に策定した。

内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、内子町人口ビジョンを踏まえ、基本目標①に「稼ぐ力のある内子町をめざす」、基本目標②に「住み続けられる内子町をめざす」を掲げている。

基本目標①については、基幹産業である農業はもとより、林業6次化による活性化、さらに豊かな自然、特色ある町並みと商業空間など、内子ならではの地域資源をさらに磨き上げ、それらを「稼ぐ力」に変えていくことを目指す。基本目標②については、中心市街地だけでなく、農山村部への人口定着を目指し、安全・安心のまちづくりや移住・定住施策の推進、若い世代の出会いや子育て等の支援を図るほか、伝統や文化、美しい景観、人との温かい関係など、内子町に対する愛着や誇りを持てる施策を多様に展開しながら、いつまでも住み続けたいと思えるまちを目指す。

(3) 内子都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

内子都市計画区域マスタープランは、都市計画区域内の基本的な方針を示すため、総合計画や『第六次愛媛県長期計画 南予地域の目標像』をもとに平成 29 年 (2017)4 月に定められた。

まちづくりの課題に「伝統的な町並みを活かした持続可能な都市経営」や「歴史・文化等地域資源を活かした余暇を楽しむまちづくり」、「清流小田川や周辺の山々等美しい自然的環境にやさしいまちづくり」を挙げており、それに対するまちづくりの方針として区域内の「伝統的な町並みと中心市街地を核とした集約型都市構造のための土地利用形成」や「歴史文化を活かし、自然的環境と調和のとれた都市空間の形成」などを掲げている。

■まちづくりの方針

- (1) 伝統的な町並みと中心市街地を核とした集約型都市構造のための土地利用形成 ★
- (2) 周辺都市との交流・連携の促進と安心で快適な都市活動を支える都市施設整備
- (3) 既成市街地における伝統的な町並み誘導にあわせた環境改善と都市基盤整備
- (4) 歴史文化を活かし、自然的環境と調和のとれた都市空間の形成 ★
- (5) 災害に強いまちづくりの推進

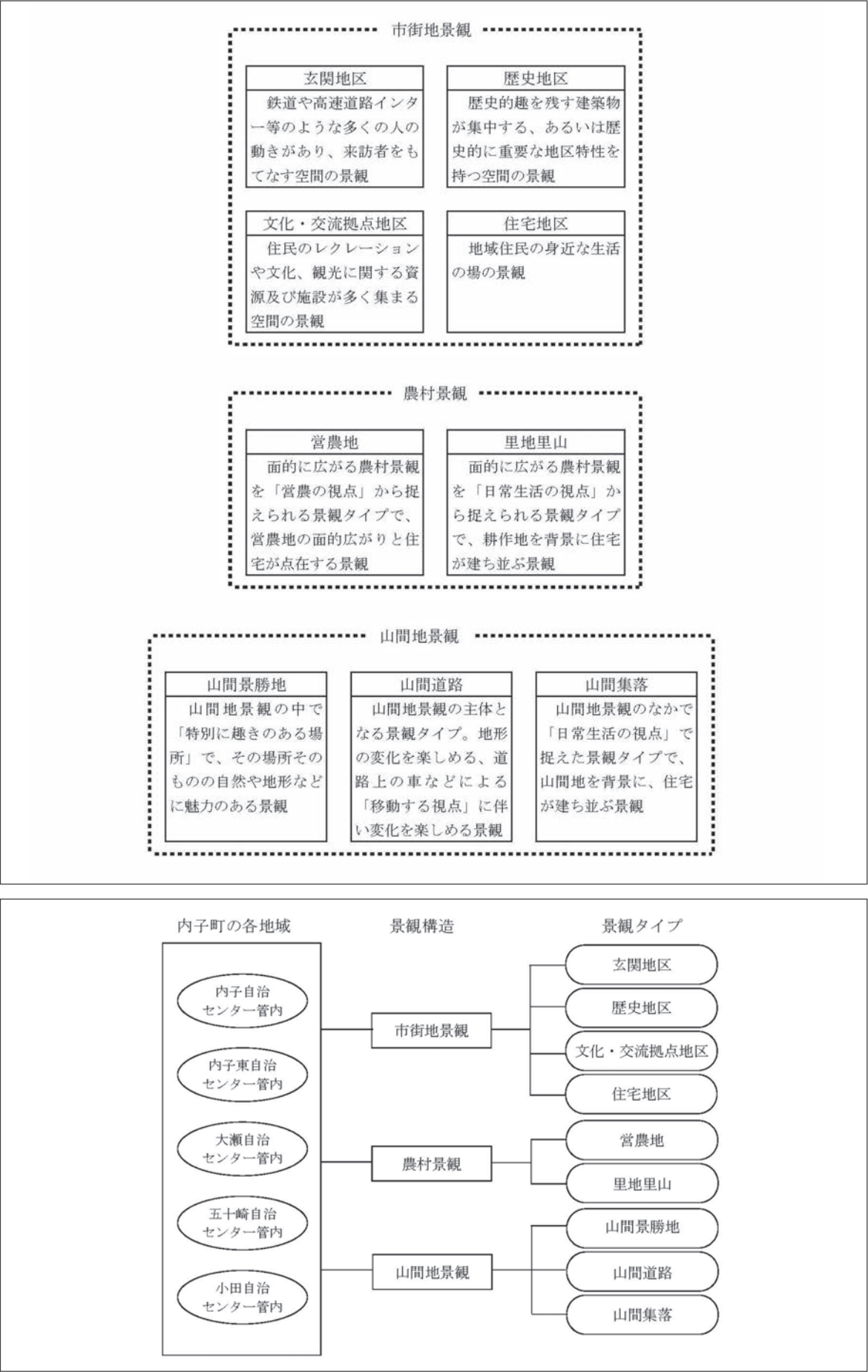
★：本計画との関連が深い項目

(4) 内子町景観まちづくり計画

本町には、重厚な漆喰塗り籠めの大壁造の商家や町家など伝統的建造物が連なる町並み、棚田や樹園地等からなる里山の緑豊かな農村部の村並み、緑豊かで美しいスカイラインを形成する山並み等の景観資源がある。この景観という、風土や歴史、文化の表れであり、生活する人々によって創造され、受け継がれてきた町民のかけがえのない共有の財産を次代に残していくため、平成 16 年 (2004) 制定の景観法に基づき、平成 20 年 (2008) に良好な景観の形成のための総合的な指針として「内子景観まちづくり計画」を策定、「内子町景観まちづくり条例」を制定した。

それぞれの個性に十分配慮した保全や創造、そして品格のある都市景観の創造のために、景観計画区域を内子町全域とし、「市街地景観」・「農村景観」・「山間地景観」の 3 つに構造化し、それぞれの構造においてタイプ別に分類している（市街地景観は「玄関地区」「歴史地区」「文化・交流拠点地区」「住宅地区」の 4 つ、農村景観は「営農地」「里地里山」の 2 つ、山間地景観は「山間景勝地」「山間道路」「山間集落」の 3 つ）。また 5 つの自治センター管内ごとに地域別の景観の特徴、景観資源を挙げ、景観形成の方向を示し、町域全域を行為全般に共通する基準及びそれぞれのタイプごとの景観形成誘導基準を定め、外壁や屋根等の基準色や推奨色を設定した色彩基準を設けている。

基本理念、基本方針いずれにも、「内子らしさ」、「地域の特性」、「特色ある表情」に歴史的景観が含まれている。



(5) 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区 保存計画

八日市護国の伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」という。）は、街道沿いに発達した宿場町的な性格と、内子の中心部北端に位置する高昌寺の門前町的な性格、一方で明治中期に最盛期を迎えた製蠟業による産業町としての性格を併せ持ち、面積3.5ha、約600mの街道沿い江戸末期から明治期に建てられた商家や町家が並ぶ。現在も黄土の色が特徴的な漆喰で塗り籠められた大壁や、建物間の小道や石積みの水路などが多く見られ、当時の土地の区画（地割）もよく残されている。

本計画は、八日市護国の伝建地区の伝統的建造物の特性を生かしながら、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活向上を配慮しつつ保存地区の管理、修理、修景、復旧に努めることとして、昭和56年（1981）4月に告示された。

保存整備にあたっては、地域の特性を生かし、街道沿いに展開する建物の見え方、背景となる周囲の山並み等も考慮して、内子らしい歴史的景観を維持することに努めるとしており、「伝統的建造物及びこれに類する構築物等」を建築物、その他工作物、自然物・土地として定め、保存に努めるとしている。また、「伝統的建造物以外の建築物等」については、外観が伝統的建造物群に調和のとれたものとするとしている。

- 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区
- 伝統的建造物
- その他の工作物（塀、門等）
- 自然物・土地（石垣等）

内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区



(6) 内子町農業振興地域整備計画

内子農業振興地域整備計画は、内子町、五十崎町、小田町の3町が合併した平成17年(2005)1月に策定された、農業振興を図ることを目的とした右の8つの計画から成る計画書である。

- 1 農用地利用計画

2 農業生産基盤の整備開発計画

3 農用地等の保全計画

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

5 農業近代化施設の整備計画

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

8 生活環境施設の整備計画



- 農業振興地域

町道

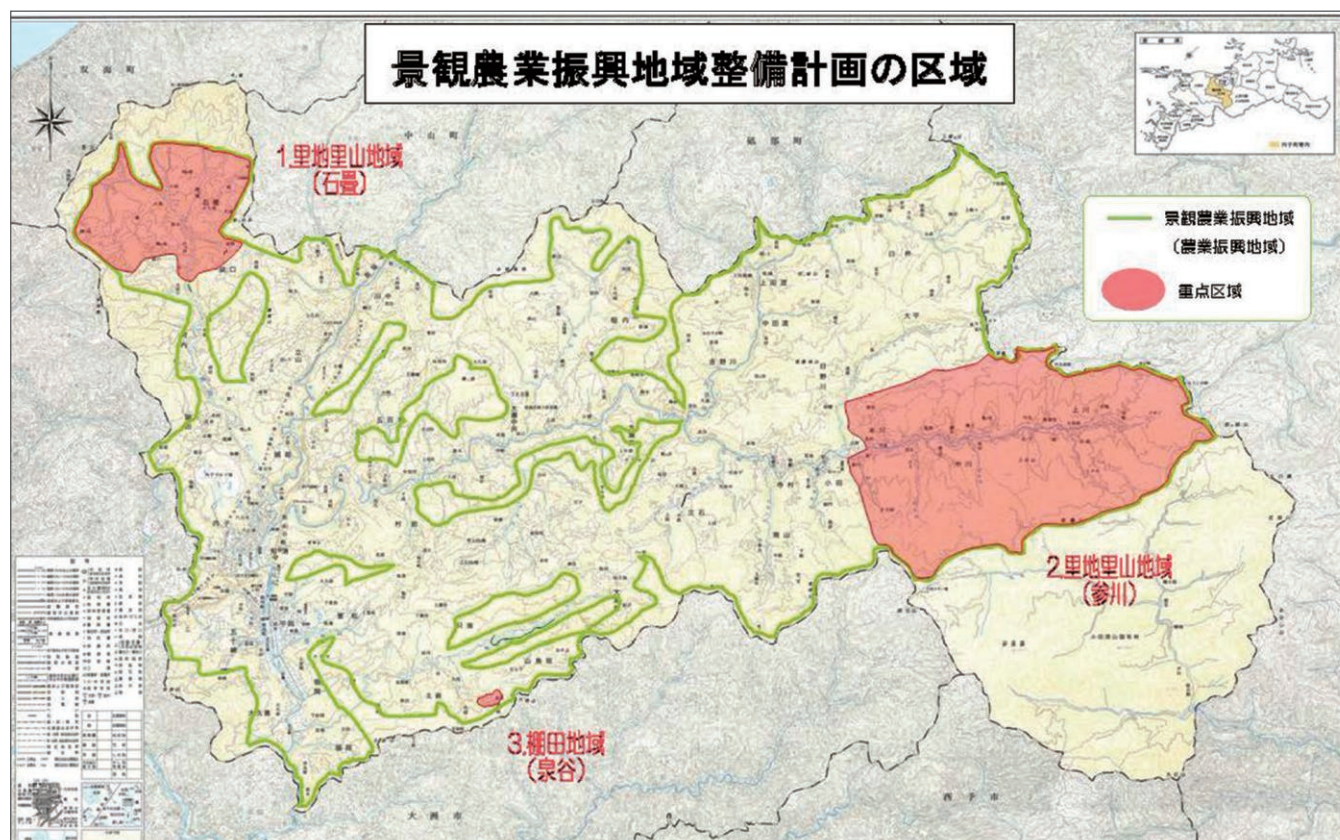
国道

(7) 内子町景観農業振興地域整備計画

内子町には、重伝建地区に代表される歴史的な町並みが残され、山間部には美しい農村景観が広がっている。これら美しい風景や自然環境を織りなす重要な要素である農業を中心とした地域の営みを、着実に次世代へと引き継ぐためにも、地域住民が地域の農業に誇りをもち、またその文化的価値が地域の魅力となり、地域の産品にも付加価値を与えるよう、そして、さらなる来訪者を惹きつけ、そこで出会う人と人との交流が地域の魅力に一層磨きをかけるよう、内子らしい村並み、山並みの景観まちづくりを推進することを目的に景観法に基づく平成 20 年 (2008) の内子

町景観まちづくり計画の策定に加えて、内子町景観農業振興地域整備計画を平成 25 年 (2013)1 月に策定した。

四国山脈の山々に囲まれた内子町は景観農業振興地域の範囲を全町的に広げ、中でも美しく特徴的な農村景観が現存する、里地里山地域 (石畳地区、参川地区)、棚田地域 (泉谷地区) の 3 区域を重点区域に定め、「景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項」や「農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項」、「景観と調和した農業について検討する今後のプロセス」等の方針を立てている。



3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

歴史的建造物には内子町の地域性や風土などの影響が色濃く表れており、それが「内子らしさ」の一つとなっている。しかし現代においては、価値観や生活様式の多様化などにより、新たにこの「内子らしさ」を創ることは非常に困難である。

今残る歴史的建造物については、国や県、町の指定文化財や国の登録有形文化財等は、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例及び内子町文化財保護条例、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、歴史的建造物の適切な保存修理や活用を進める。指定以外の歴史的建造物については、調査等を進めながら所有者の意思も鑑み、本計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定するなど、その価値を示しながら保存・活用を図る。また、建築基準法第3条第1項第3号の適用除外条例の制定及び運用により、安全性の確保や防災対策等を図りつつ円滑な保存・活用を推進する。

これら歴史的建造物の保存・活用により、歴史資源を活かしたまちづくりを進めるフィールドの拡充、職人やまちづくりの担い手育成、交流人口の増、町産材のさらなる活用など農林業との横断的な連携や産業創出につながる仕組み構築を目指す。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する方針

歴史的建造物の周辺環境についても、修景事業を推進し重伝建地区との緩やかなつながりを生むエリアの拡充を図る。特に内子地区の六日市地区や本町商店街は、今後、無電柱化も視野に入れた都市計画的な観点も含め、全体的な歴史的環境整備を検討する。

その中で景観まちづくり計画との連携によ

り、各地域の特性や実情に応じた景観ガイドラインの作成など、地域住民とともに体制を整えながら意識啓発を行う。また近年関心の高まりを見せる歴史的建造物等を活かした観光振興対策やインバウンド対策等についても、空き店舗対策や観光施策との連携を図っていく。また景観農業振興地域整備計画との連動も視野に、農村景観の保全の充実を図り、さらには農林業の施策と歴史まちづくりの連携を強化する。

(3) 伝統産業や伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動の継承に関する方針

文化財や歴史的建造物の修理においては伝統工法を重視し、活用方法や現代生活における利便性を鑑みながら積極的に取り入れることで技術の継承につなげる。併せて修理現場の公開や体験なども行いながら、技術力の高さや先人の知恵などを共有できる機会を設ける。また、伝統産業・工芸や職人の技術継承のため、担い手育成事業などの拡充を図る。

地域の伝統行事や郷土芸能などについては、趣旨賛同者の拡大を図り、地域外からの協力や支援を受けられるような、その意義や魅力を共有する機会を設ける。

(4) 歴史的資源の調査研究、周知・啓発に関する方針

専門職の配置や大学などとの連携等、体制の充実を図りつつ、基礎となる歴史的資源などの調査を進める。またこれまでに収蔵された町蔵資料についても整理しデジタルアーカイブ化など、活用や公開しやすい仕組みづくりを目指す。

また、博物館の展示や講座の継続的な実施を行い、地域住民の意識醸成を図りつつ、博

物館ボランティア（学芸サポーター等）やガイド、語り部などの育成を推進する。ひいては周知・教育等のための教材・資料等の整備や連携へつなげる。

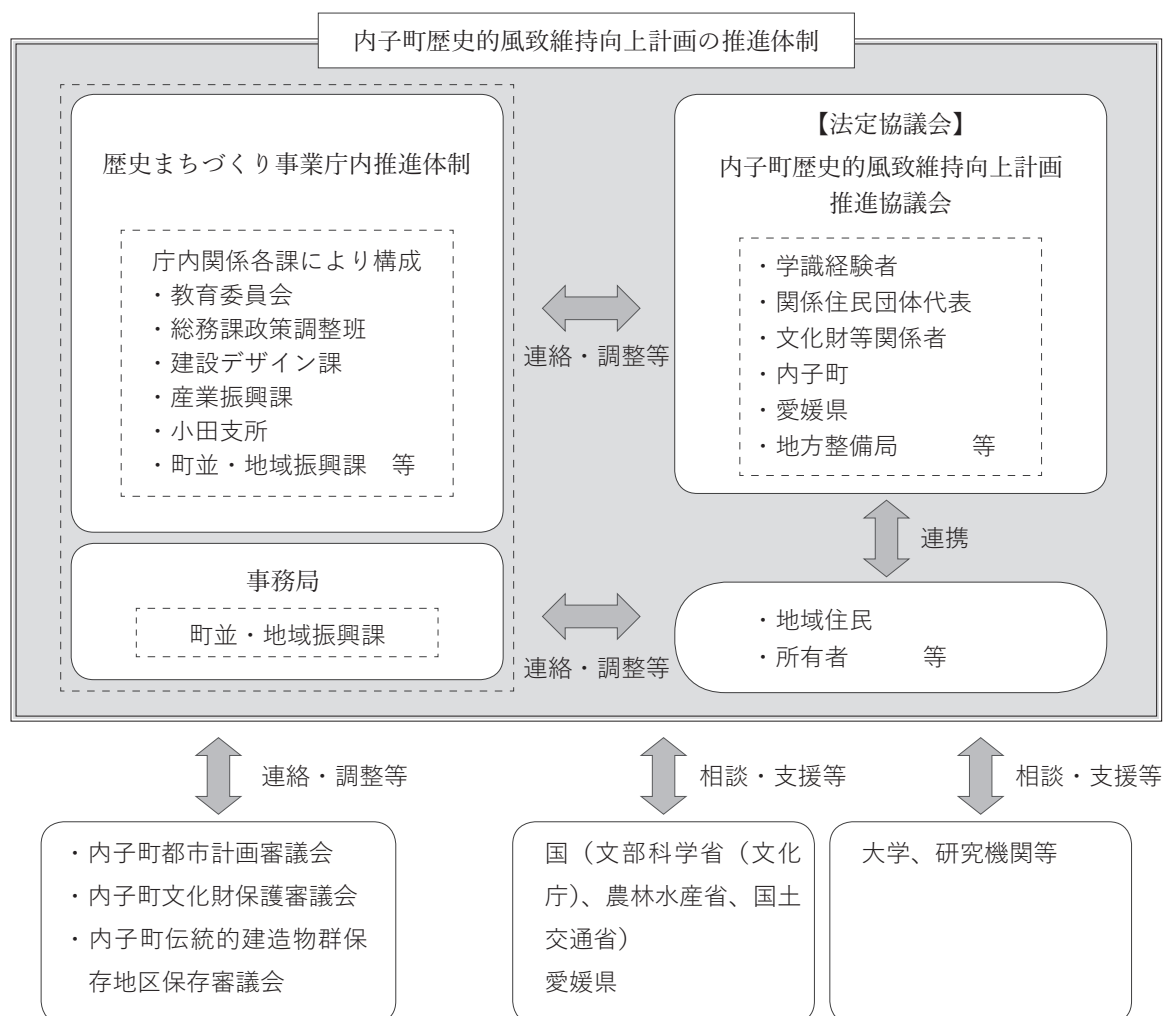
(5) 住民参加の歴史まちづくりに関する方針

住民が歴史まちづくりに参加できるように、まちなかに議論を行う場や気軽に集まれる拠点づくりについて、歴史的建造物の活用も含めて整備を図る。また住民や地元企業、大学や専門家などと連携し、まちづくりに関する資料や職人技術・歴史資源など集積機能を併せ持つ組織の確立や、それらによる人材育成、地域住民の意思醸成を推進する。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進体制については、町並・地域振興課を事務局とし、庁内推進体制を構築するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「内子町歴史的風致維持向上計画推進協議会」において計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。

また、必要に応じて、本町の都市計画や景観まちづくり、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。



第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

内子町の歴史的風致は、まちのほぼ中央を流れる小田川の水運を活かした製紙業、製蠟業、林業等による繁栄と密接に関連し、形成されてきた。四国愛媛県の内陸部に位置し、面積の約8割を森林が占める本町においては、山間部で紙や蠟の原材料となる楮や樺を栽培し、小田川や街道沿いに物資が流通。それらが中心部において加工・製品化され、さらに小田川の水運などによって河口まで運ばれ、海外まで出荷された。これら産業の発展により街道沿いに人々が交流し、集落が形成され文化や風習なども広がりを見せた。中には財を成す家が現れ、在郷町としてさらに商業の発展へとつながり、現在の形となった。

特に在郷町として形成され発展した内子・五十崎の市街地においては価値の高い歴史的建造物が多く残り、内子地区の八日市護国地区は重伝建地区に選定されている。また当重伝建地区内では「本芳我家住宅」「上芳我家住宅」「大村家住宅」が重要文化財に指定されており、その左官や大工などの職人技や祭礼行事などに往時の繁栄をしのぶことができる歴史的風致を形成している。さらには大正5年創建の重要文化

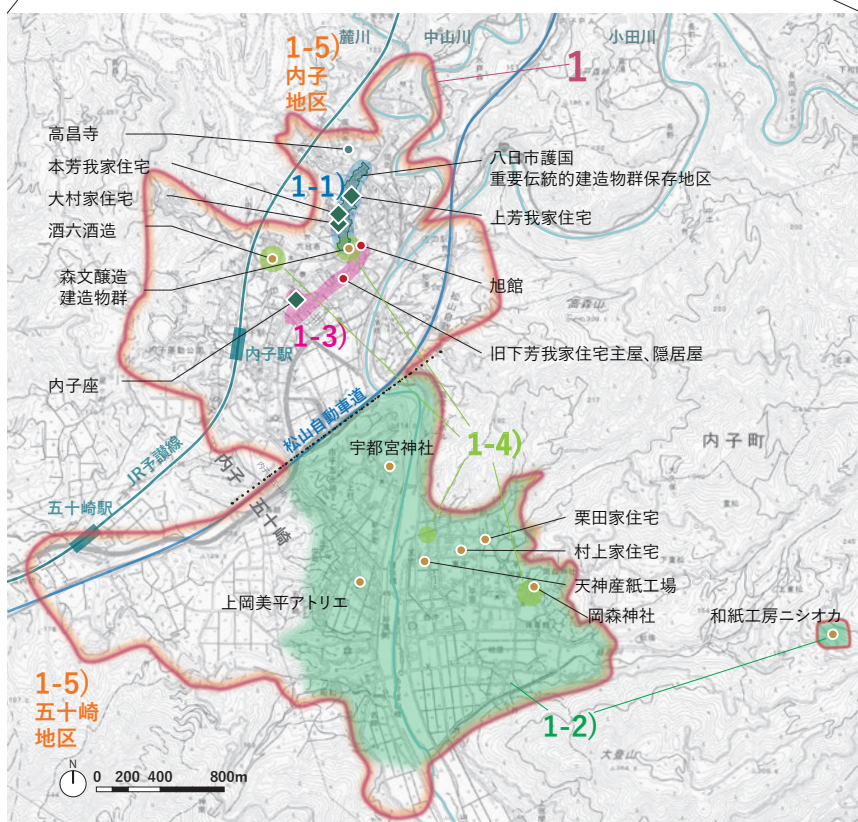
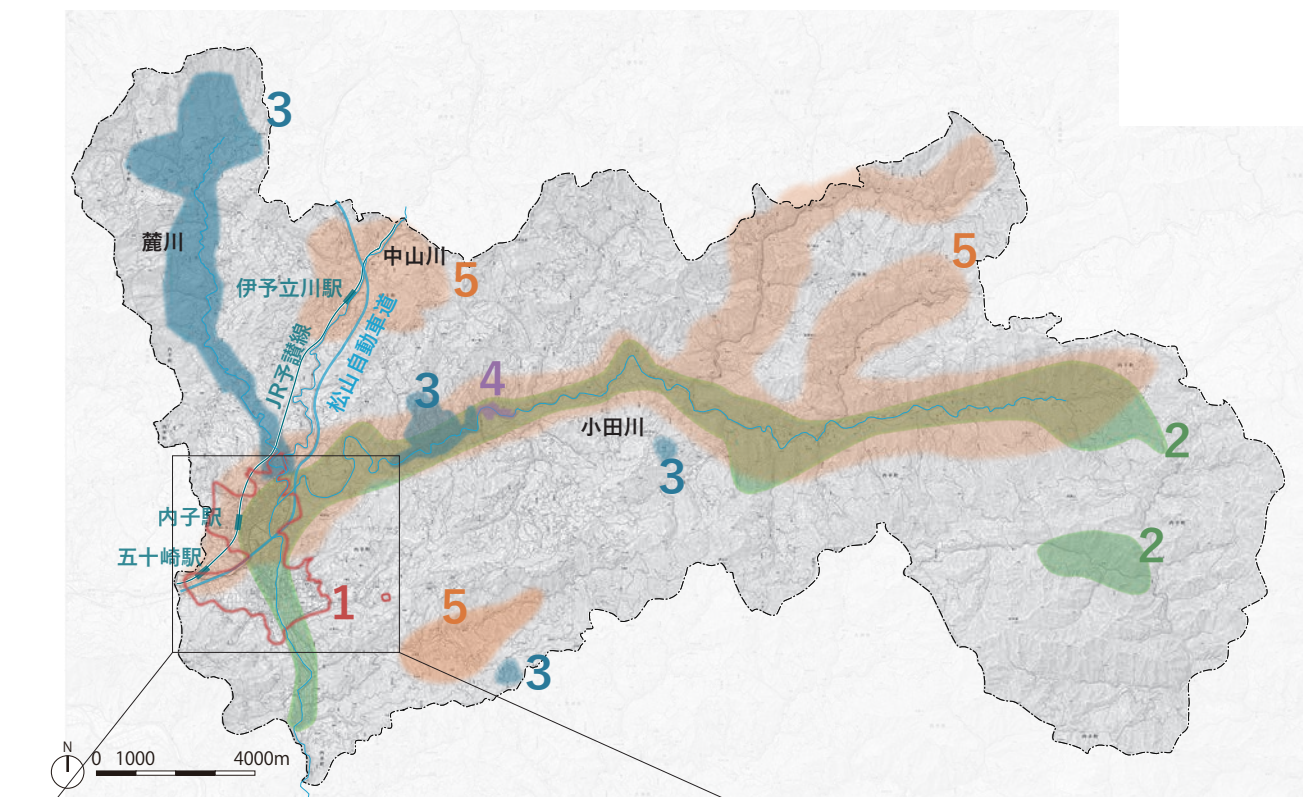
財「内子座」に象徴されるように、中心部における往時の賑わいを伝える芝居小屋や酒蔵、醸造蔵における営みも本町を語る上で欠かせない歴史的風致である。

また五十崎地区においては江戸期、大洲藩の専売であった「大洲和紙」が手漉きの技とともに受け継がれ、地域の伝統行事「いかざき大風呂合戦」とともに住民にとって親しみ深い歴史的風致を形成している。

この中心部に発展をもたらした小田川流域には、豊富な森林資源を生かした林業に関連する歴史的風致が形成され、かつ江戸期頃から盛んになった四国遍路による歴史的風致が、内子・五十崎・小田の3地区を今も変わらずつないでいる。途中みられる谷間の集落として息づく大瀬成留屋地区、さらに上流には小田・参川地区などの神社と巨樹・巨木信仰は地域独特の歴史的風致を形成している。

この他、豊かな自然の中で、石積みの段畑や棚田、ため池や堰などによる農業、寺社信仰や祭礼など、特色ある地域文化が点在し、歴史的建造物とともにその営みによって良好で多様な歴史的風致が現代まで継承されている。

■ 歴史的風致の分布



1. 在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致
 - 1) 在郷町の佇まいをつなぐ町並みとその保存にみる歴史的風致
 - 2) 地域に根づく手漉き和紙と大風合戦にみる歴史的風致
 - 3) 時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致
 - 4) 地域の味、醸造業にみる歴史的風致
 - 5) 内子・五十崎の祭礼にみる歴史的風致
2. 小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致
3. 里山が育む村並みにみる歴史的風致
4. 大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致
5. 街道、遍路道にみる歴史的風致

2. 重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的關係性に基づく一体性をもって良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な範囲とする。

本町の歴史的風致としては、第2章で5つの歴史的風致を掲げているが、中でも本町の代表的な歴史的風致として維持向上すべき重点区域の設定の考え方として、

- ・価値の高い歴史的建造物や重要文化財や重伝建地区が集積しており、それらが人々の生活や活動の中で長きにわたり継承されている区域
- ・歴史的にも各集落を関連付けてきた河川や街道、人々の営みにより築かれた自然環境を含む石積みや段畑など、そこに息づく生業や暮らしと等と一体となって歴史的風致が形成されており、その価値が広く認められる区域
- ・複数の歴史的風致が重層的に形成されている区域

を設定する。

上記の考え方にに基づき、小田川沿いに重層的に形成される「在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致」「小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致」「里山が育む村並みにみる歴史的風致」「大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致」「街道、遍路道にみる歴史的風致」において特に重なりや連なりのある範囲を重点区域として設定する。

小田川の下流域にあたる内子・五十崎の市街地は、在郷町として製紙業や製蠟業で一体的に発展してきており、内子地区においては、製蠟業で繁栄した本芳我家や上芳我家、江戸期から様々な商いを営んだ大村家が重要文化財に指定

され、これらを含む八日市護国地区が重伝建地区に選定されている。この地区外においても当時の繁栄による価値の高い歴史的建造物が残っており、これらが人々の生活や活動の中で、町並み保存運動や歴史的建造物に現れる左官技術、祭礼行事などによって継承されている。

往時の賑わいを今につなぐ重要文化財内子座や登録有形文化財旭館などの芝居小屋・劇場、酒六酒造や千代の亀酒造、森文醸造などもこの地区に集積し、変わらず地域に根付いている。中流域に位置する大瀬成留屋地区でも、かつての村役場や醤油の醸造蔵など歴史的建造物が地域の暮らしとともに息づいている。

また、小田川流域においてはその水運により発展した小田林業と、神社の祭礼行事や巨樹・巨木の保存活動など、小田地区における「山」とともにある営みは深く地域に根付いている。小田川の水運によって発展した製紙業は、下流域の五十崎地区において天神産紙工場と和紙工房ニシオカによって手漉き和紙の生産が今に受け継がれ、伝統行事である大風合戦の凧に使われるなど地域に愛されている。

また小田川沿いに形成された街道は、山間部の集落において住民の生活を支えた果樹栽培や川漁などの営みとともに地域と地域をつなぐために欠かせない存在であり、さらには遍路道として長く文化や風習をつないできた。

以上により、これらの範囲は現在の本町において歴史的建造物や重要文化財等が集積し、自然環境も含め小田川が結ぶ一体となった歴史的風致を形成し、かつ多様な歴史的風致の重なりをみることができる区域であり、その一体的な価値が広く認められた区域でもある。

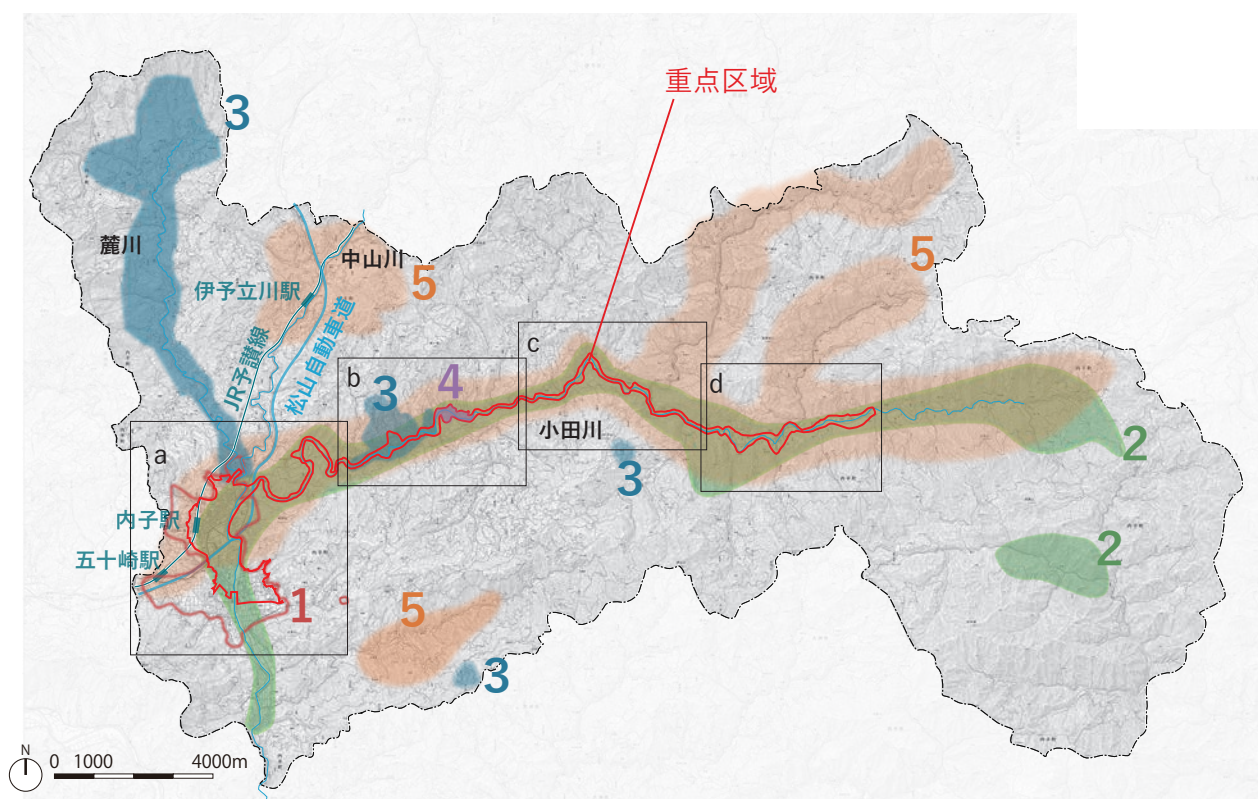
これらの区域においては、文化財保護法に基づく重要文化財等の指定・選定・登録の保護措置のほか、都市計画や景観まちづくり条例、屋

外広告物条例等に基づく制限等の様々な施策はもとより、住民たちによる協定等や自助努力や地域づくり活動などにより維持向上が図られてきた。しかしながら、少子高齢化に伴う伝統行事の担い手や職人等の後継者不足、歴史的建造物の劣化、遊休農地の増加等により、歴史的風致の維持が困難になる懸念がある。またこれら歴史的風致の価値や重要性についての調査・研究も十分ではなく、地域住民における共通認識も十分に醸成されていない。

重点区域においては、文化財や歴史的建造物

等とそれらに関連する人々の活動の維持や発展に重点的に取り組み、歴史的風致の維持向上を効果的に推進するものとする。また、その効果を波及させ、本町の歴史的な資源の価値創出及びそれを活かしたまちづくりによる魅力向上を目指すものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本町の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲に変更が生じた場合等に適宜見直すものとする。



1. 在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致
2. 小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致
3. 里山が育む村並みにみる歴史的風致
4. 大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致
5. 街道、遍路道にみる歴史的風致

3. 重点区域の範囲

重点区域は、重要文化財本芳我家住宅や内子座、重伝建地区を含む内子・五十崎地区の市街地から小田川流域を街道・遍路道沿いに上流へ向かい、途中、和田地区、大瀬成留屋地区を経て山や林業、巨樹・巨木等に関する営みにみる小田地区、参川地区の小田川及び街道・遍路道沿いを中心とした市街地等の範囲とする。

重点区域の名称

内子・五十崎市街地及び小田川流域区域

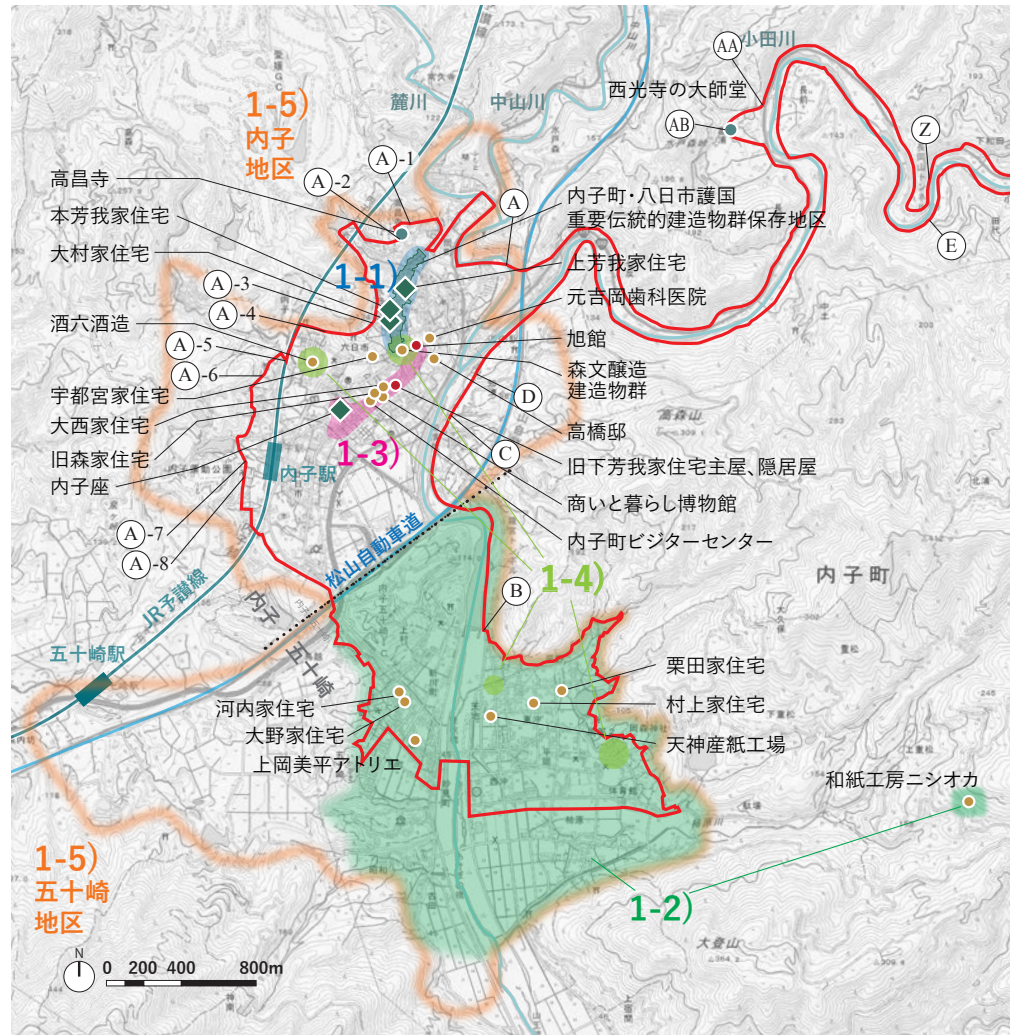
重点区域の面積

約 700ha

a. 内子・五十崎市街地エリア

内子・五十崎市街地エリアは主に「在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致」の範囲で、重要文化財の本芳我家や内子座、八日市護国地区の重伝建地区を有し、町並み保存運動や左官などの職人の技術とその営み、手漉き和紙の生産といかざき大風合戦、芝居小屋を中心とした賑わいや酒、味噌醤油づくり、各祭礼行事等が行われ、本町の歴史まちづくりの核となるエリアである。

区域の設定にあたっては、当該風致に係りの深い建造物とその活動が顕著であり、都市計画の用途地域に準じる市街地を範囲とした。



- 国指定など文化財
- 町指定文化財
- その他の文化財
- 登録有形文化財

□内子・五十崎市街地エリア区域の境界

南側境界		北側境界	
①～②	都市計画区域の用途地域界線	①～②	国道 379 号道路中心線より 20 m
ただし以下の範囲は次のとおりとする。		②～③	町道富浦線道路中心線より 20 m
	① -1 ～① -2 高昌寺敷地界線	③～④	国道 379 号道路中心線より 20 m
	① -3 ～① -4 上ノ山天神社尾根沿い		
	① -5 ～① -6 植松天神社東側県道 54 号道路中心線及び同社北側私道中心線		
	① -7 ～① -8 願成寺敷地界線		
③～④	町道知清川端線道路中心線		
④～⑤	町道知清今岡線道路中心線		
⑤～⑥	小田川左岸より 20 m		

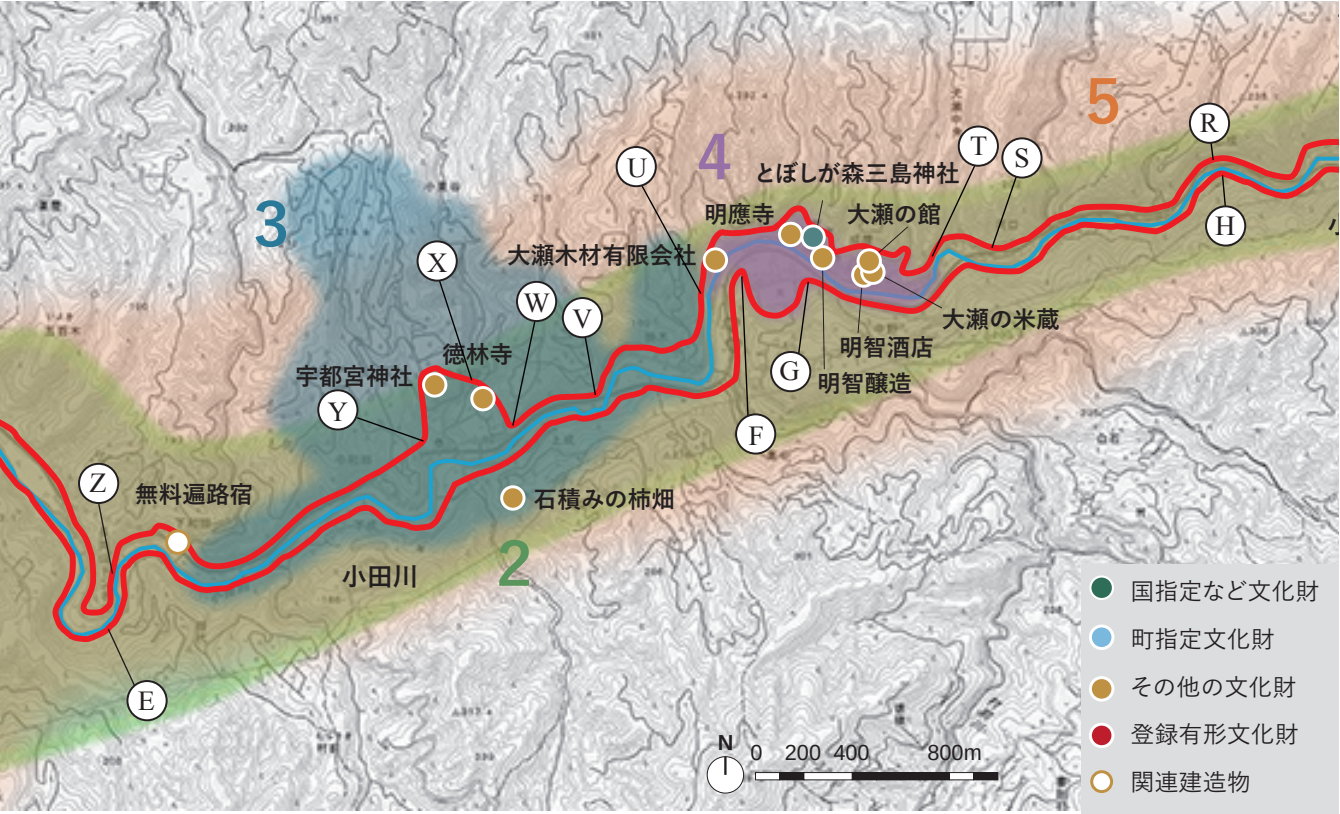
b. 和田・大瀬中央エリア c. 大瀬東エリア

和田地区や大瀬東地区など、小田川流域の沿線では昭和初期から柿、梨、桃、栗などの果樹栽培が盛んな地域であり、日当たりのよい傾斜地などの石積みの畑とともに歴史的風致を形成している。ここでは、花や実、紅葉、剪定や収穫等の作業など、季節ごとに異なる景色を見ることができる。また遍路道として多くの参拝者が訪れ、沿線にはお堂などがあり、江戸期頃から盛んになった四国八十八カ所に

よる人々の交流なども今に見ることができる。大瀬中央の成留屋地区においては、山間部の集積地として形成された「谷間の村」の風致が形成されており、かつての村役場や現役の醤油蔵などが地域の営みとともに受け継がれている。

区域の設定にあたっては、小田川と小田川に沿って走る国道 379 号及び旧道、県道 52 号沿いから約 20 m の範囲及び歴史的風致と関係の深い集落を含む範囲とした。

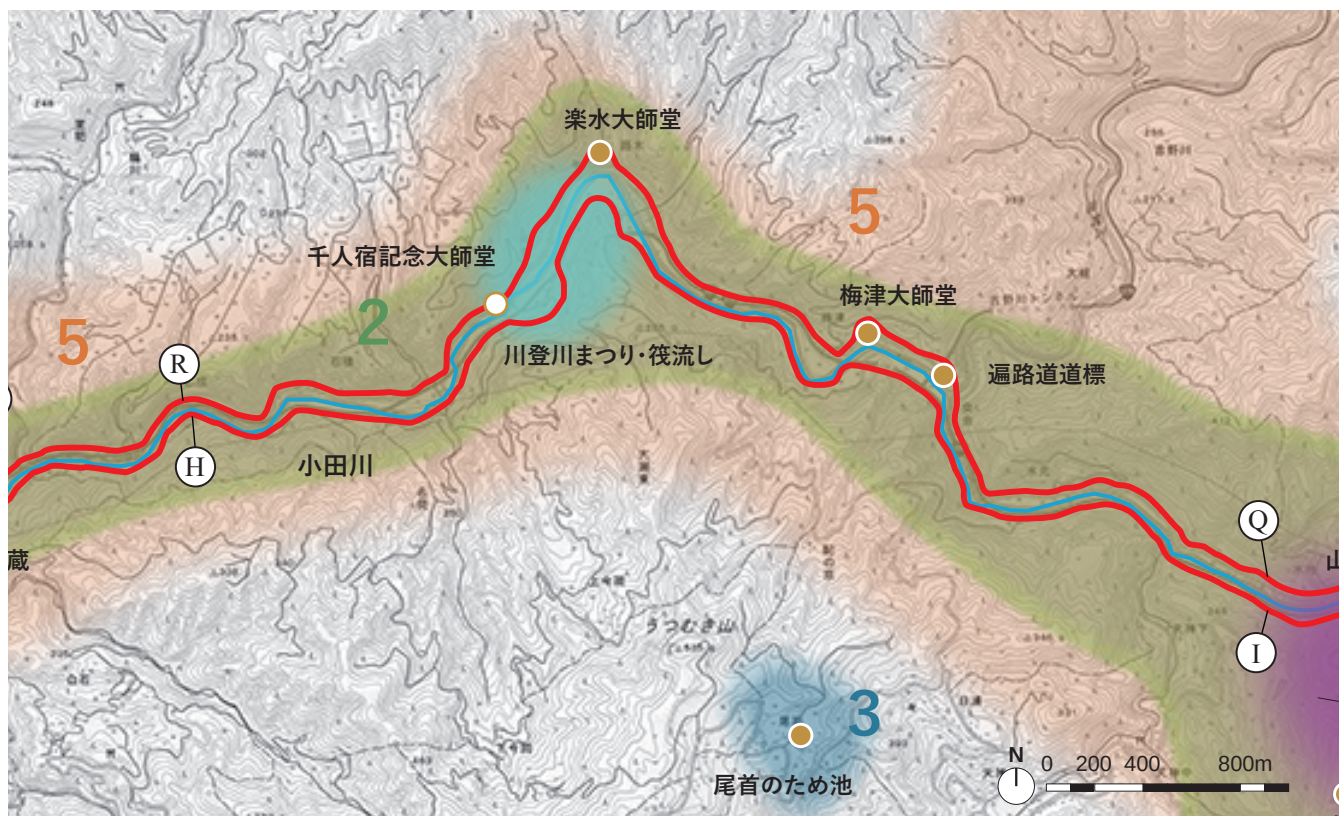
《b. 和田・大瀬エリア》



□和田・大瀬エリアの区域の境界

南側境界		北側境界	
⑤～⑥	小田川左岸より 20 m もしくは 国道 379 号道路中心線より 20 m のいずれか南側	②～①	国道 379 号道路中心線より 20 m
⑥～⑦	大瀬中学校敷地の界線	①～⑧	町道宇都宮神社線道路中心線より 20 m もしくは 宇都宮神社敷地界線のいずれか北側
⑦～⑧	小田川左岸より 20 m もしくは 国道 379 号道路中心線より 20 m のいずれか南側	⑧～⑨	町道徳林寺線道路中心線より 20 m もしくは 徳林寺敷地界線のいずれか北側
		⑨～⑩	国道 379 号道路中心線より 20 m
		⑩～⑪	町道成屋掛木線より 20 m
		⑪～⑫	大瀬成留屋景観形成地区界線の北側
		⑫～⑬	町道河口本町線より 20 m
		⑬～⑭	小田川右岸より 20 m もしくは 国道 379 号道路中心線より 20 m のいずれか北側

《c. 大瀬東エリア》



- 国指定など文化財
- 町指定文化財
- その他の文化財
- 登録有形文化財
- 関連建造物

□大瀬東エリアの区域の境界

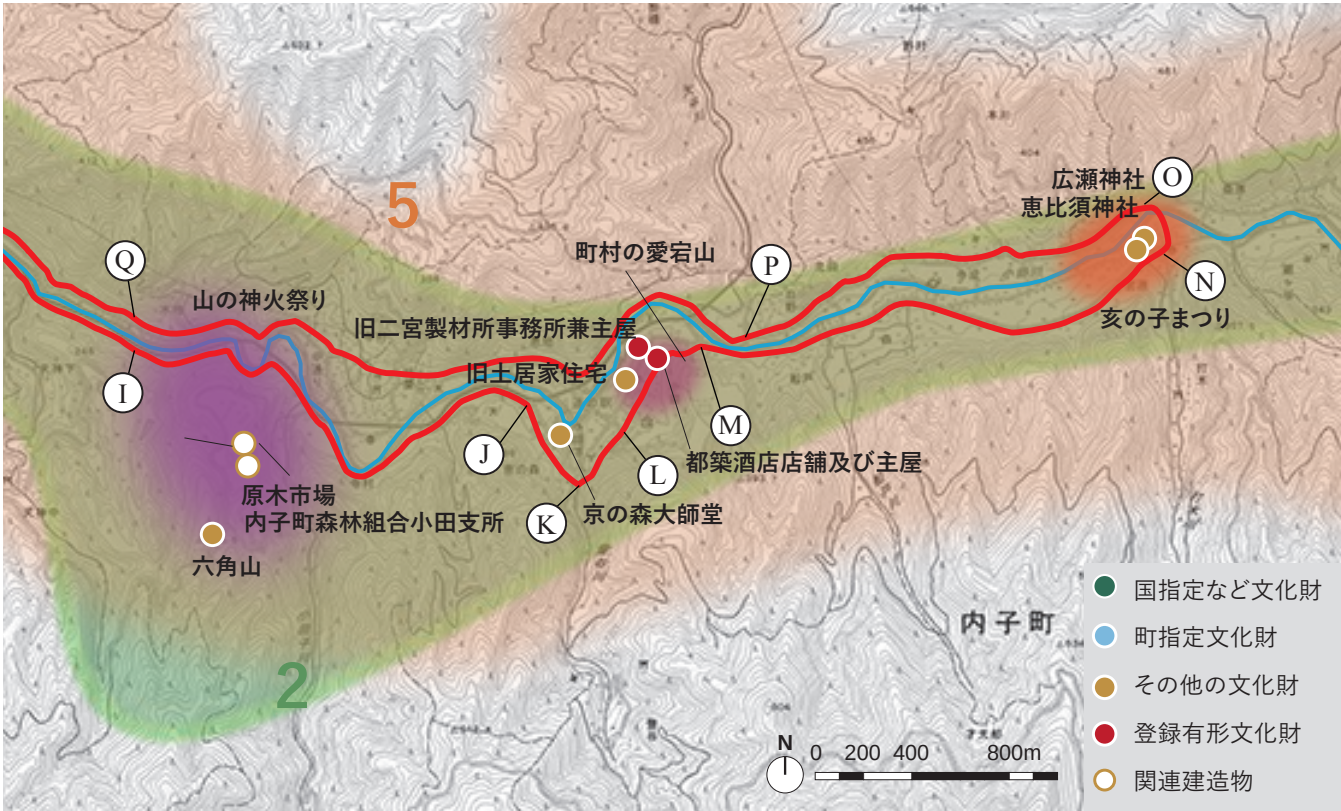
南側境界		北側境界	
㊦～㊩	小田川左岸より 20 m もしくは 国道 379 号、国道 380 号道路中心線より 20 m のいずれか南側	㊰～㊱	小田川右岸より 20 m もしくは 国道 379 号、国道 380 号道路中心線より 20 m のいずれか北側

d. 小田エリア

小田地区における中心部は小田川沿いに発達した街道沿いに形成され、各集落において神社や山の神や火の神など産土神などの信仰などが長く続く。また江戸期、大洲藩の御用林だった小田深山を始め、戦中戦後の植林により小田地区では林業が盛んであり、その流通に小田川や小田川沿いの街道は欠かせな

かった。現在も山とともにある営みが受け継がれている。

区域の設定にあたっては、小田川と小田川に沿って走る県道 52 号及び旧道沿いから約 20 m の範囲及び歴史的風致と関係の深い集落を含む範囲とし、最東端は小田深山への分岐点でもある広瀬神社とした。



□小田エリアの区域の境界

南側境界		北側境界	
①～⑪	小田川左岸より 20 m もしくは国道 380 号道路中心線より 20 m のいずれか南側	⑩～⑮	小田川右岸より 20 m もしくは町道堂村恩地線中心線より 20 m のいずれか北側
⑪～⑬	町道町村松の沖線道路中心線より 50 m	⑮～⑯	小田川右岸より 20 m もしくは町道日野北田藤井線中心線より 20 m のいずれか北側
⑬～⑭	町道町村豊谷線中心線より 50 m	⑯～⑰	広瀬神社敷地界線
⑭～⑮	町道町村線中心線より 50m		
⑮～⑰	県道 52 号中心線より 20 m		

4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上による効果

本町において、「小田川」はまちづくりのキーワードの一つとなっている。平成17年に「小田川文化圏」を謳って3つの町が合併。14年経過し、さらに内子、五十崎、小田の3地区のつながりを意識した事業の必要性が高まっている。当計画においてこの範囲を重点区域に設定することで、歴史文化を広域的にとらえ、まちの一体感の醸成やそこから生まれる新たな可能性に期待できる。

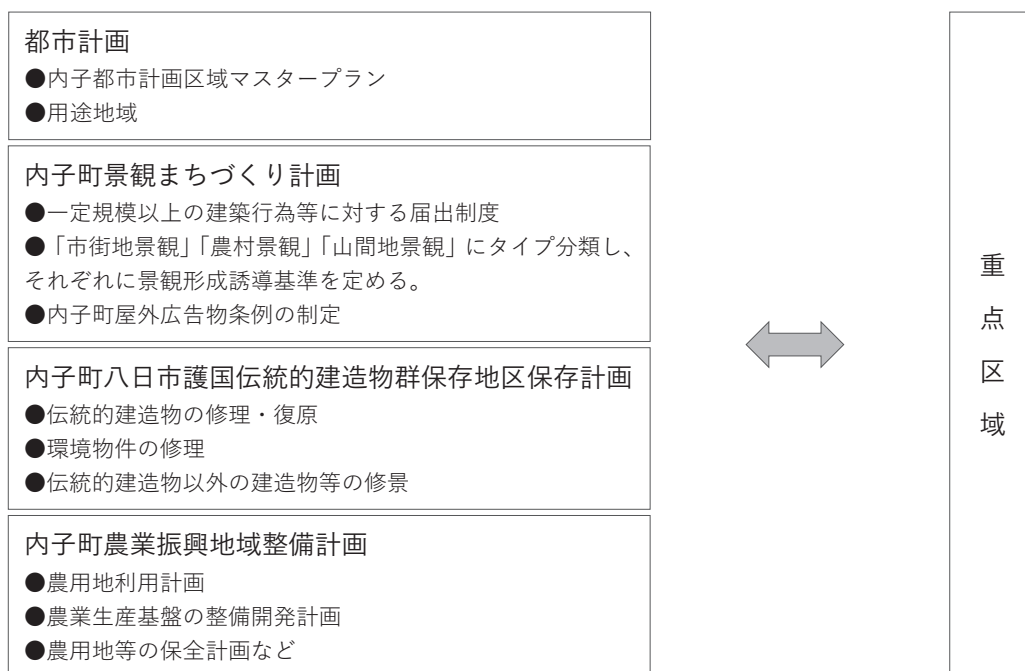
特に小田川流域における林業の歴史においても、小田、大瀬、内子、五十崎地区の木材の流通の関係性は深く、今後の林業振興においても、歴史的建造物への町産材利用等、山間部と市街地を関連づけることでまちづくりに厚みをもたせる効果も考えられる。

また歴史的建造物については、重伝建地区以外にも多く残っている。調査等を進めながら所

有者や地域住民の機運の醸成を図り、修理・活用を進めることで、まちの魅力向上に寄与できると考えられる。重点区域においては、内子地区には重伝建地区のバッファゾーン的なエリアを、五十崎地区、小田地区については核となる歴史的建造物の活用事例を設けることで、歴史資源等を活かしたまちづくりの広がりが期待できる。

さらに歴史的建造物の活用と併せて、小田、内子、五十崎の各地域における伝統産業・工芸等やそれら職人の技術の継承についても広域的に取り組むことで、相乗効果が期待でき、ひいては交流人口の増加等により担い手・後継者の育成につながる等の好影響も期待される。これら効果は重点区域に限らず町全体へ普及するものとする。

5. 良好な景観の形成に関する施策との連携



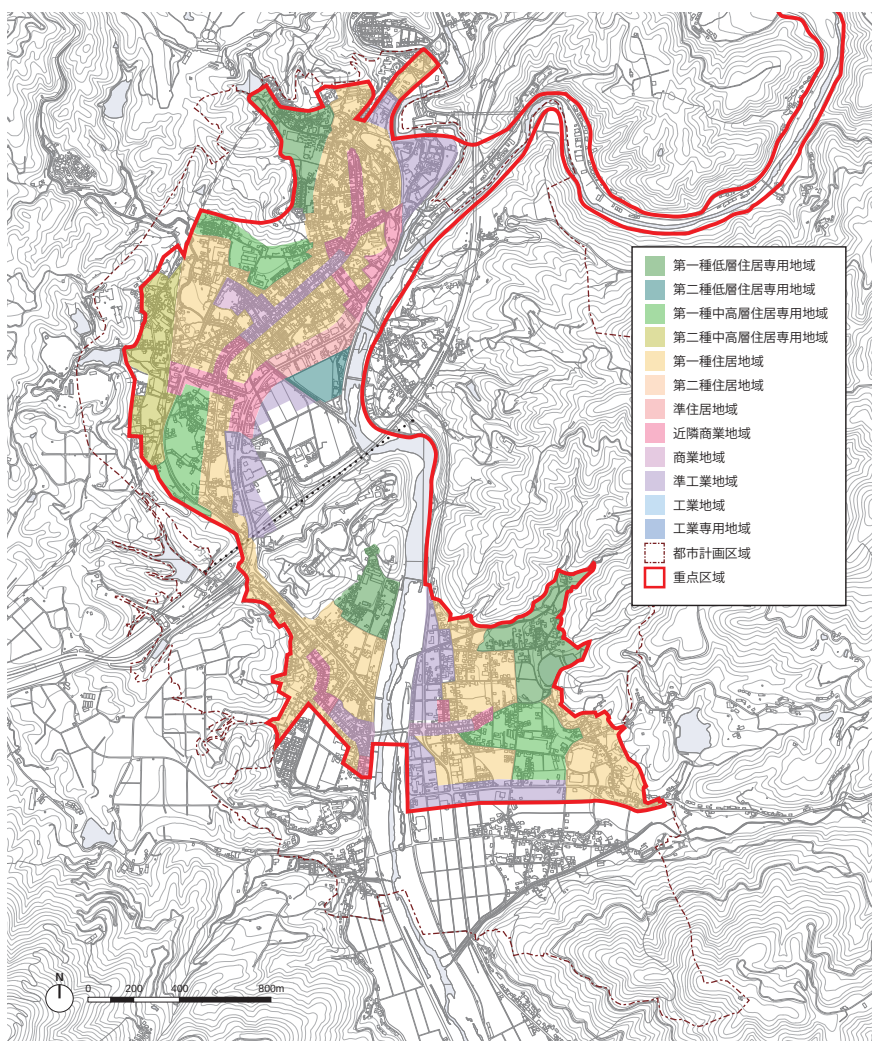
(1) 都市計画

本町では、内子都市計画区域が指定されており、現在の計画区域の面積は 978ha である。なお市街地拡大の可能性が低いことから区域区分は定められていない。

内子町の特徴としては都市計画区域が内子と

五十崎の 2 地区にまたがってかけられており、さらにそれぞれの中心となる市街地部分に用途地域が定められていることが挙げられる。重点区域には内子・五十崎の都市計画区域内の、用途地域が指定された市街地部分を含んでいる。

■都市計画区域及び用途地域と重点区域



(2) 内子町景観まちづくり計画

本町は、平成 17 年 (2005) に景観行政団体に移行し、内子町景観まちづくり計画を策定した。

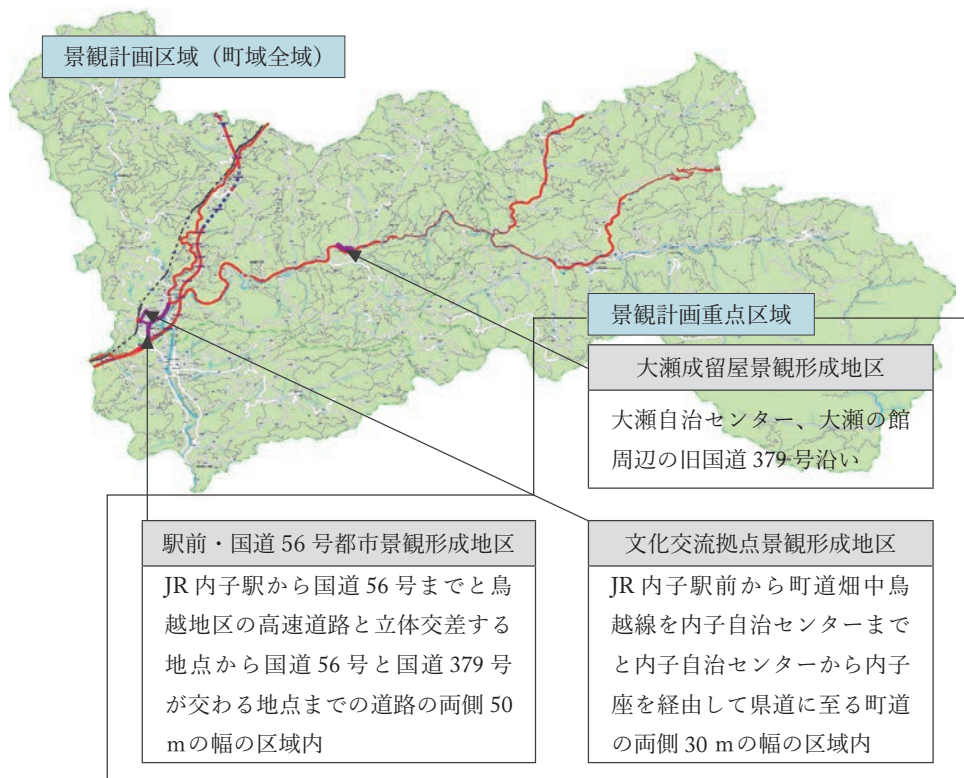
良好な景観の形成に関する方針では、地域の特徴や個性を生かした景観形成を図るため、本町の景観を「市街地景観」・「農村景観」・「山間地景観」の 3 つに構造化し、それぞれの構造においてタイプ別に分類。また 5 つの自治センター管内ごとに地域別の景観の特徴、景観資源を挙げ、景観形成の方向を示し、町域全域を行為全般に共通する基準及びそれぞれのタイプごとの景観形成誘導基準を定め、外壁や屋根等の

基準色や推奨色を設定した色彩基準を設けている。

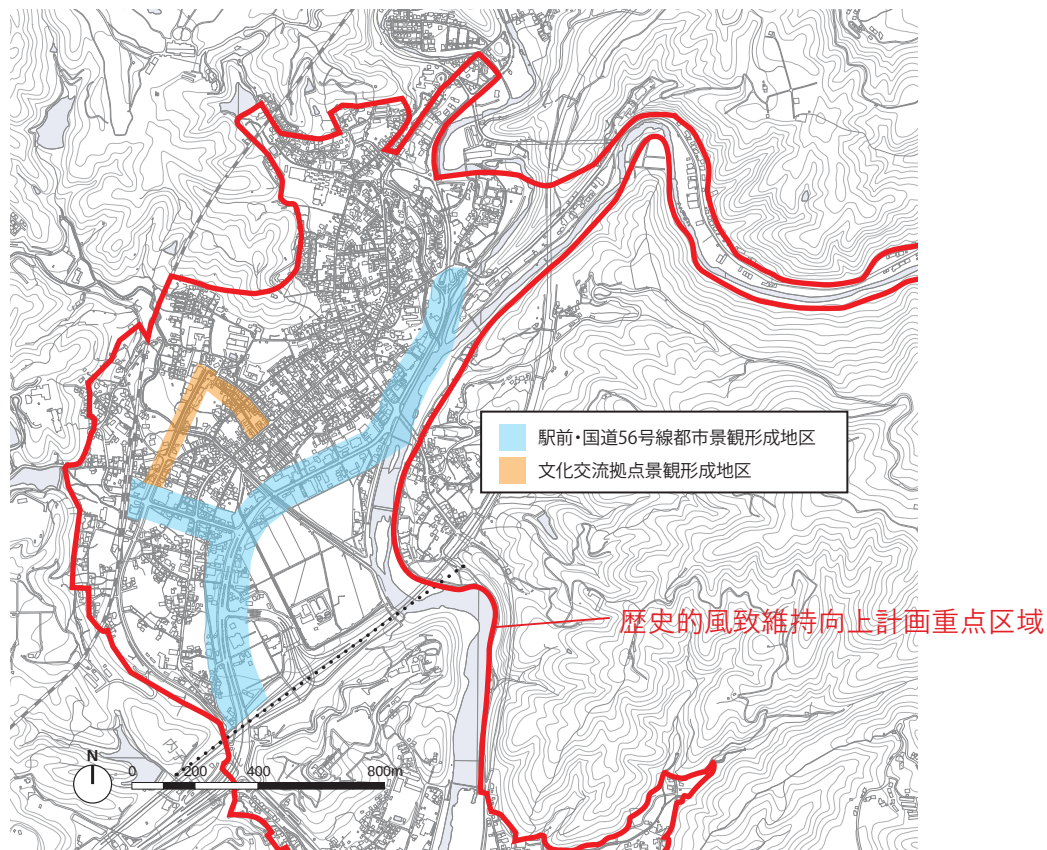
計画では町全体が景観計画区域に定められているが、特に景観計画区域の中でも、「駅前・国道 56 号都市景観形成地区」、「文化交流拠点景観形成地区」、「大瀬成屋景観形成地区」の 3 区域を景観計画重点区域として指定、景観計画区域への規制に加え建築物・工作物・屋外広告物に対する規制をかけ、重点的な景観整備を進めている。

景観計画 重点区域	目標	方針
駅前・国道 56 号都市景観形成地区	玄関口として賑わいのあるもてなしを演出するため、交通拠点機能の充実とあわせて快適な潤いのある景観を形成する。	①「もてなし景観創出ゾーン」は、開放的な山並みの眺望を確保し、来訪者と交流を創出することで来訪者が温かみを感じられる景観を形成する。 ②「沿道景観創出ゾーン」は、自然景観の眺望を確保するとともに隣接する住宅地との違和感のない市街地景観を形成する。
文化交流拠点景観形成地区	文化交流拠点地区は、町民の教育・文化を育み、交流を促進する場所として観光を含め新しい魅力を創出する景観を形成する。	①「ふれあい景観創出ゾーン」は、地域のコミュニティを基盤にして、ゆとりある居住環境と調和した街路景観を形成する。 ②「文化的調和ゾーン」は、伝統的意匠の建造物の保全・再生を進めるとともに隣接する住宅地との違和感のない市街地景観を形成する。
大瀬成留屋景観形成地区	大瀬成留屋地区は、統一された街なみにより地区の伝統を継承していく景観を形成する。	①「街なみ環境整備ゾーン」は、伝統的な建築物の意匠を活かした統一された町並み景観を形成する。

序
1
2
3
4
5
6
7
8

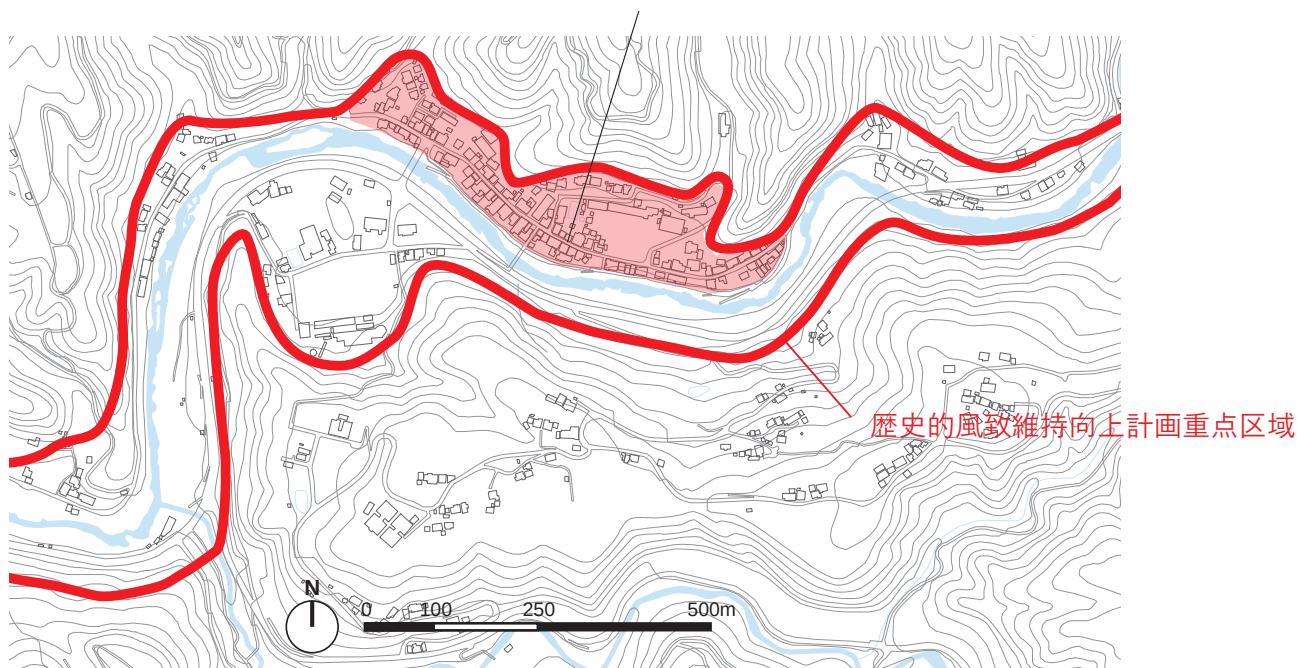


■景観計画重点区域「駅前・国道 56 号都市景観形成地区」「文化交流拠点景観形成地区」と
歴史的風致維持向上計画重点区域



■ 景観計画重点区域「大瀬成屋景観形成地区」と歴史的風致維持向上計画重点区域

景観計画重点区域：大瀬成屋景観形成地区



■ 景観法第16条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知が必要となる行為の一覧

1 届出対象行為

(1) 町全域（景観重点区域を除く）における届出対象行為

対象	基準
建築物	・ 延べ床面積100㎡以上の建築物の新築、増築、改築、色彩変更 ・ 高さ10m以上の建築物の新築、増築、改築
工作物	・ 地盤面から上端までの高さが10m以上の工作物の設置
開発行為等	・ 面積500㎡以上の土地区画形質の変更 ・ 面積500㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出 ・ 面積1000㎡以上の屋外における物品の集積及び貯蔵
屋外広告物※	・ 屋外広告物条例の規定による許可を要するもの

(2) 景観重点区域における届出対象行為

対象	基準
建築物	・ 延べ床面積10㎡以上の建築物の新築、増築、改築 ・ 延べ床面積20㎡以上の建築物の色彩変更
工作物	・ 地盤面から上端までの高さが2m以上の工作物の設置
開発行為等	・ 面積200㎡以上の土地区画形質の変更 ・ 面積200㎡以上の土砂、砂利の採取及び排出 ・ 面積100㎡以上又は高さ1.5mの屋外における物品の集積及び貯蔵
屋外広告物※	・ 屋外広告物条例の規定による許可を要するもの

なお、工作物とは、煙突、排気塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、彫像、記念碑、鉄柱、観覧車、コースター、コンクリートプラント、アスファルトプラント、石油・ガス等貯蔵処理施設、污水处理施設、ゴミ処理施設、塀、柵、保管庫及びこれらに類する施設とする。

※屋外広告物の設置申請は、「内子町屋外広告物条例」が適用される。

(3) 内子町屋外広告物条例

屋外広告物の設置に関しては、「内子町屋外広告物条例」を適用することで景観の形成を図ることが位置付けられている。屋外広告物条例は平成 21 年 (2009) に施行され、屋外広告物設置申請の許可要件に合致しない限り、屋外広告物の掲出を禁止している。また指導勧告により良好な景観形成に配慮した屋外広告物へと誘導している。

(4) 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画

内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画は、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和 55 年内子町条例第 29 号）第 3 条の規定に基づき定められたものである。八日市護国の伝建地区には往時の地割りが良く残り、商家、製蠟業家、住宅など往時の面影を残す建物も多く、建物間の小道、敷地造成時の石垣、側溝などに江戸末期から明治中期ごろの景観をとどめている。この地域の建造物の特徴として、外壁を土壁で塗り籠めにした町家を基本とし、漆喰壁にさまざまな彫物が施され、腰には瓦が張られた海鼠壁など豪華な造りのものも見られる。また庭の外側を囲う土塀、木蠟の晒場の囲いに使った蠟垣、街道に設けられた金比羅灯籠などの工作物からも伝統的な街路空間を作り上げている。

保存整備に当たっては、そのような地域の特性を生かし、街道沿いに展開する建物の見え方、背景となる周囲の山並等も考慮して、内子らしい歴史的景観を維持することに努めるとしている。また保存を進めるにあたり、上記の伝統的建造物群の特性を生かしながら、伝統的建造物群と、これらと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活向上を配慮しつつ保存地区の管理、修理、修景、復旧につとめるものとしている。

八日市護国の伝建地区は、本計画の重点区域の中心地域であることから、その周辺環境の保全・整備を一体的に行い、歴史的資源を活かしたまちづくりを推進していく。

■内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画（※一部抜粋）

1 保存地区の保存に関する基本方針

- （イ）伝統的建造物は、保存地区内の江戸時代中期から昭和初期までに建てられた家屋、蔵等 93 棟、塀及び門等 8、石灯籠 1 基、晒井戸 1 式を対象に建物の保存または景観の保全を行う。
- （ロ）伝統的建造物群と一体をなして歴史的景観を構成する物件としては、石垣 17 面、側溝等 22 条、稲荷社敷地 1 筆を対象にし、伝統的景観の保全及び復旧を行う。
- （ハ）保存地区内にある新しい建物 31 棟、空地等 9 筆については、伝統的建造物群の景観と調和のとれた修景を行う。

3 保存地区内における建造物等の保存整備計画

（イ）建築物

- ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するための修理を行うものとする。
- イ 伝統的建造物以外の建築物の新築、増築、改築、移転又は修繕模様替、若しくは色彩の変更はつぎの基準による。なお、街路に面した建築物等は、外観が伝統的建造物群に調和のとれたものとする。
 - ・屋根 灰色（N-4.0）の瓦またはこれに類するもの。
 - ・外壁 白（N -9.0 ～N -8.5）
灰（N -4.0 ～N -4.5）
黄（2.5Y7.0/4 ～ 2.5Y8.5/2）
漆喰、またはこれに類するもの。
 - ・建具 木造あるいは茶褐色（5.0 YR2.5/2）か、黒のカラーサッシュあるいはこれに類するもの。
 - ・軒先等 雨樋の色は屋根または建具の色に準ずる。
 - ・門 小屋根を持ったもので、その開口部を木製両開き戸もしくは引き戸とする。

（ロ）その他の工作物

- ア 土塀、格子塀など、伝統的な形式を持つものは修理し保存につとめる。
- イ 伝統的建造物以外のその他の工作物は、原則として伝統的な固有の様式に習い修景する。

（ハ）自然物、土地

- ア 石垣、溝など、町並構成上欠くことのできない都市構造物は復旧し保存につとめる。
- イ 修景上必要あるときは植栽等により調和を図る。

(5) 内子町農業振興地域整備計画

本町では農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っている。農業振興地域は山間部に多く、重点区域のうち内子地区と五十崎地区においては該当がない。小田地区においては重点区域の大半が農業振興地域と重なっている。



- 農業振興地域
- 町道
- 国道

1. 町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には、国指定（選定）文化財6件、県指定文化財7件、町指定文化財96件の合計109件の有形・無形の文化財と、10件の登録有形文化財（建造物）が所在している。

これらの指定等文化財については、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、内子町文化財保護条例、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の他、関係法令に基づいて保存管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して保存管理に向けた助言等を行っている。今後も所有者等と連携を取りながら、専門機関や行政の関連分野との横断的な連携も視野に防災対策を含めた適切な保存管理に取り組む。一方で、歴史的・文化的価値を有する未指定の文化財も数多く所在することから、地域の多様な文化財の掘り起こしや調査を進め、価値が認められたものについては指定・登録制度の活用を検討するなど、適切な保護を行う。

また県指定文化財のうち5件、町指定文化財のうち40件を天然記念物が占め、人里離れた山間部に位置するものも多い。今後、過疎化等の進行によって将来的な管理が困難になると予測され、農村景観の保全も含め、地域住民による文化財パトロールの体制を整備しつつ現状把握に努め、担い手育成を図っていく。文化財及びその周辺環境についても都市計画行政や歴史まちづくり行政等との連携を図り、一体的に保全・整備を推進していく。

有形文化財の修理等の際には、これまでの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業等により受け継がれてきた職人の技術を活かし、さらには活躍の場や仕事のフィールドの

拡充により技術の継承を図る。伝統行事等についても、地域において活動している各種団体の発表の場の提供や担い手の育成などを支援していく。

調査研究については専門家や大学等と連携して充実を図り、周知・啓発については、企画展や講座の開催、学校教育や社会教育分野における郷土学習の充実・展開等を目指す。さらに文化財等の保存・活用に関わる団体の活性化や地域住民の参加促進のため、相互の交流促進やネットワーク化による体制強化を図っていく。

その上で、未指定を含めた文化財を総合的に捉え、今後、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、保存・活用を図っていく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

有形文化財は、台風等の外的要因や経年劣化により毀損や滅失の被害を受ける恐れがあるため、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理・復旧が求められる。

日頃の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための助言を行う。

また文化財の修理（整備）にあたっては、文化財の価値を維持するため、本芳我家住宅などの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業の実績や経験を活かし、過去の改変履歴や調査記録などを活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基

本とする。特に指定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や愛媛県・内子町の文化財保護条例に基づくとともに、必要に応じて文化庁に指導を仰ぎつつ、関係機関や専門家と連携して実施する。

未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理にあたっては、所有者等と協議しながら、保存のための対策を講ずる。なお所有者等の財政的な負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本町には、伝統文化施設である木蠟資料館上芳我邸、内子座、町家資料館、商いと暮らし博物館（歴史民俗資料館）や、五十崎風博物館があり、地域の貴重な文化財を展示するとともに企画展やイベント等を開催して、町民をはじめ来訪者が文化財に親しみ、学習する場としての機能を果たしている。これらの施設においては、今後さらに、ユニバーサルデザインに配慮した誘導サインの整備やガイダンス機能の充実、多言語化などを推進し、海外からの観光客を含め、より多くの人々に文化財をPRしていく。

一方で、民俗資料の収蔵・展示を行う元小田町郷土資料館や五十崎歴史民俗資料館は、入館者の減少や施設老朽化のため現在は閉館している。また民俗資料については他所にも収蔵庫が点在しているが、いずれも手狭となっている。

将来にわたる文化財の適切な保存と効果的活用のため、集約化を含めた保存施設の整備と展示の在り方を検討していく必要がある。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に大きな影響を与えることから、文化財の保存・活

用を図る上では、文化財単体のみではなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることが必要である。

本町においては、すでに内子町都市計画区域マスタープラン、内子町景観まちづくり計画などに基づいて、良好な景観を保全するための取組を行っており、引き続きこれら計画と連動し、景観に関する住民意識の向上を図りながら、文化財とその周辺を一体的な保全を推進していく。

また、文化財周辺の景観を阻害する要素が見られる場合は、所有者等と協議の上で周辺整備の実施等に合わせて改善を促し、周辺環境との調和を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

有形文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害により毀損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失のリスクが高い火災については、重伝建地区で実施されている防災訓練のように、予防対策の徹底と日頃からの防火教育・訓練に取り組むとともに、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保に努める。

予防対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知設備や消火設備等を設置し、定期的な保守点検を実施する。また、大村家住宅など重要文化財をはじめとする文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。合わせて、所有者等に対する防災に関する啓発活動や、文化財防火デーにおける消防訓練等の実施に、地域住民や消防本部等と協働で取り組む。

地震対策としては、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事などを実施し、被災リスクの軽減に向けて取り組む。

さらに文化財については盗難や放火等に対しても注意が必要なことから、所有者等に防犯設備の設置を推奨するとともに、防犯意識の向上を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

展示施設においては、ガイドによる解説や企画展・イベント等の開催を通して文化財の情報を広く発信し、普及・啓発を図っている。今後もこれらの活動を継続するとともに、講座の開設や、学芸活動におけるサポーターの育成に取り組む。

また、文化財に関する既刊の冊子や民俗芸能の記録等を活用し、その周知や理解を深める取組を推進する。

次代を担う子どもたちに対しては、学校教育や社会教育と連携して郷土学習の充実・展開を図り、文化財への関心を高めるとともに、郷土愛の醸成につなげる。

さらに、歴史的資源や文化を活かしたまちづくりに関する講演会・シンポジウム等の開催を通して、地域におけるまちづくりへの取組を促進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本町には、164の周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。その大半は発掘調査未実施であるものの、重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、同法に基づく届出を受け、愛媛県教育委員会や開発業者と協議を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努める。また、出土遺物についても適切な保管・管理を行う。

(8) 文化財行政等の体制と今後の方針

本町では、平成30年度(2018)時点で国指

定(選定)文化財の保護・活用及び展示施設の運用管理、歴史まちづくり施策の検討については首長部局の「町並・地域振興課」が所管しており、それ以外の文化財にかかる保護・活用については教育委員会の「自治・学習課」が所管している。学芸員は町職員全体で1名で町並・地域振興課に所属している。

また、文化財行政にかかる諮問機関として、内子町文化財保護条例に基づく内子町文化財保護審議会(歴史、美術、植物、建築等の学識経験者10名)、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく内子町伝統的建造物群保存地区保存審議会(建築史、公共政策、歴史等学識経験者5名、地元住民4名、行政関係者2名の計11名)が設置されている他、内子町都市計画審議会条例に基づく内子町都市計画審議会(建築、商工業等の学識経験者4名ほか町議会議員・行政関係者等計8名)が設置されており、周辺環境を含めた文化財の適切な保存・活用を進めている。

今後は、本計画の策定を契機として、現課に加えて、まちづくり部門や観光部門、都市計画部門等を含めた体制の見直し・連携を図り、文化財の保存と活用を推進していく。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財を保存・活用していくためには、行政だけではなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが重要である。

本町において文化財の保存・活用に関わる主な団体は下表のとおりであり、地域の歴史や文化財の調査及び普及啓発、無形民俗文化財の保護など、多様な活動を行っている。また、この他にも、地域に根付く伝統行事等の保存継承に関わるさまざまな団体が活動を行っている。

これら団体の活動をさらに活性化させるた

め、必要な情報や発表の場の提供、担い手の育成などを積極的に支援するとともに、団体

相互の交流促進やネットワーク化による体制強化を図っていく。

■内子町の文化財の保存・活用に関わる団体一覧

団体名	活動地域	活動概要
八日市護国地区町並保存会	八日市護国	重伝建地区の保存活用、普及啓発
巨樹・巨木の会	小田全域	指定文化財（天然記念物）を含む巨樹・巨木の保存、普及啓発
いかざき大風合戦実行委員会	五十崎（豊秋河原）	いかざき大風合戦の保存継承、普及啓発
石畳東のシダレザクラ保存会	石畳（東）	石畳東のシダレザクラの保存継承
大洲手漉き和紙保存会	天神	大洲和紙の保存継承
田丸橋保存会	河内	田丸橋の保存継承
火祭り保存会	寺村	山の神火祭りの保存継承
立川神楽保存会	川中	立川神楽の保存継承
立山獅子舞芸術保存会	立山	川中三島神社の獅子舞の保存継承
中川万歳保存会	中川	中川万歳の保存継承
内子町並みガイドの会	八日市・六日市	来訪者への歴史観光ガイド

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内において、特に内子市街地エリアでは、重要文化財の本芳我家住宅、上芳我家住宅、大村家住宅、それらを含む八日市護国地区が重伝建地区に選定されており、また内子座も重要文化財に指定されている。このほか登録有形文化財（建造物）や町指定の有形文化財(建造物)も重点区域内に多く集まっており、町指定の史跡もほとんどがこの範囲に所在する。重要有形民俗文化財の「内子及び周辺地域の製蠟用具」や県指定の無形文化財の「五十崎大風合戦」も重点区域に関連が

深く、人々の営みの歴史が集積されている。

今後、特に重要文化財については保存活用計画を作成し、それにより保存・活用に取り組んでいく。また指定文化財はもとより、未指定の文化財や本計画における歴史的風致形成建造物（候補）などについて、適切な保存管理を行う。併せて、大学や専門家と連携し、歴史的な資源の掘り起こしや調査を継続的に進め、資料・データの整備や成果の共有を行う。それにより、歴史的資源の蓄積や継承はもとより地域の魅力創出や担い手育成なども含めた活用を図る。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重要文化財の内子座については、近年雨漏りなどが見られ保存修理が急務である。併せて耐震対策も必要であり、今後、保存活用計画の策定を行い修理事業を進めていく。重伝建地区においては、選定から 35 年以上経過し、修理事業が促進されてきている。今後も継続的に実施し、その修理技術継承の場としても文化財保存の一端を担っていく。

このほか、文化財の実態に応じて、歴史的風致の維持向上に資するよう文化財保護法や内子町文化財保護条例に基づき修理・整備を行っていく。

未指定の有形文化財については、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理や活用等にかかる費用の支援策を講じる。また未調査の建造物や城跡なども多く、順次調査等を進めていく。また、歴史的建造物等、文化財修理時に町産材を使用する仕組みづくりなど、文化財保護行政以外の分野と連携することにも取り組む。

《関連事業》

- 1-1. 歴史的風致形成建造物等の修理・活用（令和 2 年度～令和 10 年度）
- 1-2. 八日市護国伝統的建造物群保存地区保存修理事業（昭和 57 年度～令和 10 年度）
- 1-3. 重要文化財内子座修理事業（令和 2 年度～令和 7 年度）
- 1-4. 歴史的建造物の建物調査等（令和 2 年度～令和 10 年度）
- 1-8. 歴史的建造物と林業との関連施策の検討（令和元年度～令和 10 年度）
- 3-1. 職人の技術等、担い手育成事業（平成 17 年度～令和 10 年度）
- 4-1. 中世城館跡等、遺跡・文化財調査事業（令和元年度～令和 10 年度）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重要文化財上芳我家住宅は、「木蠟資料館上芳我邸」として公開し、主に製蠟業についての歴史を体験等を交えて学び体感できる施設となっている。また重要文化財内子座についても、生きた芝居小屋として広く利用されており、歴史的風致の発信拠点ともなっている。ハード面の整備はもとより、これら町内の伝統文化施設を拠点に、町蔵資料のデジタルアーカイブ化など利活用促進のための整備を推進し、さらには博物館ボランティア（学芸サポーター）の育成など、歴史的風致の維持向上につながるよう担い手や語り部の増を図る。また博物館展示の充実や公開講座の開催により意識啓発や情報発信を促進する。

《関連事業》

- 1-3. 重要文化財内子座修理事業（再掲）（令和 2 年度～令和 7 年度）
- 4-2. 博物館歴史展示・講座等の実施（令和元年度～令和 10 年度）
- 4-3. 町蔵資料のデジタルアーカイブ化（令和元年度～令和 10 年度）
- 4-4. 博物館ボランティア（学芸サポーター）育成事業（平成 24 年度～令和 10 年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の周辺環境には未指定の文化財も散見する。本町には重伝建地区が選定されているがその規模は 3.5ha と、全国的にも小規模である。今後は伝建地区の拡大も視野に、歴史的建造物の調査などを行う。また、その周辺エリアにおいても景観のトータルデザインを検討するなど景観まちづくり計画と連携し、修景等環境整備を図る。また交流人口が多く、各地域の中心部となる商店街などにお

序
1
2
3
4
5
6
7
8
いても歴史的建造物が長く店舗として使用されており、近年増加しつつある空き店舗についても活用の促進を図るための対策も併せて行う。

また重点区域は、本町の中心部を流れる小田川沿いに重層的に形成される歴史的風致を主として範囲を設定している。併せて自然環境や農村景観などとも調和した風景の保全を図っていく。

《関連事業》

- 1-6. 伝建地区の地区拡大の検討（令和2年度～令和10年度）
- 2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備（令和2年度～令和10年度）
- 2-2. 空き店舗対策の実施（平成30年度～令和10年度）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重伝建地区においては平成10年(1998)に防災計画を作成し、消火栓等消火設備の整備を行ってきた。20年経過しその見直しが必要となっており、実態を踏まえ検討を行う。そのほかの文化財においても所有者はもとより地元自主防災組織や消防団などとの連携・協力により、避難訓練などの防災対策の実施・啓発を行っていく。

また歴史的建造物については、自動火災報知機や消火設備等の防火設備の設置を促すものとするほか、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施等、地震対策への支援を検討する。特に歴史的建造物の保存すべき特徴や意匠が耐震対策等により損なわれる可能性がある場合は、建築基準法の適用除外条例の制定・運用により安全性の確保と保存の両立を図る。また人為的な破損や落書きなども含めた防犯対策も検討する。

《関連事業》

- 1-3. 重要文化財内子座修理事業（再掲）（令和2年度～令和7年度）
- 1-5. 伝建地区の防災対策の検討（令和元年度～令和10年度）
- 1-7. 歴史的建築物の保存及び活用に関する地域ルール作成及び運用（令和元年度～令和10年度）

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内で活動する八日市護国地区町並保存会などの住民団体と連携し、子どもたちの体験学習や地域行事などの実施により文化財の魅力や価値の周知・啓発を行う。また、地域での習慣・風習などの調査や掘り起し、再現などを実施することで地域コミュニティの活性化等を図る。

また社会教育や学校教育とも連携し、博物館展示や講座への参加・協力や博物館ボランティアの育成などを促進することで、郷土愛の醸成や将来の担い手の確保を目指す。

観光振興の面で活躍する町並みガイドの会や外国語ガイドの会などの団体とも連携し、積極的な歴史的資源の情報発信を行う。

《関連事業》

- 3-3. 習慣、風習等の継承及び再現事業（令和2年度～令和10年度）
- 4-2. 博物館歴史展示・講座等の実施(再掲)(令和元年度～令和10年度)
- 4-4. 博物館ボランティア（学芸サポーター）育成事業（再掲）（平成24年度～令和10年度）
- 4-5. 歴史的資源の周知・活用（令和2年度～令和10年度）

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、重点区域内に 25 カ所存在しており、引き続き周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、法に基づく届出を受け、愛媛県教育委員会や開発業者と協議を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努める。また、出土遺物についても適切な保管・管理を行う。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

内子町内では、重伝建地区での町並み保存運動に取り組む八日市護国地区町並保存会が結成 40 周年を迎えた。歴史的環境の保存やそこでの営みなど、次世代へ継承しつつ住環境の整備を図りながら取り組んできており、今後も連携を図りながら支援を行っていく。

地域の伝統行事や祭礼行事などについては、各地区や集落などの住民たちによって自ずと担ってこられてきたが、近年ではその継承が難しくなり、保存会などを結成しながら継承に努めている。平成 25 年度(2013)には内子町伝統文化継承団体連絡会が結成され、保存継承団体相互の連携・情報共有を図るた

めの体制づくりも進められている。

これら伝統文化の継承については、重点区域内だけでなく、広く町内全域において体制を整備すべきものであり、例えば内子座での「内子町伝統芸能まつり」の開催等により、その価値の再認識や次代を担う子どもたちへの伝承の機会とするとともに、各団体の活動の活性化を図る。

重点区域内においては特に下記のような団体が文化財にかかわりをもって活性化や賑わい創出などに取り組んでいる。本町においてはこれら団体はもとより、他にもさまざまな団体や地元自治会等が多様に多面的なかかわりをもって活動している。今後、必要な情報発信・共有、担い手の育成などを積極的に支援するとともに、ネットワーク化などを視野に入れた拠点整備など体制強化を図っていく。

《関連事業》

3-2. 伝統行事等の継承の支援（平成 25 年度～令和 10 年度）

5-1. UDC（アーバンデザインセンター）などまちづくり拠点・組織等の整備（令和 2 年度～令和 10 年度）

■重点区域内に関わりの深い文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

団体名	活動地域	活動概要
八日市護国地区町並保存会	八日市護国	重伝建地区の保存活用、普及啓発
巨樹・巨木の会	小田全域	指定文化財（天然記念物）を含む巨樹・巨木の保存、普及啓発
いかざき大風合戦実行委員会	五十崎（豊秋河原）	いかざき大風合戦の保存継承、普及啓発
大洲手漉き和紙保存会	天神	大洲和紙の保存継承
火祭り保存会	寺村	山の神火祭りの保存継承
内子町並みガイドの会	八日市・六日市	来訪者への歴史観光ガイド

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や修理、活用、またその周辺環境の維持、保全・形成、歴史的風致の維持向上についての意識醸成等に関する事業等を実施する。

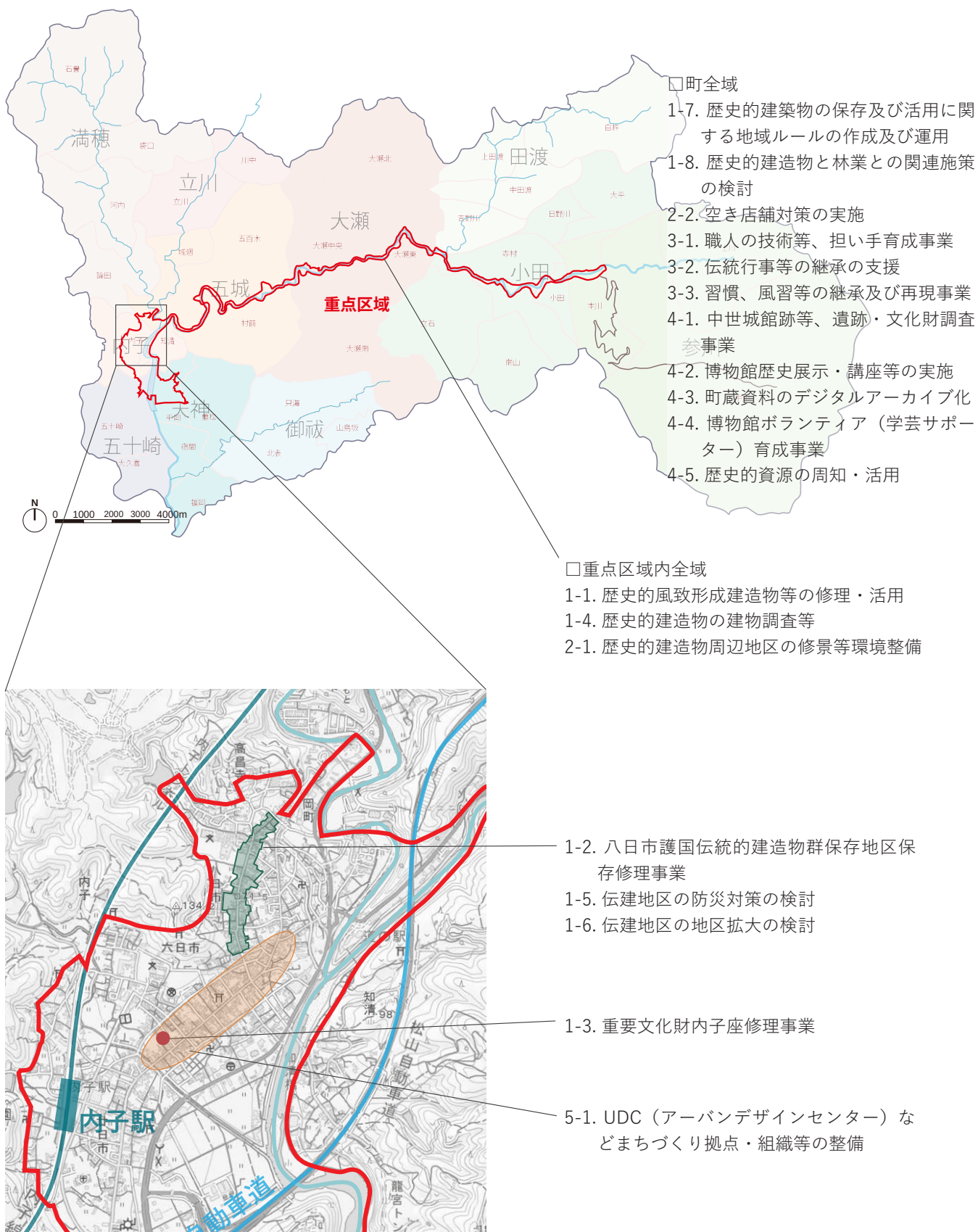
事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行う。併せて国等の補助制度を有効に活用していくよう検討していくものとする。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用により歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係機関等と十分な協議・調整のうえ、適切に行うよう努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも努めることとし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は右のとおりである。

1. 歴史的建造物の保存・活用に関する事業
 - 1-1. 歴史的風致形成建造物等の修理・活用
 - 1-2. 八日市護国伝統的建造物群保存地区保存修理事業
 - 1-3. 重要文化財内子座修理事業
 - 1-4. 歴史的建造物の建物調査等
 - 1-5. 伝建地区の防災対策の検討
 - 1-6. 伝建地区の地区拡大の検討
 - 1-7. 歴史的建築物の保存及び活用に関する地域ルール作成及び運用
 - 1-8. 歴史的建造物と林業との関連施策の検討
2. 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する事業
 - 2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備
 - 2-2. 空き店舗対策の実施
3. 伝統産業や伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動の継承に関する事業
 - 3-1. 職人の技術等、担い手育成事業
 - 3-2. 伝統行事等の継承の支援
 - 3-3. 習慣、風習等の継承及び再現事業
4. 歴史的資源の調査研究、周知・啓発に関する事業
 - 4-1. 中世城館跡等、遺跡・文化財調査事業
 - 4-2. 博物館歴史展示・講座等の実施
 - 4-3. 町蔵資料のデジタルアーカイブ化
 - 4-4. 博物館ボランティア（学芸サポーター）育成事業
 - 4-5. 歴史的資源の周知・活用
5. 住民参加の歴史まちづくりに関する事業
 - 5-1. UDC（アーバンデザインセンター）などまちづくり拠点・組織等の整備

■各事業の位置



2. 歴史的風致の維持向上に資する事業

1. 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	1-1. 歴史的風致形成建造物等の修理・活用
事業主体	内子町
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□対象地域：重点区域全域 
事業概要	重点区域内における歴史的風致形成建造物等の活用促進のため、所有者の意向も考慮しつつ周辺環境とともに調査及び事業計画作成を行い、修理・整備を行う。修理の際には併せて職人の技術継承も図る。 □歴史的風致形成建造物候補の例   商いと暮らし博物館 (歴史民俗資料館、六日市) 旧二宮製材所事務所兼主屋
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財に指定等されていない歴史的な建造物の保護及び活用促進により、歴史・文化を生かした空間形成や景観向上が期待でき、地域の新たな歴史資源創出を図れる。特に在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致や小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致等に関係性が深く、その維持向上に寄与する。

八日市護国伝統的
建造物群保存地区



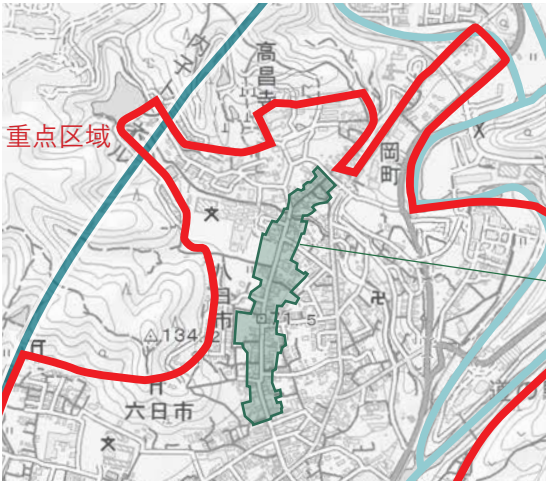
修理前

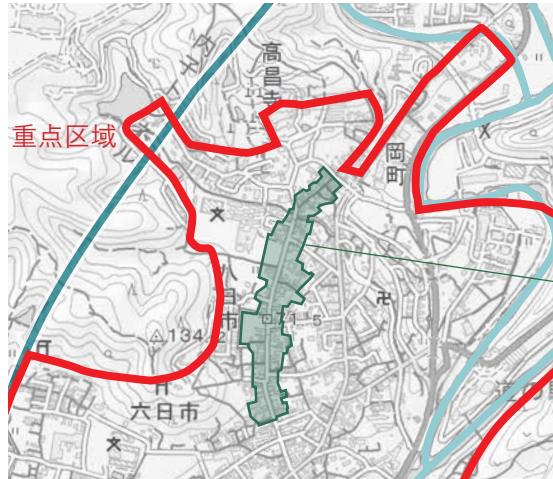


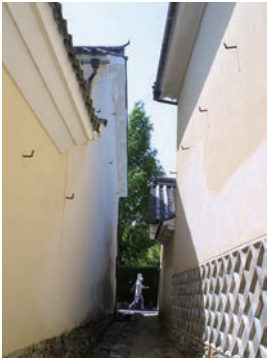
修理後

事業名	1-3. 重要文化財内子座修理事業
事業主体	内子町
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用費補助金（国） 町単独事業
事業期間	令和２年度～令和７年度
事業位置	□内子座
事業概要	重要文化財内子座について、保存活用計画を作成し、耐震化を含む保存修理事業を行う。   内子座外観 内子座内部
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	平成 27 年（2015）に重要文化財の指定を受けた内子座の耐震化を含む保存修理事業を行うことで、文化財としての保存が図られるとともに安全面の強化と併せて今後の活用についての環境整備が進み、隣接する本町商店街を含む周辺一帯の賑わい創出が期待できることから、特に時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致等の維持向上に寄与する。

事業名	1-4. 歴史的建造物の建物調査等
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□対象地域：重点区域全域 
事業概要	今後の歴史まちづくり推進の基礎となる歴史的建造物等について、重点区域内において建造物の歴史及び特徴等の調査を行う。また文化財指定や登録についても検討する。 □歴史的建造物が残るエリアの例   内子本町商店街 小田商店街
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	これまで歴史的価値が不確かであったものを調査により評価することで、歴史資源として価値づけられ、新たな魅力創出を図り、特に重点区域に該当する歴史的風致の維持向上に寄与する。

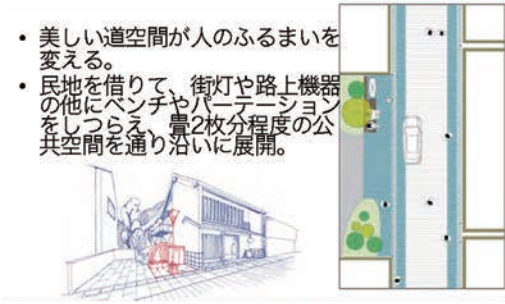
事業名	1-5. 伝建地区の防災対策の検討
事業主体	内子町
事業手法	国宝重要文化財等保存整備費補助金（国） 町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	□八日市護国伝統的建造物群保存地区  重点区域 八日市護国伝統的建造物群保存地区
事業概要	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区の総合防災計画に基づき、防火水槽の増設及び消防水利の確保を行う。また、震災等を考慮し保存地区内の複数個所に退避できるスペースや保存地区自主防災組織の物資倉庫等を設ける。   防災訓練の様子 現在設置している防火水槽とポンプ小屋
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区の防災計画をすすめ、地域内に居住する者の生命の安全を第一とし、伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建造物等の保全を図る。よって、町並みの景観保全により、特に在郷町の佇まいをつなぐ町並みとその保存にみる歴史的風致等の維持向上に寄与する。

事業名	1-6. 伝建地区の地区拡大の検討
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□八日市護国伝統的建造物群保存地区及び周辺地域  八日市護国伝統的 建造物群保存地区
事業概要	伝建地区についての平成21年度の見直し調査からも10年経過し、本計画期間内に選定40周年を迎える。この機会に地区拡大について調査等に基づき検討する。 □重伝建地区に隣接するエリアに位置する歴史的建造物   旭館 高昌寺
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重伝建地区の拡大により、歴史的建造物の保存修理及び修景事業が推進され、建造物そのものの価値向上はもとより職人技術の必要性を高め、雇用創出及び担い手育成を図ることで、特に在郷町の佇まいをつなぐ町並みとその保存にみる歴史的風致をはじめとする在郷町としての内子地区にみられる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	1-7. 歴史的建築物の保存及び活用に関する地域ルールを作成及び運用
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	歴史的建築物の大規模修理等を行う際、現行の建築基準法等関連法規に適用させると、その保存すべき特徴や意匠を損なう可能性がある。安全性の確保と保存の両立を図るため、建築基準法の第3条第1項第3号の適用除外条例（内子町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例）を制定し、内子町におけるルール（地域ルール）を作成し、文化財や歴史的風致形成建造物等の円滑な活用と保存を図る。 □保存価値が高いが法令等への適用により損なわれる可能性が高い 内子の歴史的建造物の特徴や意匠の例   大壁造 箱階段
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の特徴や意匠を守りつつ安全性能の向上を図ることで、より質の高い歴史的風致の維持向上につながる。

事業名	1-8. 歴史的建造物と林業との関連施策の検討
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	歴史的にもつながりの深い山間部の林業と中心市街地の形成ではあるが、現在、そのつながりが視覚化されたものが乏しい。歴史的建造物の修理時等に、町産材を積極的に利用できる仕組みを検討し、山林資源の町内循環はもとより林業と歴史まちづくりの関係の認識向上を図る。   内子町森林組合原木市場(小田) 歴史的建造物の修理
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の修理促進のみならず、産業としての林業ではなく、小田川流域において重要な歴史的風致を形成しているという視点で認識することにより、小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致はもとより、歴史的風致全体の維持向上についての意識の醸成が図れる。

2. 歴史的建造物の周辺環境の保全・整備に関する事業

事業名	2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備
事業主体	内子町、所有者
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業：令和2年度～令和6年度） 町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□対象地域：重点区域全域 
事業概要	重点区域内で、重伝建地区などの歴史的建造物周辺や沿道等のトータルデザインを検討し、外観の修景や街路灯・小公園等の環境整備等を進める。 幟：景観デザインの方向性例  前傾する幟が、軒切りされた建物に奥行きと表情を与える。 建物デザインは周囲との調和、歴史の尊重、幟との関係を重視。 幟と重なる高さの看板・広告などは道路に水平なものにのみ。そうすると幟を立てたときに情報が冗雑しない。 図としての幟をはっきりさせるため、路上に掛かる街灯、電線、看板の排除 笹飾り：みんなが好きな道空間づくり - 美しい道空間が人のふるまいを変える。 - 民地を借りて、街灯や路上機器の他にベンチやパーテーションをしつらえ、畳2枚分程度の公共空間を通り沿いに展開。  イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史資源を活かしたトータルデザインにより魅力的な空間を創出し、歴史的建造物引き立てることで、特に在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致等の中心市街地の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	2-2. 空き店舗対策の実施
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 30 年度～令和 10 年度
事業位置	町内の商店街等 (対象：おおむね 5 軒以上の小売業、サービス業等の店舗が近接している区域内)
事業概要	町内の各地域における商業の活性化を図るため、空き店舗兼住宅又は店舗として使用可能な住宅の所有者に対し、店舗と住宅の共用部分の分離に必要な改修費の一部を補助するなど、空き店舗等の活用の促進を目指す。  買い物客で賑わう内子本町商店街
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内の商店街等には歴史的建造物が店舗等に使われていたケースがあるが、閉店後店舗部分は空きスペースのまま住居部分のみ使用している建造物も見られる。それらが積極的に活用されることにより、商店街の活性化が期待でき、祭りなどの賑わい創出へもつながるなど、特に時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致や内子・五十崎の祭礼にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

3. 伝統産業や伝統行事・祭礼等、歴史的営みを反映した活動の継承に関する事業

事業名	3-1. 職人の技術等、担い手育成事業
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 17 年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	伝統産業の知識及び技術修得を志願する者に対して奨励金を交付し、伝統産業の後継者を育成する。 ☐対象事業の例  大洲和紙の生産
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当事業により伝統産業における若者の技術修得を支援することで、担い手不足であるこれら伝統産業の後継者育成を図れ、町内の全体的な歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	3-2. 伝統行事等の継承の支援
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 25 年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	平成 25 年度に設立された内子町伝統文化継承団体連絡会を中心として、保存継承団体相互の連携・情報共有を図るための体制づくりを進める。また、各伝統行事等の映像記録を行い、保存継承のための資料として整備する。 町内団体が一堂に会して各地域に伝わる伝統芸能を公開し、周知啓発やその価値の再認識、次代を担う子どもたちへの伝承の機会とするとともに、各団体の活動の活性化を図ることを目的に「内子町伝統芸能まつり」を開催する。  内子町伝統芸能まつり
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々に活動する保存継承団体について連携・情報共有を図ることで、共通の課題解決に向けた協働した取り組みが可能となる。また映像記録の作成や伝統芸能まつりの開催を通して、各地域内のみで伝承されてきた行事等を町内外に広く周知することによって、興味関心の高まりや価値の再評価につながることを期待でき、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	3-3. 習慣、風習等の継承及び再現事業
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	町全域
事業概要	現在、過疎化等で地域の伝統的な風習等が衰退しつつある。地域の伝統文化への理解を深め、コミュニティー文化を未来に引き継ぐため、実態調査や歴史の掘り起こしなどを行い、今残っているものの継承や活性化、なくなってしまったものの再現などを行う。 ☐残っているもの（活性化、継承） 地方祭（秋祭り）、獅子舞、相撲大会、亥の子、万才、夏の川遊び… ☐なくなったもの（再現） 雨乞い、山神祭、星祭、市、木地師、暮らしぶり… 《再現の例》   小田商店街で催されていた小田市 屋根付き橋での昼食
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	かつては日常生活の延長にあった風習や伝統行事などを見直すことで、地域の特性や歴史文化への理解が深まり、コミュニティーの再生につながる等、後継者不足が懸念される歴史的風致に欠かせない地域の活動の継承や活性化が期待できる。

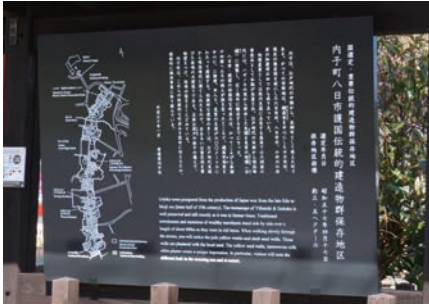
4. 歴史的資源の調査研究、周知・啓発に関する事業

事業名	4-1. 中世城館跡等、遺跡・文化財調査事業
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和10年度
事業位置	町全域
事業概要	町内には曾根城跡や龍王城跡などの中世城館跡ほか遺跡等が多数存在すると伝わる。曾根城跡は高昌寺との縁が深く、現代においてもねはん祭などの祭礼時には一体となって歴史的風致を形成する。龍王城跡は内子地区と五十崎地区の境に位置し、特にいかざき大風合戦時にはその背景としてそびえ、祭りの歴史性をより高めている。 これら中世城館跡について現地調査を行い、縄張り図の作成や城館跡の現状の記録など、発掘調査の実施につなげることを目的に実施する。調査にあたっては専門家の指導を仰ぎ、地元有志を募って調査チームを結成し、住民の学びの場とする。  報告書イメージ  調査イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世城館跡等の調査により、町内の古代・中世の地域の歴史を掘り起こし、記録することによって、展示や講座の充実につながる。また、調査を地元住民と共に行うことで、地元への愛着や理解を深め、意識向上を図ることができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-2. 博物館歴史展示・講座等の実施
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	町内の資料館等展示設備を持った施設において、内子町の歴史に関する常設展示を行い内子町の魅力を町内外に伝え、意識啓発等の機会を設ける。また、テーマを絞った特別企画展を年 1 回開催し、最新の調査・研究成果の報告の場とするとともに、合わせて関連講座等を実施し、理解を深める場とする。 また、木蠟資料館や凧博物館などテーマを持った資料館においては年に 1 度、館のテーマに沿ったミュージアム講座を開催し、テーマに関する継続した学びの場を提供するとともに、その分野の専門家の交流の場とする。   特別企画展 上芳我邸ミュージアム講座
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内の歴史に関する展示や、関連する講座を通じて町内外の人々の内子の歴史や文化に対する興味を喚起し、意識啓発等を図ることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-3. 町蔵資料のデジタルアーカイブ化
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和元年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	内子町収蔵資料のうち、整理、目録作成の終了したものから写真撮影を実施し、デジタルアーカイブ化を進める。所蔵資料の内容や所在の公開を目指し、それにより誰もがみられ、活用できる仕組みを整える。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町の歴史や文化に関する調査・研究、学校での郷土教育等への利用が見込まれ、新たな事実の発見や住民の歴史への理解を深めることにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-4. 博物館ボランティア（学芸サポーター）育成事業
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成 24 年度～令和 10 年度
事業位置	町全域
事業概要	平成 24 年度より活動している町内博物館ボランティアグループ・学芸サポーターの活動を拡充させる。現在行っている資料整理作業(古文書解読・整理)だけでなく、ワークショップや伝統産業である和紙・木蠟の生産など様々な興味・関心に合わせた活動を行い、博物館の「学びの場」としての機能を充実させ、より多くの住民の博物館活動への参加を促す。   例会（資料整理作業） 伝統産業等の体験
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	住民自らの興味・関心に合わせた活動を行うことで、幅広い年代層が地域の歴史や文化について学ぶ場となり、意識向上にもつながることから歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-5. 歴史的資源の周知・活用
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	町全域
事業概要	観光客等を対象としたまち歩きガイドの充実や外国人観光客等に向けた案内や多言語化などの拡充を行う。  町並ガイドの会  英語表記の説明版やQRコードによる多言語対応
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的資源を活かした質の高いおもてなしにより、交流人口の増加を図り、理解者・支援者の広がりが期待できることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

5. 住民参加の歴史まちづくりに関する事業

事業名	5-1.UDC（アーバンデザインセンター）などまちづくり拠点・組織等の整備
事業主体	内子町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和2年度～令和10年度
事業位置	□対象地域：重点区域内中心市街地
事業概要	UDC（アーバンデザインセンター）など歴史まちづくり推進の拠点を設け、景観計画や都市計画の観点からもまちを捉えて歴史まちづくり計画を実践していく。そのためにも住民参加は不可欠であり、住民が訪れやすい空間を歴史的建造物の活用と合わせて整備する。また大学や専門家との連携も図り、まちづくりや歴史資源の情報などの集積機能を併せ持つ組織の確立を進める。 □整備イメージ 「交流・共有の場」の玄関口。本町通りから前庭と奥の客座敷を望む。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	まちなかに拠点を設けることで住民参加を促進し、意識啓発や情報共有が期待できる。併せて歴史的建造物の活用事例として体感する場にもなり、これからのまちづくりを楽しみながら考えられる空間づくりによって歴史的風致の維持向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物のうち指定文化財については、文化財保護法をはじめとして県並びに町の文化財保護条例に基づいて、保存・活用に取り組んできた。

今後、本町固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。

これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議のうえ、同意を得られたもの（民間が所有する物件については、当該建造物の所有者が、今後適切な維持管理をする意向を持っていることを確認する。）を前提として、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象

に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

また、重点区域において、歴史的建造物の調査を行い、随時追加指定を図るものとする。ただし、重点区域内における重要文化財は除く。

【指定の要件】

- ①愛媛県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ②内子町文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ④景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑤その他本町の歴史的風致の維持向上を図るため重要なもので、町長が必要と認めたもの。

【指定基準】

- ①建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
 - ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
 - ③歴史的な町並の構成要素として重要な建造物
- ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが必要である。
- ・概ね築50年程度経過しているもの
 - ・所有者または管理者等により今後の当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること
 - ・所有者の同意が得られているもの

3. 歴史的風致形成建造物の候補

重点区域内において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 1 在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致 | 2 小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致 |
| 1-1) 在郷町の佇まいをつなぐ町並みとその保存にみる歴史的風致 | 3 里山が育む村並みにみる歴史的風致 |
| 1-2) 地域に根付く手漉き和紙と大風呂合戦にみる歴史的風致 | 4 大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致 |
| 1-3) 時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致 | 5 街道、遍路道にみる歴史的風致 |
| 1-4) 地域の味、醸造業にみる歴史的風致 | |
| 1-5) 内子・五十崎の祭礼にみる歴史的風致 | |

番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的風致
1	高昌寺本堂（町指定有形文化財） 	城廻 (高昌寺)	高昌寺	文化5年 ～文政年間	1-5)
2	高昌寺山門（町指定有形文化財） 	城廻 (高昌寺)	高昌寺	江戸中期 ～後期	1-5)

番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的 風致
3	高昌寺中雀門及び回廊（町指定有形文化財） 	城廻 （高昌寺）	高昌寺	江戸後期 ～末期	1-5)
4	高昌寺位牌堂（町指定有形文化財） 	城廻 （高昌寺）	高昌寺	文政年間	1-5)
5	高昌寺坐禅堂（町指定有形文化財） 	城廻 （高昌寺）	高昌寺	文化 ～文政年間	1-5)
6	とぼしが森三島神社本殿及び拝殿（町指定有形文化財） 	大瀬中央	とぼしが 森三島 神社	明治 33 年改築	2、4

番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的風致
7	旭館（登録有形文化財） 	内子	個人	大正 15 年	1-3)
8	旧下芳我家住宅主屋、隠居屋（登録有形文化財） 	内子	個人	主屋：明治中期以前 隠居屋：大正末期	1-3)
9	都築酒店店舗及び主屋（登録有形文化財） 	小田	個人	明治 20 年	2
10	大西家住宅 	内子	個人	主屋：安政 5 年 土蔵：明治期	1-3)

番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的風致
11	酒六酒造酒蔵 	内子	個人	大正 9 年	1-4)
12	森文醸造店舗兼事務所 	内子	個人	江戸末期 ～明治初期	1-4)
13	森文醸造醤油・味噌発酵蔵 	内子	個人	江戸後期 ～末期	1-4)
14	森文醸造酢蔵①② 	内子	個人	①江戸後期 ②大正期前後	1-4)

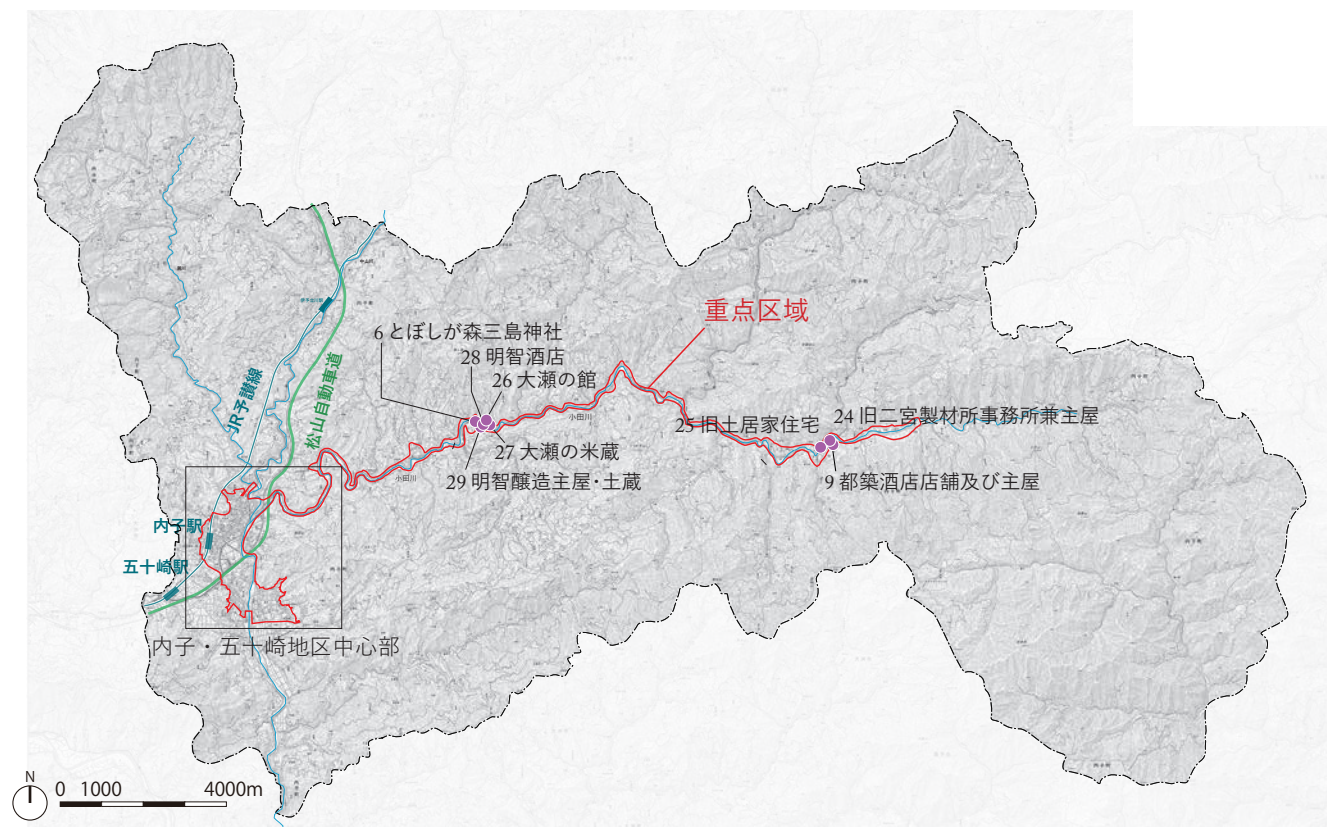
番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的風致
15	商いと暮らし博物館（歴史民俗資料館） 	内子	内子町	東：江戸後期 西：明治 43 年	1-5)
16	高橋邸 	内子	内子町	昭和初期	1-5)
17	宇都宮家住宅 	内子	個人	大正期	1-5)
18	旧森家住宅（歴史的風致形成建造物 R3.3.10） 	内子	個人	江戸後期	1-5)

番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的風致
19	元吉岡歯科医院 	内子	個人	大正 4 年	1-5)
20	内子町ビクターセンター 	内子	内子町	昭和 11 年	1-5)
21	上岡美平アトリエ 	五十崎	個人	昭和 9 年	1-5)
22	栗田家住宅 	平岡	個人	明治 29 年	1-5)

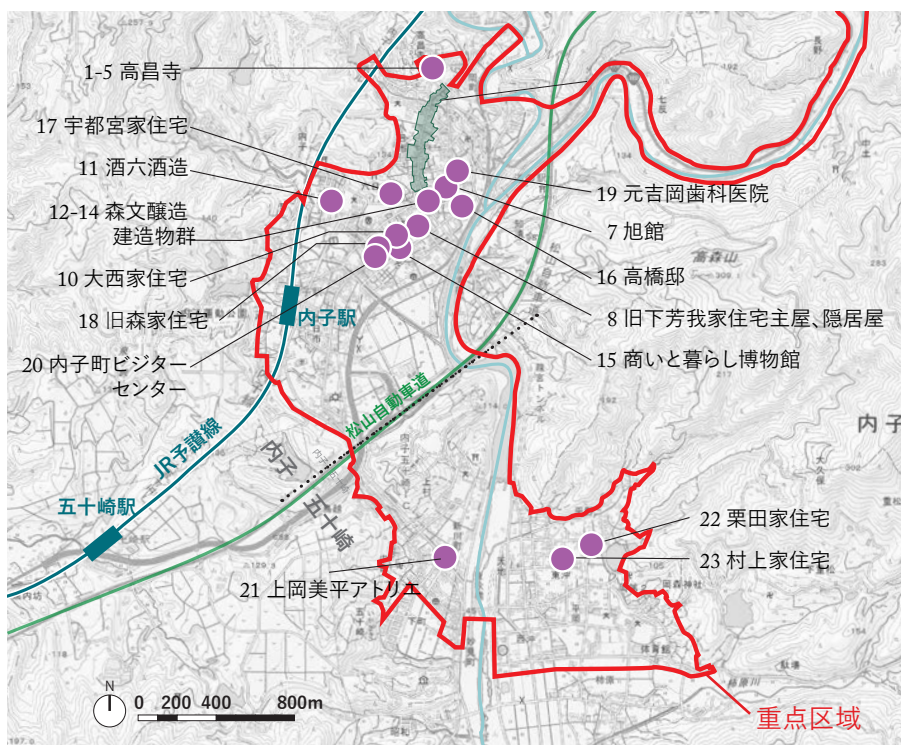
番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的 風致
23	村上家住宅 	平岡	個人	大正 13 年上棟	1-5)
24	旧二宮製材所事務所兼主屋（登録有形文化財） 	小田	内子町	昭和 17 年	2
25	旧土居家住宅 	小田	個人	大正期	2
26	大瀬の館 	大瀬中央	内子町	明治中期	4

番号	名称	所在地	所有者	築年	歴史的 風致
27	大瀬の米蔵 	大瀬中央	内子町	昭和 10 年	4
28	明智酒店 	大瀬中央	個人	昭和 18 年頃	4
29	明智醸造主屋、土蔵 	大瀬中央	個人	大正期	4

■歴史的風致形成建造物候補の位置図（広域）



■歴史的風致形成建造物候補の位置図（内子・五十崎地区中心部）



■歴史的風致形成建造物候補の位置図（大瀬成留屋地区）



■歴史的風致形成建造物候補の位置図（小田地区中心部）



1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、愛媛県や内子町の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転、又は除却に係る町長への届け出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるように措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は所有者に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議の上、実施することとする。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 県及び町指定文化財

県及び町指定文化財は、県及び庁の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

文化財保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととし、内子町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の活用も含めて協議を行う。

(2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

また建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や町指定文化財等への登録・指定も視野に検討する。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の特徴を踏まえ外観を主対象に現状の維持・保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第4条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 愛媛県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合。
- ② 内子町文化財保護条例の規定に基づく町指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合。
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

資料編 主な引用・参考文献一覧

- 《凡例》
- 引用・参考文献一覧は、本文中に引用された文献などの他、執筆にあたって参照したもの
のをまとめ、書籍名（資料名）の五十音順に並べた。
 - 文献は、編著・単著の他、論文・新聞記事、私家版資料などを含む。
 - 原則、書籍名（資料名）、著者等、発行、発行年の順に記す。

- 『五十崎のお堂巡り』山本茂慎、2002
- 『五十崎村郷土誌』1911
- 『池係反別人名帳』1896
- 『石畳つながプロジェクト』石畳小さな拠点づくり
検討会、2017
- 『伊予紙見本帖』伊豫紙同業組合、1928
- 「伊予国農商家繁栄鑑」橋本利吉編、1885
- 『伊予史談会双書第10集 積塵邦語・大洲隨筆』
伊予史談会、1984
- 『伊予の風・日本の風』村上節太郎、五十崎風博物
館、1989
- 『伊豫の手漉和紙』村上節太郎、西本俊彦、1986
- 『内子座 地域が支える町の劇場の100年』『内子座』
編集委員会、学芸出版社、2016
- 『内子新風土記』内子町観光協会、2004
- 『内子町産業経済誌』内子町、1992
- 『内子町誌』内子町、1971
- 『内子町誌うちこ時草紙Ⅰ文化編』内子町、2015
- 『内子町政五十周年記念 館報内子縮刷版第二集』
内子町教育委員会・内子町自治センター連絡会、
2004
- 『内子町政三十周年記念 館報内子縮刷版』内子町
教育委員会・内子町自治センター連絡会、1985
- 『内子町伝統的建造物群保存地区見直し調査報告書』
内子町、2010
- 『内子町むらの移り変わり写真集』内子町、2004
- 『内子に見る石の文化』内子町教育委員会、1990
- 『内子の古文書第一集～第六集』内子町、1992-
1998
- 『内子の神社・仏閣』内子町教育委員会、1990
- 『内子の文化財』内子町教育委員会、1986
- 『内子の町並み保存』内子町、2007
- 『内子の民家と町並み』宮澤智士・三沢建築写真事
務所、1991
- 「内子町諸会計医師商工人名」（近藤貞利編『愛媛

- 商工鑑』所収）、1895
- 『内子町の民間信仰と大師信仰』田中孝子、2014
- 『内子の民俗』北九州大学民俗研究会、1983
- 『内子のむかし話』内子町教育委員会、1985
- 『内山地歴談話会十五年のあゆみ』村上節太郎編集
者代表、内山地歴談話会、1990
- 『エコロジータウン内子の町並みと人々の暮らし』
愛媛県高等学校教育研究会地理歴史・公民部会地
理部門、1996
- 「愛媛県伊豫国喜多郡内子村建家調帳」1877
- 『愛媛県内子町伝統的建造物群調査報告書』内子町、
1978
- 『愛媛県喜多郡満穂村郷土誌』満穂村、1911
- 『愛媛県史』愛媛県、1982-1989
- 『愛媛県誌稿』愛媛県、1917
- 『愛媛県の近代化遺産－近代化えひめ歴史遺産総合
調査報告書』公益財団法人えひめ地域政策研究セ
ンター、愛媛県教育委員会、2013
- 『愛媛県の近代和風建築－近代和風建築総合調査報
告書』愛媛県教育委員会、2006
- 「愛媛県の祭りと芸能を知る」愛媛県歴史文化博物
館大本敬久、伊予銀行地域文化活動助成制度20周
年記念特別寄稿、2011
- 『愛媛県歴史の道調査報告書第五集 大洲街道』愛
媛県教育委員会、1997
- 『愛媛の民家』愛媛県建築士会松山支部、2008
- 『愛媛文化双書9 旧街道』愛媛新聞社、愛媛文化
双書刊行会、1973
- 『大洲旧記 上・下』富永彦三郎、予陽叢書刊行会、
1938
- 『大洲藩領史料要録・大洲領庄屋由来書』伊予史談
会、1987
- 『大瀬・くらしのこみち』大瀬自治会、2012
- 『小川薫水編 喜多郡の華』小川宗勝、小川實文館、
1914

- 『小田町誌』小田町、1985
- 『小田町の文化財』小田町文化協会、1982
- 『小田の絵馬』小田町教育委員会、2003
- 『小田の民俗』北九州大学民俗研究会、1975
- 『小田のむかし話 伝説』小田町文化協会、1981
- 『小田深山の自然Ⅰ・Ⅱ』小田町、2000
- 『改訂五十崎町誌』五十崎町、1998
- 『改訂版ふるさと五城』城廻自治会、2005
- 「海南新聞」海南新聞社
- 『語り継ぐために』内子町、1996
- 『紙御役所御仕法旧記』曾根又三郎、1762
- 『館報いかざき保存版』五十崎中央公民館、1990
- 『館報おだまち』小田町公民館（館報編集委員会）、1955-2004
- 『喜多郡郡制記念史』喜多郡自治協会、1925
- 『旧内子町家名鑑』後藤茂七調査作成、1989
- 『郷土うちこ』内子町郷土研究会
- 『郷土誌大瀬村』大瀬村、1936
- 「記録」旭館後援会、1926
- 『継承のかたち×内子炭のこと』石畳炭焼き学校、2010
- 『皇紀二千六百年記念 内ノ子史談 創刊號』内子史談會、1941
- 「広報うちこ」内子町
- 『芝居小屋内子座八〇の年輪』宮澤智士ほか、内子町、1995
- 『重要文化財大村家住宅保存修理工事報告書』公益財団法人文化財建造物保存技術協会、大村勉、2012
- 『重要文化財上芳我家住宅主屋ほか九棟保存修理工

- 事報告書』公益財団法人文化財建造物保存技術協会、2011
- 『重要文化財本芳我家住宅主屋ほか三棟保存修理工事報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会、芳我大輔、2006
- 『重要有形民俗文化財内子及び周辺地域の製蠟用具図録』内子町、1991
- 『新編内子町誌』内子町、1995
- 『続編小田町誌』小田町、2004
- 『追録五十崎町誌』五十崎町、2004
- 『つなぎ 石畳の里誌』上岡明夫、1998
- 『伝統的建造物群保存地区保存対策調査報告書』内子町、1987
- 『日本全國商工人名録(二版)』鈴木喜八・関伊太郎編、1898
- 『日本全國商工人名録(五版)』東京合資會社商工社、1914
- 『ハゼノキ今昔物語一再ハゼトピアへの道一』内子町、1993
- 『平成三年度 麓川堰堤周辺整備計画策定委託業務報告書』内子町、1992
- 『平成 29 年度企画展「きび」と高知のくらし 昔ながらのトウモロコシ』公益財団法人高知県牧野記念財団、2017
- 『満穂の昔』上岡明夫、2008
- 『六日市商店街 街なみ調査報告書』九州大学、2008
- 『木蠟資料館上芳我邸ガイドブック』内子町、2017
- 『歴史随筆』大村博、2007

文献・資料だけでなく、たくさんの町民の皆さま、自治会等各種団体の皆さまのご協力により作成することができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

内子町歴史的風致維持向上計画

令和元年 6 月 12 日 認定

発 行 : 内子町

〒 795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168 番地
町並・地域振興課 電話 0893-44-2118
八日市・護国町並保存センター 電話 0893-44-5212

調査等協力 : 東京大学都市デザイン研究室
株式会社 TIT